

令和7年第1回定例会

西川町議会会議録

令和7年 3月3日 開会

令和7年 3月13日 閉会

西川町議会

令和七年 第一回〔三月〕定例会

西川町議会 議会録

令和七年 第一回〔三月〕定例会

西川町議会 議会録

令和7年第1回西川町議会定例会会議録目次

第 1 号（3月3日）

○議事日程	1
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議会諸報告	5
○行政報告	7
○議案の上程	9
○施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明	9
○議案の審議・採決	2 1
○予算特別委員会の設置及び委員会付託	2 2
○請願の常任委員会付託	2 2
○散会の宣告	2 3

第 2 号（3月4日）

○議事日程	2 5
○出席議員	2 6
○欠席議員	2 6
○説明のため出席した者	2 6
○事務局職員出席者	2 6
○開議の宣告	2 7
○一般質問	2 7
佐藤 大 議員	2 7

荒木俊夫議員	45
佐藤仁議員	56
飯野幹夫議員	72
菅野邦比克議員	88
○散会の宣告	101

第 3 号 (3月5日)

○議事日程	103
○出席議員	104
○欠席議員	104
○説明のため出席した者	104
○事務局職員出席者	104
○開議の宣告	105
○一般質問	105
大泉奈美議員	105
佐藤耕二議員	117
佐藤光康議員	135
○散会の宣告	146

第 4 号 (3月13日)

○議事日程	147
○出席議員	149
○欠席議員	149
○説明のため出席した者	149
○事務局職員出席者	149
○開議の宣告	150
○日程の追加	150
○議案の審議・採決	150
○予算特別委員会審査報告書の提出	170
○予算案の審議・採決	172

○請願の審査報告	175
○議員派遣について	176
○閉会中の継続調査申出	176
○日程の追加	177
○議案の審議・採決	177
○閉議・閉会の宣告	178
○署名議員	179

令和 7 年 3 月 3 日

令和7年第1回西川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和7年3月3日(月) 午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議会諸報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案の上程

承認第1号 令和6年度西川町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認について

同意第1号 西川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第 3号 西川町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

議第 4号 西川町ブレジャー対応型施設条例の設定について

議第 5号 西川町まちづくりクラウドファンディング活用支援基金条例の設定について

議第 6号 西川町立病院及び西川町立診療所条例等の一部を改正する条例の設定について

議第 7号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定について

議第 8号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

議第 9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

議第10号 西川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第11号 西川町児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について

議第12号 西川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

議第 1 3 号 西川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 4 号 令和 6 年度西川町一般会計補正予算 (第 1 1 号)

議第 1 5 号 令和 6 年度西川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)

議第 1 6 号 令和 6 年度西川町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

議第 1 7 号 令和 6 年度西川町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議第 1 8 号 令和 6 年度西川町病院事業会計補正予算 (第 1 号)

議第 1 9 号 令和 6 年度西川町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

議第 2 0 号 令和 7 年度西川町一般会計予算

議第 2 1 号 令和 7 年度西川町国民健康保険特別会計予算

議第 2 2 号 令和 7 年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算

議第 2 3 号 令和 7 年度西川町後期高齢者医療特別会計予算

議第 2 4 号 令和 7 年度西川町介護保険特別会計予算

議第 2 5 号 令和 7 年度西川町病院事業会計予算

議第 2 6 号 令和 7 年度西川町水道事業会計予算

議第 2 7 号 令和 7 年度西川町公共下水道事業会計予算

議第 2 8 号 令和 7 年度西川町農業集落排水事業会計予算

日程第 6 施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明

日程第 7 議案の審議・採決

承認第 1 号 令和 6 年度西川町一般会計補正予算 (第 1 0 号) の専決処分の承認について

同意第 1 号 西川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 8 予算特別委員会の設置及び委員会付託

日程第 9 請願の常任委員会付託

出席議員（8名）

1番	佐藤大議員	2番	飯野幹夫議員
4番	荒木俊夫議員	5番	佐藤仁議員
6番	佐藤光康議員	7番	大泉奈美議員
8番	佐藤耕二議員	10番	菅野邦比克議員

欠席議員（2名）

3番	後藤一夫議員	9番	古澤俊一議員
----	--------	----	--------

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	副町長	内藤翔吾君
教育長	前田雅孝君	総務課長	佐藤俊彦君
つなぐ課長	松田淳一郎君	企画財政課長	大泉健君
町民税務課長	吉見政俊君	健康福祉課長	荒木真也君
みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡邊永悠君	観光課長	柴田知弘君
かせぐ課長	石川朋弘君	建設水道課長	眞壁正弘君
病院長	武田隆君	病院事務長	土田里香君
まなぶ課長	安達晴美君	監査委員	古沢美代子君

事務局職員出席者

議会事務局長	飯野勇君	議事係長	鬼越晃一君
書記	柴田歆那君		

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定数に達しておりますので、これより令和7年西川町議会第1回定例会を開会します。

なお、3番、後藤一夫議員、9番、古澤俊一議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

◎開議の宣告

○菅野議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○菅野議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、1番、佐藤大議員、2番、飯野幹夫議員を指名します。

◎会期の決定

○菅野議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から3月13日までの11日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月13日までの11日間に決定しました。

◎議会諸報告

○菅野議長 日程第3、議会諸報告を行います。

議長報告を行います。

議会諸般の報告を行います。

12月10日、本町議会で実施いたしました令和5年度事務事業評価の結果を菅野大志町長に報告するとともに、政策提言を提出いたしました。

事務事業評価では、副業人材及び外部人材登用事業、鳥獣被害対策に要する経費など、7事業について評価を行っております。また、文化財の保存活用について並びに株式会社米月山についての2項目について、政策提言を行ったところであります。

政策提言は、議会の総意として、今後の町の発展を願い施策に反映するよう求めるものであり、1月7日に提言への回答を町長からいただいております。

12月23日、村山地方町村議会議長会・議員合同研修会が大石田町町民交流センター虹のプラザで開催され、本町議会の全議員10人が出席しております。研修会では、仙台大学准教授、松井陽子氏から「中学校部活活動地域移行について」と題して、日本におけるスポーツの歩みと課題、国の取組と地域の現状を基にスポーツを通じた地域の連携の事例を紹介いただき、興味深く研修してまいりました。

1月17日には、村山地方町村会との懇談会が朝日町エコミュージアムコアセンター創遊館で開催され、合同会議のテーマとして、公立学校の現状と課題について各町から報告がなされ、意見交換を行いました。

2月12日には、山形県町村議会議長会第76回定期総会が山形県自治会館で開催されました。

議事では、令和7年度の事業計画に当たって、町村において、少子高齢化や過疎化、本格的な人口減少社会により厳しい経済、雇用情勢に悩まされ、地域の活力が減退している現状にあります。

一方、行政監督機能、さらに財源機能を有効に活用し、執行機関との協調性を図り、自主的な取組を積極的に展開し、自らの魅力を高め、住民の負託に応えていかなければならない。

利益代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任は格段に重いものとなっていることを全体で共有し、このような現状を十分に認識し、議会制民主主義の健全なる発展と町村自治振興事業の充実強化に寄与することが決定されました。

以上、議長報告といたします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

8番、佐藤耕二議員。

[8番 佐藤耕二議員 登壇]

○8番（佐藤耕二議員） 西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。

2月5日に開催されました令和7年第1回臨時会の報告をいたします。

初めに、1月20日付で寒河江市長に就任したことに伴い理事長となりました齋藤真朗氏から就任の挨拶がありました。

提出案件数は3件で、議第1号では、令和6年度西村山広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,237万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億395万6,000円とする補正予算を賛成多数で決定いたしました。

補正の主なものは、人事異動及び山形県人事委員会勧告に伴う人件費の精査や事業費確定等に伴う所要額の精査によるものであります。

議第2号では、令和6年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター斎場特別会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,030万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億927万円とする補正予算を賛成多数で決定いたしました。

補正の主なものは、一般会計と同様に、人事異動及び山形県人事委員会勧告に伴う人件費の精査や事業費確定等に伴う所要額の精査によるものであります。

議第3号では、西村山広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成多数で決定いたしました。山形県人事委員会の給与改定に関する勧告に準じ、組合職員についても所要の改正をしたものであります。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

○菅野議長 以上で議会諸報告は終わりました。

◎行政報告

○菅野議長 日程第4、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 おはようございます。

本日、令和7年第1回定例会を招集しましたところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。

初めに、議員の皆様から一般質問でいただきました宿題の対応を申し上げます。

菅野邦比克議長から令和6年12月定例会でいただきました西川保育園の環境整備でございます。

今定例会に提出します当初予算案に保育園玄関のオートロック機能付きの自動開閉設備、また、インターフォンの設置、送迎用スペースの整備を計上しております。

古澤俊一議員からは、令和6年6月定例会で空き家問題の対話会についていただきました。

令和6年9月に空き家の専門家を招きまして、空き家問題やそのリスク、空き家の利活用について、事例を交えたセミナーを開催しました。このほか、地区対話会などで空き家バンクのチラシを配布するなどしております。

佐藤耕二議員からは、令和6年9月定例会で鳥獣被害防止支援策についてご質問をいただきました。

猟友会の皆様が出勤された際に、鳥獣被害防止対策協議会から支給している出動手当を令和7年度から引き上げる予定でございます。出動手当には様々なメニューがありますが、例えば捕獲手当については、5,000円から1万円に引き上げる予定でございます。

佐藤仁議員からは、令和6年6月定例会でコーポ睦合の外壁改修や階段手すりの設置についてご質問をいただきました。

今定例会において同様の一般質問の通告をいただいておりますので、明日の一般質問の答弁の中でご回答をさせていただきます。

荒木俊夫議員からは、令和5年3月定例会で災害ボランティアの受入体制についてご質問をいただきました。

少し遅くなりましたが、令和6年8月にボランティアセンターを西川交流センターあいべに設置することや、業務内容を定めた西川町防災ボランティアセンターの設置及び運営に関

する協定を西川町社会福祉協議会との間で締結をいたしました。また、令和6年10月には、関係人口の皆様と防災オリエンテーションを開催しました。さらに、今年度、防災ボランティアの皆様の活動環境の向上を図るため、簡易組立てトイレを2台購入したところでございます。

飯野幹夫議員からは、令和6年9月定例会で町独自のシール、月山のめぐみのブランドを活用するなどして、町内の生産物をブランド価値向上につなげていくことについてご質問をいただきました。

現在、第2世代交付金でブランディングのために必要な費用を申請しており、交付金の獲得が得られれば、商標登録も含めた形でブランディングを検討してまいりたいと考えております。

次に、2月2日に開催しました西川町ごちやませ交流会について申し上げます。

当日は、町内外から200名を超える方にお越しをいただきました。朗読会では、町民の皆様も参加していただき、三味線の演奏や絵本の読み語り、紙芝居の披露、小学生2人が堀井美香さんと一緒に朗読をするなど、会場を盛り上げてくださいました。

続きまして、2月15日に町民スキー場で開催しました第3回にしかわスキーじょんだずね選手権について申し上げます。

この大会は、西川小学校スキー教室も兼ねて開催し、児童84名に加え、一般参加者10名が参加し、合計94名の皆様からエントリーをいただきました。持続可能な開催形式を求めて、グレンデスキーのお披露目会という形で3年前から開催しております。大会運営には、町スキー連盟が主幹団体として運営し、参加者全員に特製の木製メダルを完走賞として授与いたしました。ゴールエリアでは、大勢のご家族の皆様が我が子の滑る姿を観戦をされました。

次に、2月22日に開催しました西川町生涯学習総合表彰式について申し上げます。

本表彰式では、スポーツや文化関係において優秀な成績を収めた方々を表彰しております。西川町スポーツ振興功労者表彰では、全国大会で優勝を収めた個人5名、また、西川町スポーツ協会優秀選手表彰では、栄光賞、殊勲賞など26名6団体が受賞されました。バレーボール、カヌーのほか、剣道、水泳、サッカー、陸上、野球など多方面な活躍が光った1年となりました。今後のご活躍に期待いたします。

次に、第31回丸山薫少年少女文学賞、青い黑板賞コンクールについて申し上げます。

町内をはじめ、寒河江・西村山地区の小中学校から、昨年度より102点多い計681点の応募がございました。審査員4名による厳正な審査を経て、最優秀賞「青い黑板賞」、優秀賞な

ど28名が受賞をされました。

さらに、27日には、第42回西川町読書感想文感想画コンクールの表彰式を学校を会場に行ったところでございます。

以上、申し上げます、3月定例会の行政報告といたします。

○菅野議長 以上で行政報告は終わりました。

◎議案の上程

○菅野議長 日程第5、議案の上程を行います。

承認第1号 令和6年度西川町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についてから、議第28号 令和7年度西川町農業集落排水事業会計予算までの29議案を一括して上程いたします。

◎施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明

○菅野議長 日程第6、施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 では、来年度に向けた施政方針をお話しをさせていただきます。

冒頭、お礼を申し上げます。

隠れ積雪日本一と評される我が町。大変厳しい自然環境の中でも、私たちが安心して住むことができるのは、建設業者をはじめとする除雪に関わる全ての皆様が深夜に起床され、不規則な生活を強いられながらも、除雪をいただいているからでございます。

また、森林組合や民間の事業者、地域の方々が高齢者のご自宅での除雪を担っていただき、心から敬意を表します。

さらに、町民の皆様には毎日のような除雪作業、大変お疲れさまでございました。大雪の影響から除雪等でおけがをされた方々、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、来年度の施政方針を述べさせていただきます。

人口減少が続く中、西川町はここ10年が勝負どころだと考えております。私は、この町の岐路に当たる重要な時期に、町民の皆様より負託をいただきました。

本日は3月3日でございます。ひな祭りの日です。3年前の3月3日は、私が国家公務員を辞職した日でもございます。3年前の今日は吹雪でした。息もできないぐらいの猛烈な吹雪でした。そのような吹雪の中、私は古澤俊一前議長や菅野議長と町の1軒1軒を回ってご挨拶をしていました。

特に古澤議員は、「俺はこの若者にかけているんだ、彼なら大丈夫だ、頼む、俺が責任を取る」とご自身の信頼を地盤、看板、かばんもない私に分けていただきました。この古澤議員のようなお世話になった方々、期待している方々に応えなければならない。これが私の原動力の一つです。

なお、古澤議員は私の恩師であり、政治は何たるかを教えていただきました。この恩師たる古澤議員の快復を心から切に祈念いたします。

もう一つは、幼い頃に感じた劣等感に関する反発です。

私は小学校の頃、野球のスポーツ少年団、西川ライオンズに入団しておりました。人数の多い相手チームは、人数の少ない西川ライオンズなら勝てると、我がチームとの対戦を残念ながら喜びました。また、中学校時代も、陸上競技大会のリレーの団体競技で大きな中学校に勝てず笑われるなどの経験もいたしました。

なぜ生まれた町、入学した小学校の人数が少ないことでこんな思いをしなくてはいけないのか。皆様も幼い頃感じたことはなかったでしょうか。私は、今の西川の子どもたちにこのような悔しさを経験してもらいたくありません。そうならないように、私たちが頑張らなくてはいけないと思っております。

今申し上げた2点をエネルギーの源泉として、来年度も現場を大切に、職員と一体感を持って、町民の皆様から信頼をいただけるよう取り組んでまいります。

続きまして、令和7年度における町政の基本方針や政策の柱を申し上げます。

我が町の最大の課題は、急激な人口減少。私が小学生だった40年前は、人口8,000人を超えていました。学校が終わってからでも、お店で友達と買物をするなど、遊びました。スキー、野球などのスポーツ少年団もありました。地域では、春にはお祭り、夏には盆踊り、秋には区民の運動会、冬には御紫灯、灯籠づくりなど、四季を通じて恒例行事がたくさんありました。家族でも喫茶店に行ったり、町内のスーパーに行ったり、これらのお店や行事、地域にはたくさんの笑顔がありました。私は人が少なくなっても笑顔の絶えない町を取り戻し

たいと思っております。

町民同士あるいは新しく町に来ていただいた方の陰口を言い合ったり、足を引っ張ったりするのではなく、共に助け合い、苦しんでいる人を助け合う、寛容で楽しい西川町にしたいと考えております。

来年度の基本的な考え方は、次の4つでございます。

- 1つ、今申し上げた寛容な町をさらに進展させたい。
 - 2つ目、DX活用により効率的な役場をつくり、対話の時間をつくっていききたい。
 - 3つ目、町の動きが活発だと思われるようになりたい。
 - 4つ目、町民の皆様を巻き込んだ取組を継続あるいは挑戦していききたい。
- 1つ目の寛容な町をさらに進展させたいについて申し上げます。

寛容な地域や希望を感じる地域と人口の増加は、正の相関関係にあります。この調査結果が民間企業が公表をいたしました。つまり寛容な町、希望を感じる地域は、人口増加に転じやすいということでございます。寛容な町となるためには、正しい情報を提供し、町内外の方が交流し合う、理解し合う、この活動の反復が必要です。交流を促すためには、こんな方がこんな目的で西川町にお越しになっている、こんな方が来ていますので会ってほしいなど、このような正しい情報を瞬時に提供することが重要です。それには、全世帯に配備したタブレットつながるくんを通じて提供することが最も効果的です。

このような仕事は行政の仕事ではないと言う方もいらっしゃるかもしれませんが。しかしながら、この10年、できることは何でもする。この精神で子どもたちの活躍、地域の活動、西川町の報道を皆様に伝え、交流をするきっかけづくりの一助にしたいと考えております。

また、ごちゃまぜ交流会を各地で促すため、ミニデイに移住希望者が参加したり、町主催事業には、地域を超えた町内の方々が交流する仕組みをつくり、また、ハード面ではトラス、サロンなどの拠点、集まりやすいハードを充実してまいります。

健康福祉課、服部さんや前田さん、佐藤さんが頑張ってもらい、どの地域に住んでも介護予防の取組であるミニデイの活動がひとしく受けられるようになりました。今年度のミニデイの開催回数は前年度の2倍。町からバスや支援金をご提供して、町内各地区、特に吉川、大井沢、間沢を回って、こんな発見があったなどと参加者からはお聞きします。本当にうれしくなります。引き続き、このような交流するような事業に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、人口が増えている地域は、先ほど申し上げた調査結果によれば、行政、政治への

信頼がある、また、町の動きが活発である、この2点が重要と示唆しております。この行政の信頼を上げるためには、しっかりとした情報提供、町民の皆様との対話をする時間が必要です。2つ目として、DX活用により効率的な役場をつくり、その対話づくりの時間を捻出していきたいと考えております。

西川町は、3年前のコロナ特別交付金の一部を職員に投資しております。近隣の町村が商品券を幅広く提供する中、我が町は商品券のご提供を高齢者に絞り、その交付金の一部を職員の求めに応じてデジタル推進の予算に充てました。これにより、職員一人一人にノートパソコンが配備され、また、個人にメールアドレスが付与され、デジタルトランスフォーメーションを進める上での基礎が確立されました。

さらに、山形県庁よりも先駆けてマイクロソフト365、また、情報を瞬時に共有するグループウェアなど、最新鋭のデジタルツールも導入しました。これにより、町民のお困りごと、ご提案等の個別の御指摘さえも町職員で共有し、担当課だけでなく全員で対応することで、お一人の声であっても、的確に迅速に対応できるようになりました。

また、60回以上もの対話会で得た情報も各課で共有され、AIにより整理され、これを解決していくためにどういったらできるか、補助金を得るためにどのように計画をしていくかなど、要望をかなえるための実行力がついてきたと考えております。

一方で、人はうわさや大きい声の方、1人で要望も幾つも言う、声の大きい意見に流されがちです。これまでは、職員もできない理由をしっかりと説明してこなかったこともあったと思います。これにより、なお町民の皆様は私ら行政を信じていないかもしれません。これからは違います。私も職員も言いにくい事情、真実さえも語る。逃げることなく、正面から対話するようなそんな組織づくりを行ってまいります。

昨年度も今年度もデジタルツールを導入してまいりました。来年度は、さらに業務の効率化を行うとともに、規則も改正し、効率的な運営を図ってまいります。

西川町は、総務省のフロントヤード改革業務、全国8つの自治体が採択を受けたうちのひとつでございます。例えば、紙で頂いた請求書なども、RPAという技術で伝票処理が適切に迅速にできるようなツールも導入する予定でございます。

また、機器の導入だけではなく、デジタル導入に伴う規則を改正し、効率性を追及してまいります。このため、今年度と来年度の予算案は少し比較しにくいかもしれません。例えば、今年度まで備品は各課に予算配分され、各課で定期的に調達をしてまいりました。来年度は総務課に予算を集約し、年に数回まとめて購入するような仕組みに変えていこうと考えてお

ります。

議員の皆様にはご不便をおかけしますが、予算審議の際、ご質問やご要望をいただければ、しっかり対応してまいりますので、職員が町民との対話の時間を増やせるよう予算案の記載が昨年と異なりますことをどうかご協力、ご寛容のほどをお願いを申し上げます。

先ほど申し上げた調査結果では、人口の増加する地域は政治への信頼が必要だと。もう一つ、町の動きが活発だと思われる必要があります。この町の動きが活発と思われる地域づくりも必要でございます。行政としては、今年度、昨年と同じような催事を行ってまいります。なるべく早くスケジュールや内容も発表し、町民や西川ファンが関われるところがないかを考えられるよう情報発信をしっかり行い、段取りよく進めてまいります。また、元気な町と思ってもらえるような広報も充実させていきます。

1つ目、国道沿いの看板の充実。

西川町の認知度を調査したところ、多くが国道沿いの施設看板でした。町有地だけでなく、町民の皆様の国道沿いの建物もお借りし、効果的な広報を行ってまいります。

2つ目、新聞やテレビに掲載いただくよう戦略的に報道機関と対話を行ってまいります。

例えば、各課で催事をする都度、その内容を報道機関へお知らせ、プレスリリースをします。また、報道してもらえよう報道機関とも対話していきます。例えば、対話を経て「日本一の雪国宣言」から「隠れ積雪日本一」と変えただけで、報道回数が格段に増えました。西川町の令和3年度の報道は年間40件、今年度、まだ終わっておりませんが、160件の報道、約4倍に報道回数は増えました。

3つ目、引き続きSNSや、特にLINEやInstagramでの広報、さらに、つながるくんでの発信を強化してまいります。つなぐ課の職員が頑張ってくれています。

報道だけでなく、元気になったと思われるには、町民が生き生きすることが大切です。町民が団体を組織してやりたいことを応援する、いわゆる「すっだい補助金」を充実してまいります。町内の草が気になる場所を草刈りをしていただく「西川きれいにし隊」などはこの補助金を契機に、補助金がなくても活動を継続していただいております。

4つ目、今年度は役場内だけでなく、町民の皆様にも各方面でご協力をいただきたいと考えております。

町民を巻き込んだ取組への挑戦を継続をさせていきたいと考えております。いくら町職員が頑張っても、限界がございます。町民の皆様からご協力いただくことが持続可能な町への礎になります。これまでも町民の皆様を巻き込んだ取組が実を結びつつあります。例えば、

ごちゃまぜ交流会で、寛容な地域をつくる。このメッセージ、スローガンを徐々に町民の皆様、地区の皆様が理解を深めていただいております。各地区でごちゃまぜ交流を意識した取組を行っていただいております。ミニデイでの他の地域を訪れたり、新しくできたいきいきサロンさらぬまさんを他の地域の方が活用していただいております。

また、つながるくんの確認ボタンへのご協力もありがたく考えております。年明けも60%以上の方に確認ボタンを押していただき、タブレットを利用して食育事業を行っている。これは、給食費無料化につながる取組でございます。このほか、このタブレットを生かした地域づくりが国に評価され、ミニデイのバス無料化の財源など様々な財源にしております。タブレットを生活インフラに昇華させる全国唯一の自治体として、国から10億円以上の獲得ができております。

新たな町民を巻き込んだ取組についてご紹介をさせていただきます。

今月から発足するチームを組織してまいります。恒久的な財源を得るために文化財の登録を進めてまいります。現在登録数は36、これを今年度5月までに1,000以上に増やすため、特別チームを組織いたします。国は文化財1点につき1万円の特別交付税を町に交付します。国の補助メニューの少ない歴史文化振興、また、各地区などの地域振興に向けた財源を確保していきたいと考えております。文化財は所有権が町になく、町民の皆様であっても構いません。ご自宅の掛け軸や近くのほこら、お地蔵様など、情報を町にお寄せいただければと思います。

このように町民のやりたいことを応援し、広報を充実させ、町民の皆様も財源確保にご協力いただき、活気のある町と思われる町にしていきたいと考えております。

では、今まで申し上げたのは方針でございます。具体的な事業は、第7次総合計画を羅針盤として進めます。総合計画は、令和12年度までの町の具体的な事業を定めた中期計画です。本計画では5つの基本目標、「稼ぐ!」「つながる!」「育む!」「支え合う!」「持続する!」を掲げ、その中に95の目標値がございます。

令和5・6年度の成果としては、その目標値のうち75%の指標が順調に進捗しております。これも職員の不断の努力のたまものでございます。審議員の方々からは、令和5年の人口の社会減ゼロの成果を特にご評価いただきました。今後も、我が町は外部環境の急激な変化や、国や山形県の方針の変更にも柔軟に対応していくため、毎年本計画を更新してまいります。

これらの5つの章で構成される総合計画は、決して絵に描いた餅ではありません。本気で実施してまいります。本計画は、職員の手引書でございます。各職員の一人一人の人事評価

の対象となる目標となります。そして、これらの諸施策、諸事業の目標達成の結果、我が町は消滅することなく生き残ることができるものと確信しております。

このためにも、我が町はまず計画どおりに物事を進捗させ、令和12年度までの生産年齢人口の増加を達成させます。

来年度の予算規模について申し上げます。

2割増しの90億円でございます。この一般会計当初年度予算額は、前年比20.4%、15億2,200万円の大幅な増加、当然町政史上初めての90億円台でございます。3年連続で過去最大を更新しております。

支出は多くなりました。しかしながら、地方債の発行は前年比65%減の3億円。また、資本と言われる財政調整基金、減債基金は3億7,823万円の取崩しにとどめております。このように、予算が大幅に増加した一方で、地方債の発行を抑え、財政調整基金などの基金を大きく取り崩さずに予算編成をすることができました。

これを可能にしたのは、国から得られる国庫支出金や特別交付税の徹底活用、また、個人版のふるさと納税の増によります。特に国の新しい地方経済・生活環境創生交付金は、短期間の申請期間でありました。しかしながら、3年間で総額50億円を申請できたのは、職員がいつも町民の皆様と対話し、課題を詳細に把握しているからでございます。さらに補助金獲得に向けて、副町長やかせぐ課を中心に、総務課の危機管理係、観光課など特別チームを編成するなどして、柔軟に対応してくれた職員による不断の努力のたまものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

最後になります。

先ほど総合政策委員の方からご評価いただいた社会減ゼロを達成するなど、現在のような状況は奇跡的だと考えております。私だけでできるものではございません。町職員も、第三セクターの職員も、町民の皆様も、西川ファン、連携企業の皆様のおかげでございます。町民同士が悪口を言ったり、足を引っ張ったりするのではなく、共に助け合い、楽しい、寛容な西川町にできているからだと考えております。楽しい、寛容な西川町となれば、令和12年度にはおのずと人口の社会増につながり、やがては生産年齢の増、そして、人口増に転ずることになるでしょう。

しかしながら、現実にも目を向けると、近年、町で誕生する赤ちゃんの数は毎年10名前後。社会増となるまで人口減少の大きな波が我が町に押し寄せています。私はこの町の船頭として、デジタルの進展や気候変動など、急激な社会の変化の中でも、国の政策の風をしっかりと

読み、前例がないことでも果敢にチャレンジし、先行メリットやチャンスをしっかりつかんでまいります。町は挑戦をし続け、来たるべき人口減少の大きな波に対しては、100億円以上の予算で迎え撃ち、町民がこの町に住んで良かった、ずっと住んでいたいと思われる町を全身全霊でつくってまいります。

議員の皆様も町民に加え、我々と対話を深め、子どもたちに胸を張って「西川町出身だ」と子どもたちが言えるように、まちづくり、また、人口増加が見込まれるような寛容な町にしていくため、ご協力とご指導のほどよろしくお願い申し上げます。共に頑張りましょう。

○菅野議長 ここで休憩します。再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

上程議案の提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 では、提案理由のご説明をさせていただきます。

承認案、人事案、一般議案、条例案、令和6年度一般会計、特別会計及び企業会計の各補正予算案並びに令和7年度一般会計、特別会計、企業会計の各予算案のご説明を申し上げます。

なお、議第20号 令和7年度西川町一般会計予算につきましては、先ほど申し上げた施政方針をもって提案理由とさせていただきます。

承認第1号は、令和6年度西川町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についてでございます。

令和6年度西川町一般会計補正予算（第10号）は、地方自治法第179条第1項の規定により、2月17日付で専決処分をしたので、同条第3項の規定により承認を求めるために提案するものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,500万円を追加し、総額を87億7,981万3,000円とするものでございます。

補正の内容は、今冬の除雪による経費の追加でございます。歳出は第8款土木費、財源は第18款ふるさとづくり基金繰入金を追加したものでございます。

同意第1号は、西川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

同委員、澁谷健悦さんは、令和7年4月17日をもって任期満了となります。その後任として、佐藤丈助さんを新たに選任するため、提案するものでございます。

同意第2号は、人権擁護委員候補者の推薦でございます。

人権擁護委員、佐藤登紀子さんは、令和7年6月30日をもって任期満了となります。その後任として、束松みち子さんを新たに推薦するための提案でございます。

議第3号は、西川町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定でございます。

西川町の特定事務を取り扱う郵便局を指定するため、提案するものでございます。

議第4号は、西川町ブレジャー対応型施設条例の設定でございます。

同施設を設置するため、提案するものでございます。

議第5号は、西川町まちづくりクラウドファンディング活用支援基金条例の設定についてでございます。

西川町まちづくりクラウドファンディング活用支援基金を設置するため、提案するものでございます。

議第6号は、西川町立病院及び西川町立診療所条例等の一部を改正する条例の設定でございます。

西川町立病院において障害福祉サービスを提供するため、提案するものでございます。

議第7号は、西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についてでございます。

西川町福祉センター条例の公布に伴い、規定の整備を図るため、提案するものでございます。

議第8号は、西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてでございます。

人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づき、令和7年度の一般職の職員の給料表の改正等を行うため、提案するものでございます。

議第9号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律の一部改正に対応するとともに、規定の整備を図るため、提案するものでございます。

議第11号は、西川町児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定でございます。

上間沢児童遊園及び稲沢児童遊園を廃止するため、提案するものでございます。

議第12号は、西川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

人事院規則の一部改正に伴い、規定の整備を図るとともに、町職員の仕事と生活の両立支援を拡充するために行うものでございます。

議第13号は、西川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令に基づき、規定の整備を図るため、提案するものでございます。

議第14号は、令和6年度西川町一般会計補正予算（第11号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,983万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億964万8,000円とするものでございます。

補正の内容は、各種事務事業の確定、急を要する事業の経費に係る補正、繰越明許費の追加及び地方債の変更でございます。

初めに主な歳出ですが、第3款民生費は、事業の確定による国民健康保険特別会計繰出金、高齢者等除雪支援事業負担金の追加など、518万9,000円を追加するものでございます。

第4款衛生費は、保健センター廊下雨漏り対策工事費、大井沢歯科診療所会計への繰出金、合わせて141万4,000円を追加するものでございます。

第6款農林水産業費は、発芽胚芽米製造施設電気料金高騰対策支援、啓翁桜生産コスト高騰対策事業補助、森林環境譲与税基金積立て、合わせて2,283万5,000円を追加するものでございます。

第9款消防費は、消防団員出動報酬39万7,000円を追加するものでございます。

歳入、第15款県支出金128万2,000円、第18款繰入金1,332万円、第21款町債4,130万円をそれぞれ追加し、第14款国庫支出金4,959万7,000円を減額し、それでもなお不足する財源2,353万円は、第10款地方交付税を充てるものでございます。

繰越明許費の補正は、物価高騰対策事業、町道改良事業、公共土木施設災害復旧事業など、7事業を追加するものでございます。

町債の補正は、道路橋梁整備事業の変更に伴うものでございます。

議第15号は、令和6年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

事業勘定における保険基盤安定負担金の交付決定及び直営診療施設勘定におけるへき地直診診療所運営費補助金の交付額決定による歳入歳出予算の組替えを行うものでございます。

議第16号は、令和6年度西川町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ534万7,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ8億717万7,000円とするものでございます。

歳出は、第1款総務費12万7,000円、第2款保険給付費500万円、第5款諸支出金22万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳入は、第3款国庫支出金143万7,000円、第4款支払基金交付金135万円、第5款県支出金62万5,000円、第7款繰入金193万5,000円をそれぞれ追加するものでございます。

議第17号は、令和6年度西川町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、その総額を411万9,000円とするものでございます。

議第18号は、令和6年度西川町病院事業会計補正予算（第1号）でございます。

資本的収入は、既決予定額に企業債570万円を追加し、収入総額1,343万1,000円とするものでございます。

補正の内容は、資本的収入に医療機器整備に充てる企業債の追加、職員給与費の流用可能額の変更でございます。

議第19号は、令和6年度西川町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

資本的収入は、既決予定額に5,579万円を追加し、収入総額を1億5,425万6,000円とするものでございます。

資本的支出は、既決予定額に5,545万円を追加し、支出総額を1億9,447万1,000円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,021万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,314万7,000円に当年度分損益勘定留保資金2,706万8,000円で補填するものでございます。

次に、議第21号から議第28号までの令和7年度西川町特別会計及び企業会計についてご説明いたします。

初めに、国民健康保険特別会計について申し上げます。

事業費は、歳入歳出の総額を5億9,402万4,000円とするものでございます。

施設勘定の大井沢歯科診療所は、歳入歳出の総額を329万7,000円とするものでございます。

次に、寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ401万2,000円とするものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を1億843万8,000円とするものでございます。

次に、介護保険特別会計を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を7億5,560万円とするものでございます。

次に、病院事業会計について申し上げます。

収益的収支は、一般会計から3億796万3,000円を繰入れし、収入及び支出の予定額を7億7,083万8,000円に定め、資本的収支は、収入予定額は一般会計からの796万3,000円の繰入れとし、支出予定額を1億5,763万1,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,315万8,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額50万円及び過年度分損益勘定留保資金1,265万8,000円で補填するものでございます。

次に、水道事業会計申し上げます。

収益的収入及び支出は、収入及び支出の予定額をそれぞれ2億297万1,000円とするものでございます。

収益的収入及び支出は、収入の予定額を4,094万6,000円、支出の予定額を8,649万1,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,554万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額316万5,000円、当年度分損益勘定留保資金4,238万円で補填するものでございます。

次に、公共下水道会計について申し上げます。

収益的収入及び支出は、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ1億8,350万5,000円とするものでございます。

収益的収入及び支出は、資本的収入の予定額を1億2,615万7,000円、資本的支出の予定額を1億4,150万4,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,534万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額609万4,000円、当年度分損益勘定留保資金925万3,000円で補填するものでございます。

次に、農業集落排水事業について申し上げます。

収益的収支及び支出は、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ2,858万2,000円とするも

のでございます。

資本的収入及び支出は、資本的収入の予定額を920万9,000円とし、資本的支出の予定額を1,544万3,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額623万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5万1,000円、当年度分損益勘定留保資金618万3,000円で補填するものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、詳細は担当課長に説明していただきますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎議案の審議・採決

○菅野議長 日程第7、議案の審議・採決を行います。

承認第1号 令和6年度西川町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についてを議題とします。

ただいま町長より説明がありましたので、担当課長の説明を省略します。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

承認第1号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

同意第1号 西川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

佐藤丈助氏の選任に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

東松みち子氏の推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎予算特別委員会の設置及び委員会付託

○菅野議長 日程第8、予算特別委員会の設置及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しておりますように、令和7年度一般会計、特別会計、企業会計の予算案を審査するために、議長を除く9名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、議長を除く9名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎請願の常任委員会付託

○菅野議長 日程第9、請願の常任委員会付託を議題とします。

受理した請願は、お手元に配付しておりますとおり、総務厚生常任委員会に付託します。

◎散会の宣告

○菅野議長 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時04分

令和 7 年 3 月 4 日

令和7年第1回西川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和7年3月4日(火)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（8名）

1番	佐藤大議員	2番	飯野幹夫議員
4番	荒木俊夫議員	5番	佐藤仁議員
6番	佐藤光康議員	7番	大泉奈美議員
8番	佐藤耕二議員	10番	菅野邦比克議員

欠席議員（2名）

3番	後藤一夫議員	9番	古澤俊一議員
----	--------	----	--------

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	副町長	内藤翔吾君
教育長	前田雅孝君	総務課長	佐藤俊彦君
つなぐ課長	松田淳一郎君	企画財政課長	大泉健君
町民税務課長	吉見政俊君	健康福祉課長	荒木真也君
みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡邊永悠君	観光課長	柴田知弘君
かせぐ課長	石川朋弘君	建設水道課長	眞壁正弘君
病院事務長	土田里香君	病院経営管理室 長	佐藤尚史君
まなぶ課長	安達晴美君		

事務局職員出席者

議会事務局長	飯野勇君	議事係長	鬼越晃一君
書記	柴田歆那君		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これより令和7年西川町議会第1回定例会を開会します。

なお、3番、後藤一夫議員、9番、古澤俊一議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

◎一般質問

○菅野議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 佐 藤 大 議 員

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

[1番 佐藤 大議員 質問席へ移動]

○1番(佐藤 大議員) 皆さん、おはようございます。1番、佐藤大です。

議長より許可ありましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、町政視察の現状と新たなかせぐ事業について質問いたします。

当町においてはタブレットを全世帯に配布し、デジタルを絡めた施策を打ち出し、多額のデジタル田園都市国家構想交付金を獲得し、町政運営に当たられております。また、高齢者への使途目的である積立金として、高齢者支援等かせぐ基金を創設して、町自らが稼ぎ、積立金に繰り入れております。

DXにおけるWeb3.0のNFTによる収入、町長、副町長の講演権や相談権による収入、そしてまた、視察者からの視察料の徴収など、多岐に渡って収入源を開拓してまいりました。

こういった事業成果に関心を持たれ、最近では目に見えて当町への視察者が増加しております。

昨年の9月議会での視察料の一般質問において、何を契機に視察にお越しいただいたのかとの質問に対しましては、春に発行された広報紙であります町村週報、自治体通信の記事に興味を持たれたとのことで、町村週報では組織改革について、また自治体通信では関係人口やデジタルに関心を持ってお越しいただいているとの答弁でした。

昨年12月には、かせぐ課の取組が全国ネットのテレビ番組で放映され大きな話題となったようです。また、本年度春のかせぐ課設置後には、かせぐ！自治体としての取組が話題となり、ネットニュースにも取り上げられ注目したところです。1月の町のお知らせにも掲載されておりました「西川町にお越しの皆様」の欄には、他県の自治体からの視察がありました。中にはテレビで見た西川町の先進的な取組について関心を持たれ来庁されている自治体も複数おられたようですが、テレビなどマスメディアによる影響が、問合せや視察等の数に反映していると感じておられるのでしょうか。また、最近になって視察に来られている方々は、どのような目的で訪れているのか、お伺いをいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ただいまの佐藤大議員のご質問にお答えさせていただきます。

メディア報道については、かせぐ！自治体として11月30日に、私も好きなTBSの「情報7Daysニュースキャスター」の特集コーナーで報道され、また翌週の12月4日には、テレビ朝日の「スーパーJチャンネル」で全国放送をしていただきました。その後、視察の予約がさらに増えました。

続きまして、令和6年度の視察状況を申し上げます。視察料は1人5,000円頂いており、その全額を高齢者支援基金かせぐ基金に積み立てております。視察団体は今年度52団体、549名、視察料収入141万円でございます。視察料5,000円に対して549で250万円がいないというのは、様々な国会議員の先生や大臣クラスからの視察を頼まれたりしたものですから、そこからは完全に一致するものではございません。頂いていない自治体もあるということでございます。

都道府県別に申し上げますと、宮城県10、福島県6、山形県内6でございます。このほか東京、山梨、栃木、北海道、宮崎からも全国からお越しいただいております。視察団体としては県外の議会が最も多く19件、県外の自治体が13件、県外の民間企業、こちら企業研修も

含まれておりますが8でございます。

視察目的を多い順に申し上げます。最も多いのがNFTやかせぐ施策14団体、2番目、第2世代交付金の申請、デジタル田園交付金の申請も含まれます。これが11件。3番目、西川町の町政全般が8団体、タブレットの全戸配布5団体、つなぐ課の施策3団体となっております。一方で、最近11月に設置しました鳥獣狩猟室に関する視察も増えており3件ございました。

最近ありがたいのは首長クラスの視察も増えております。鳥取西部町村会から6名の町村長がお越しになったほか、宮城県多賀城市長らにもお越しいただきました。今後も長野県宮田町長、北海道の町村会、さらには石川、村がないからだと思うんですけども、石川県町会がこれからお越しになります。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） ご説明ありがとうございます。

かなりの数の方々がいらしていらっしゃる。やはり目的というものがNFTのほうのかせぐという項目と、あと、またこの第2世代の交付金に関連して、うちの町では多額の資金を持ってこられているので、そこら辺も実績があるということでの視察ということがやっぱり多いということが分かりました。

あと、また来ていらっしゃる方も首長クラスの方まで来ていただいて、やっぱりかなり注目されているんだというのを実感したところでございます。

質問の2になりますが、私、1月27日に役場に用事がありまして来まして来まして、玄関口で町長にお会いいたしました。入口の歓迎の表示に京都の笠置町と宮崎の高原町がありましたので、「最近視察が多くなりましたね。このたびは何か合宿で来ているそうですね」とお伺いしましたところ、「いや、コンサルは金になるんですよ」というご返事でした。宮崎の高原町は2泊3日の日程で、デジタル田園都市国家構想交付金の次となる第2世代交付金の申請対策のコンサルを受けたようですが、どのような内容でのコンサルティングを行ったのか、お聞きいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

ご質問のあった宮崎県高原町は、1月に職員4名で2泊3日の研修でお越しいただきました。目的は新しい地方創生交付金の申請です。ちょうど要綱が出たのが昨年12月でございましたので、それを受けて、私も内藤副町長もここの出身だということでお越しいただきま

した。

新しい地方創生交付金は、石破総理がデジタル田園都市国家構想交付金を発展的に解消した後継交付金でございます。この交付額は2倍、これまでの2倍の3,000億となっております。高原町さんとしては申請をしたいということで、早く申請書を出したほうがいいようですけれどもノウハウが足りないということでした。このため本交付金に詳しい我が町を研修の場として職場研修があるそうなんですけれども、選んでいただきました。

1日目、2日目は我が町の考え方と、これまで獲得して得た建物や事業の現場をご視察いたしました。3日目は、実際に補助金の申請書を書いてもらうトレーニングをいたしました。私だけでなく内藤副町長、かせぐ課長らがアドバイスをして、どんどん磨き上げていくという内容でございます。そのかいあって、高原町からは無事に申請ができたという連絡がございました。

以上です。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 了解いたしました。やはりそのノウハウというものがちょっと分からなかったというか、勉強不足だというか、足りなかったということで、分かっている西川町で習いたいということで来ていただいたと。要は申請書まで書いて提出されるようなところまで指導していただいたということだと思いますが、このコンサルティングでは料金は頂いたんでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 このときは通常の視察料を3日分か2日分、頂いております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 視察の範囲でやったということで了解でございます。

山形県内一、デジタル田園都市国家構想交付金を獲得しています西川町ですが、これもひとえにデジ田に詳しい町長の指導があって、そしてまた職員のやる気と努力で獲得したたまものであります。2月6日のオープンチャットでは、デジ田や第2世代交付金の3年間分の事業総額で50億円の申請をすることができたとの報告がありました。これ、金額、半端ないじゃないですか。我が西川町にはこのノウハウをお持ちのコンサルタントが、町長、副町長の2名がおります。ほかの自治体では羨ましがっているというよりも、宮崎の高原町のようにノウハウを欲しがっているのではないかと思います。かせぐ町としては、コンサルティング業務もこれからの事業として展開すればと思うのですが、いかがお考えなのでしょうか。

玄関口での会話では、もう既に視野に入れておられるようでしたが、いかがお考えなのかお聞きいたします。

質問の3であります。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問ありがとうございます。

さきの質問にあった高原町を例にすると、様々、西川町にもメリットがあります。自治体の相談内容に応じて我が町が持つ知見や経験に基づき助言していくことは、他の町村との交流も生まれ、町の強みを生かした事業として多様なメリットがあります。我が町には、ここはまだ優先順位低いなというものでも、この町では一番優先順位高いんだと、そうしてトレーニングしていくと、来るべきこの課題が優先順位、早いときに私らも速やかに対応できるということでございます。

例えば、新たな地方創生交付金は自治体間連携で加点要素となっております。これらの自治体とノウハウ提供をして、お互いにおなかを見せ合った中の自治体が増えていくことで共通の課題の解決を図っていくことは、採択の可能性が高まるだけでなく、獲得を目指す交付金の選択肢が広がると思っております。自治体連携は第2世代交付金にかかわらず、ほかのところでも加点要素となっております。以上のようなメリットがございます。

また、これをコンサルティングというふうに議員が表現されていましたが、当然、コンサルティングというのはボランティアではなくて有料でございます。既にご承知のとおり、私は50万円、内藤さんは副町長1万円の講演するNFT、相談するNFTを発行しています。本来はこういったお金は個人に謝金として入ってくるものですが、これを内藤さんも私も利他の精神で高齢者の方の基金に積み立てているわけでございます。

ですので、こういったことをこれから西川町でも続けていくことで、例えばコンサルティングというのは一、二時間で終わるものもあれば、今回のように交付金を申請するという重要な町の根幹に関わるような大事なご相談でございます。こちらは私らも責任を持ってそういったコンサルティングというか、もう喫緊の課題の解決になると思いますので、しっかり私らも対応するために、その分、対価を頂きたいと思っております。

ですので、年内にこういったコンサルティングというか、補助金を書き切るところまでできるような研修プログラムを組んだNFTを100万円ぐらいで販売したいなというふうに思っております。

なお、私と内藤さんだけではなくて、そういった補助金を書ける人材は西川町にそろって

います。隣の荒木課長もそうですし、その隣の渡邊課長もそうですし、かせぐ課の石川課長、渋谷係長、鈴木主事、観光課にも柴田課長、設楽補佐、木島主任、つなぐ課には松田課長、病院にもいます。服部係長です。まなぶ課は長岡補佐、阿部主任、建設水道課には宮林係長、庄司係長、全部合わせると15名いらっしゃいます。こういった世代にわたって書ける人材がいるというのは、西川町にとって持続可能な財源確保につながるものだと思っております。

ただ、今申し上げた方は全員男性でございます。女性の書き手を増やすというのが私の課題だと思っております。

以上です。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。やはり教えられる人材、これがこんなにいるんだなと。やはりこれは3年間の町長のやってきた実績かなと。まず、職員に取れるようにということで、まず最初がんと指導したと思いますけれども、それがもう一人でもできるようなまでに成長した。大変心強いことだと思います。

この研修プログラムということで、NFTでも販売するというようなお考え、なかなかいい考えだなと思います。やはりあきんど出身なものですから、商売の話となるとちょっとわくわくしてまいります、ぜひ検討していただいて町の財政が潤うように、ひとつやっていただければと思います。

続いて質問の4になります。

町は行政なりにいろいろな収入源を検討してまいりました。しかし、これからは私たち町民も巻き込んで一緒になってかせぐ事業はないのでしょうか。町と町民が一丸となってかせげる事業を検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問ありがとうございます。

町民の皆様との協働の観点から財源確保という新しい視点でございます。当然、我が町もそれを考えております。本来は、こういった稼ぐというふうになると、まず総合開発も観光協会も人手が足りなくて、民間企業として稼ぐという取組も必要でございます。観光協会も総合開発も、ハローワークやお知らせ版でまだまだ人が欲しいよということで応募いただきました。こういった応募も町民の方から応募があった。今までサラリーマンやっていたけれども町のために働きたいんだという方もいらっしゃって、そういった方を雇用できるというのは、総合開発をつくられた横山万蔵町長の考え方にだんだん一致してきたなというふう

感じております。

一方で、行政でも稼ぐ。稼ぐというのは、財源確保の面でも町民の皆様からご協力いただきたいなと思っております。

これから進めていくことを申し上げます。

地域に存在する古文書、骨董品、工芸品を国の特別交付税の対象となる文化財として登録する。そうすることで特別交付税措置の増額に向けて、町民参画型の地域が一体となったかせぐ事業を新たに進めていきたいと考えております。

現在、交付税の対象となっている町の文化財、これは38点でございます。38万円を国からその分の特別交付税を頂いているということになります。地域には私も知らないような対象となり得るお宝が多数存在すると思っております。玉貴さんや本道寺のほうにも、また歴史文化資料館にも大井沢の資料館にも、たくさん西川町にはお宝があると思います。これらに光を当てて適切に守っていくということが求められます。

今後は、その特別交付税の算定基準日が5月1日でございます。5月1日、あと2か月しかございません。町が所有する資料の登録をまず先に進めるとともに、今後発行するお知らせ版に掲載して、また各地区で開催されるミニデイなどで広報に努めまして、広く町民の皆様を巻き込んで、石仏とかお地蔵様とかないかなと、ありませんかという問いかけを町民の皆様にしていきたいと思っております。

目標は、今の100倍の3,000件の登録を目指します。歳入となる特別交付税は文化財の保護や地域の伝統文化の継承などに充てていきたいと思っております。無形文化財なので太々神楽も大丈夫です。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 説明ありがとうございます。どのような方法で事業を進めていくのかなと、この説明を求めましたけれども、大体おっしゃっていただきました。

総務厚生常任委員会より、昨年12月10日に提出いたしました文化財の保護活用についての政策提言ですが、提言の背景、趣旨の一節に、「町には貴重な指定文化財があり、さらに未指定の貴重な文化財も存在すると思われまふ。町の文化財の価値と意義を理解した上で、その有効活用を図り、まちづくりや観光に生かしていくためにも、町内の文化財の計画的な保存・活用の促進が一層求められていると考えて提言いたします」と記載しています。

なお、委員会の中でも、現在、町の文化財、先ほど38点とおっしゃいましたけれども、ありますけれども、ほかに匹敵するような仏像や古文書など数多くあるのではないかと調査して、

現状を把握できればよいのではないかとの意見も出ております。

私の地元、間沢地区にあります寺院の東泉寺であります。近年になって秘宝と言われている薬師如来の仏像が発見されました。檀家の皆さんもよく知らなかった像であります。厨子の中に入っていなかったそうで須弥壇から発見されたとのこと。400年ほど未公開の仏像ということで秘宝と言われております。今年の春には東泉寺住職の晋山式と併せて薬師如来像のご開帳、一般公開を薬師祭と称して開催する運びになっているようであります。

このように、町内にはまだ知られていない文化財が数多くあると思われ。先ほど町長が言いましたように、いろいろな方法で広報していただいて、町の文化財になるようなものを町民の皆様よりご報告いただき、そして町でも把握していただき、文化財指定にご理解をいただくことによりまして、国より安定した交付金を獲得できる新たなかせぐ事業として取り組んでいくべきではないかと思うところであります。

これでこの質問を終わります。

続きまして、町の広報発信戦略の現状と課題についてお伺いをいたします。

先ほどの質問の中には、昨年12月には、かせぐ課の取組が全国ネットの番組で放映され、テレビを見たことがきっかけになり、テレビで見た西川町の先進的な取組について関心を持ち、来庁される視察者の増加につながっていると発言いたしました。ウェブ上でのアクセスによって情報収集も有効ですが、従来のマスメディア4大媒体の中でも、テレビ、ラジオ等のスイッチを入れただけで一方的に情報が飛び込んでくる媒体は、手軽さもあって万人向けであります。

最近、西川町の話が数多くテレビに取り上げられるようになりました。「昨日、西川町の話、テレビに出たっけね」とか、「最近、西川町よく出てくるんだけど、西川町、いろいろなことをしているね、活発だね」なんていうような町のほかの人からもよく言われております。

テレビは視聴者も多く情報発信には有効な、大変効果的な媒体と言えるでしょう。まして全国ネットに取り上げられれば知名度は効果絶大です。隠れ積雪日本一の志津温泉からの中継などは西川町の情報発信にはもってこいでした。また、このたびの月山志津温泉雪旅籠の灯りにおいては、メディアからの取材件数は22件との報告がありましたが、かなりのPR効果があったのではないかと思います。

以前、町長は、西川町がテレビに出れば無料でまちのCMを流しているのと同じことだと言っておりました。町としては、こういったマスメディアによる情報発信をどのように捉え

ているのか、そして、どのような戦略を実施しているのか、お聞きいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問ありがとうございます。

新聞が一番分かりやすいと思うんですけども、新聞は大体全面広告だと、山形新聞さんと150万から130万と言われていています。ですので、例えばこの記事の10分の1ぐらいの記事が載ったら、君は15万稼いだんだというふうに言うております。ですので、そういった自分が実施した成果を数字に表すということが大事なのかなというふうに思っております。

広報戦略についてのご質問がございました。町では観光客に足を運んでいただくことで、最終的には地域内の観光消費額が向上するような持続可能性のある観光地づくりを進めています。

また、もう一つ狙いがあるって、観光でお越しいただく町だというのが西川町の強みでございます。一度来ていただいて西川のファンとなって二拠点居住や移住につながるというのが私らの理想の展開でございます。

そのためには、観光戦略のターゲットを決めなくてはなりません。町への観光客は首都圏と仙台圏で約半分を占めているということでございます。これら仙台と首都圏、交通アクセス的にはそこがよろしいのかと思うんですけども、こういった来ていただいている方々をさらに取り込むというのが基本戦略でございます。ターゲットは仙台と東京。

情報発信については、第7次総合計画の中で多くの方々に対して機会を逃さず、素早く、見やすい、アクセスしやすいSNSを活用した情報発信と掲げております。情報発信を効果的に行うには、調査によるデータ、EBPMと言われますけれども、活用することが重要です。観光戦略を進めるために昨年8月から実施している町内の来訪者への満足度調査を行っております。

中間報告になりますが、観光客の特性は以下のとおりでございます。宮城県からの来訪者、19%を占めます。20代が18.3%、高い割合を示しております。ターゲットをサウナやAI観光などの若者に絞っている効果が一定の効果が表れているかなと思っております。さらに、5回以上訪問されている方も43%、リピート率が非常に高い町だということが表れています。

また、観光だけではなくて教育としても訪れる方々がいらっしゃいます。山村留学でございます。この来訪者も増えておまして、その参加者が西川を離れても何か貢献したいということで、個人版のふるさと納税で寄附を頂くなど、こういった資金面での経済的な寄与も受けているかなと思っております。

また、観光課では、内閣官房デジタル田園都市国家構想交付金を活用して、仙台圏のリピーター層向けの広報戦略を実施しております。「りらく」という仙台圏での雑誌に毎年掲載しております。また、仙台圏や首都圏のアクティブな若者層に向けては、ご当地「じゃらん」などを発刊しております。

ほかにも熊野地内の国道112号線と道の駅にしかわの案内所前、トラスのデジタルトラスにも、デジタルサイネージという大きいテレビのような宣伝ができるようなものも国の交付金を得て設置しました。動画を観光課のほうでつくっていただいて、どんどん配信していただいております。こちらは、この交付金のほか、官公庁の高付加価値化事業の補助金を活用しまして、観光課所属の協力隊も含めて積極的に情報発信しているところでございます。

以上です。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。やはりいろいろ仕掛けていらっしゃるということで、目的としては持続性を持っていただくということと、あと、来てもらって町のファンになってもらうということで、とにかく情報を発信して集客を望んでいるというようなことでございますね。

やはり仙台、東京のほうにターゲットを絞るというふうな戦略である。結構、仙台の方々ハリピート率が高い、そんな結果が出ていると。その若者が仙台辺りからは来ていただいていると。それに対しましてはSNSなどによる発信ということで集客を求めているというふうなお話だと思いますが、新聞、テレビ、雑誌、ラジオ、マスメディアはこの代表的な媒体であって4大媒体となっておりますが、この従来のマスメディアだけでなく、やっぱり最近になってではウェブメディア、連絡手段でありますLINEとか、あとはソーシャルメディア、情報発信する媒体でありますヤフーニュースとかユーチューブとか、そういうふうな形でのインターネットメディアというのが、マスメディアの第5のメディアということに最近なってきたと思います。やっぱりそれをフル活用するというのも一つの戦略なのかなと感じたところであります。

質問の2になります。

私は、毎週欠かさずに聞くラジオ番組があります。今はradioアプリがあつて、タイムリーじゃなくても聞けるので便利になりました。好きな番組の中にYBC山形放送の「藤沢周平の世界」と「勝手にタイムスリップラジオ昭和僧」があります。これらの放送を聞いておりましたら、今年度になって番組スポンサーに西川町がついており、びっくりし

たことを覚えております。自治体ではスポットCMを流すことはまれにありますが、番組スポンサーにつくことはめったにないのではないかと思います。西川町は思い切ったことやっているなど、西川町のことだから国から資金を引っ張ってきてやっているんだろうなと思ひまして、早速、去年の夏頃でしたか、観光課に問合せしたことを思い出しました。

最近メディアに取り上げられていることが多い当町ではありますが、こちらから仕掛けているCM事業ですので、お聞きいたします。現在行っていますYBC山形放送とのラジオ番組スポンサー契約の現状と戦略をお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長。

○柴田観光課長 YBCラジオの件、ご質問いただきましてありがとうございます。契約の細かな中身もありますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思ひます。

こちら、先ほど町長からもありましたとおり、仙台圏や首都圏というターゲット層をとるところを前段に置きながらですけれども、まずは県内向けにはこのYBCさんのラジオ番組のほうにスポンサー契約をさせていただいております。

こちらのスポンサー契約につきましては、今、佐藤議員からありましたとおり、毎週日曜日午前10時5分から放送の「藤沢周平の世界」、こちらと、同じ午前10時30分から放送の「勝手にタイムスリップラジオ昭和僧」、この2つになります。この中で20秒のCM1回とともに西川町の名前が提供先として読み上げられるというようなことになっております。

こちら、この番組2つのほかにも、このスポンサー契約をすることで、詳しく申し上げますと毎週木曜日午後9時からのSnowManの「素のまんま」というYBCのラジオ番組の中で20秒CM1回、あと毎週土曜日の23時30分、午後11時30分からのSixTONESのオールナイトニッポンの中でも20秒CMを1回放送していただいているところです。

今年度4月からこの契約をさせていただきまして、月山スキー場開きやONガス、また夏の花火大会、さらには秋の和牛まつり、そして今は雪旅籠、この後は、今盛んに行っております弓張平の月山スノーランドや、今度はさらにまた来年4月からのスキー場オープンなどに向けて、この放送を続けていきたいということを思っております。こちら、年間契約することで非常に安価な価格設定をいただいているところです。

今、佐藤議員からもありましたとおり、この財源自体には内閣官房のデジタル田園都市国家構想交付金を活用させていただいております、2分の1は財源として頂いているというものでございます。可能でありましたら、議会の承認を得ながらですけれども、このスポンサー契約の放送も、この5年間続けられるというものでございますので、続けてこの交付金

の中で、あと3年、間違いなくありますので、この3年間も議員の皆様のご承認をいただきながら続けていければというふうに考えております。YBC放送さんに限らず、少し範囲を広げるかとかそういう考えもございますけれども、併せながら考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） よく分かりました。実際4番組にCMを流しているということで、地方局勢のこの20秒のラジオCMの料金は時間帯にもよりますが、スポットCMでは大体1回1万4,000円ぐらいからと言われております。町でやっているCMはタイムCM、番組提供になりますと番組の前後にクレジット、要は西川町の提供でお送りします、お送りしましたというような西川町が3回流れるので大変お得だなと。よりPRにつながるものと思っております。

1クール当たり3か月契約単位になりますと、単価は放送回数にもよりますが、1回何千円、1,000円台の料金に下がるかとは思いますが、それが4番組、しかも1年契約の4クールということで、またCMの制作費というのもありますので、それが局アナを使って、通常ですと単品だけのやつつくるとなったときには5万円ぐらいかかるのではないのでしょうか。タイムCMですとCM素材の差し替えが可能ですので、先ほどお話がありましたように西川町は季節やイベントごとに差し替えをしております。本来ですと新しいCMのごとに制作費もかかるでしょうけれども、それ、みんな込み込みでの料金、しかも安価でできていると。金額はちょっと申しませんでしたが、それは伏せておいたほうがよろしいのでしょうか。何か前にお聞きしましたときにも大変安い料金でやってもらって、本当にいいのかなというような感じを受けております。

このCMの効果は、なかなか数字には表せませんでしょうけれども、町の財源のみならず、それ用に国から資金を調達して、しかも安価にほかではやっていないラジオCMに打って出るという思い切った奇抜なアイデアは、いかにも今の西川町らしさが出ているなと思ったところでございます。

それでは、質問の3でございます。

昨年12月14日に河北新報主催の第42回仙山カレッジが、あいべにて開催されました。終了後の交流会では、パネリストの広報PRプロデューサーであります名久井麻利さんとお話をさせていただきました。当町ではラジオ番組のスポンサーCMを流しているのだけれども、どういった内容がいいんだべねということでお伺いしましたところ、情報発信のCMも基本

悪くはないんですけども、移住者を呼ぶように、移住者本人から西川町の魅力を発信してもらうような企画もあるんじゃないでしょうかとのアドバイスをいただきました。

また、ラジオCMの戦略として仙山交流も視野に入れている当町といたしましては、t b c東北放送に宮城県でのラジオCMを打って出るのもよいのではないかと思います。玉貴さんは高速で1時間の仙台圏に向けて、t b c東北放送にてスポットCMを流して仙台からのお客さんを獲得していました。町としては、マスメディアの関わりについて現状ではどのようなことを考えているのか、お聞きいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問ありがとうございます。

ラジオ好きの私としては、こういうラジオの宣伝をご評価いただいて本当にありがたく思っています。広報に係る現状の課題と今後の展開についてご質問がありましたので、お答えします。

課題は後ほどとしまして、今後の展開申し上げます。今後は、情報発信はマス向けの対応なのか、個別にお送りするかという情報の質を変えてまいります。町への関与度に応じて提供する情報を変えていくということでございます。4つの層に分かれるのではないかなと思っております。もう一度来てもらって、購買やイベント協賛にしていきたい層。二拠点居住を進めていく、してほしい層。移住に関心があるんで移住を進めていく層。関係人口のまままでとどまる層の4つに分ける必要があるかなと思っております。この人それぞれ、町に訪れただけなんだという方もいれば、ちょっと住みかも考えているなということで、提供する情報はこれから変えていかななくてはいけないと思っております。

このために新たに役場全体で、昨年12月になりますがS a n s a nというシステムを導入しました。S a n s a nです。クラウド型の名刺管理システムで、携帯でも、私、この人は顔見たことがあるんだけど誰だっけと、たしかこの会社の人だなというときに検索すると、ああ、この人だと思い出して「2回目ですね、この前ここでお会いしましたね」みたいな深い対話ができるようになります。私もそうですけれども職員もそうです。例えば私は知っていても、この人を検索したら、みどり共創課で名刺交換していたということが分かります。そうすると、「いや、いつも渡邊課長がお世話になっています」というような気の利いた挨拶ができるようになるということでございます。

これを施行して民間企業を含む関係人口のあらゆる情報を集約しまして、ふるさと納税情報の提供やイベントの告知、ターゲットに絞り込んだアプローチというのをしていきたいと

思っています。既に12月に実証をしまして、9,645人のデータベースがこの町にございます。職員と名刺交換したのは9,600人と、1万人ぐらいのデータベースがこの町にあるということでございます。これをつなぐ課主体で取りまとめなどを引き続き行っております。

また、広報の充実に関してはプレスリリースを積極的に取り組んでいます。先ほど申し上げたとおり、プレスリリースをして報道してもらえれば、ただで新聞に掲載していただく。そうすることで幾ら稼いだんだよ、あなたはということで、本人のモチベーションにもなるかなと思っています。現在では年間200件、私、就任前は大体40件でございました。200件余りのテレビや新聞に書かれているなと思っております。

さらに、仙台圏の広報を強めようというご指摘がございます。予算に計上されておりますけれども、4月より仙台の企業も地域活性化企業人の対象になることが分かりました。総務省の制度で全額特別交付税で手当てされる、派遣企業から人を派遣してもらう制度です。これを今、仙台の広告代理店との派遣協定を結ぶ準備をしております。また、町内では国道沿いに、3月から4月にかけて観光庁の事業を申請しまして誘客誘導の看板に力を入れてまいります。

以上です。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） ご説明ありがとうございます。なかなかいろいろ考えていらっしゃるなど、Sansanも使って名詞の管理、なかなかあきんどだなと思いました。なかなかうまいことをやっているなというふうに感じております。

あと、また仙台も地域活性化企業人を投与できるということで、なかなかよかったなど。近くで近在のあれから使って、しかも広告代理店だということが、これからの広報戦略には大変有意義なことを考えていらっしゃるということが分かりました。マスメディアのほうのあたり、うまく利用して、広報プレスリリースですよね、広報の。これもかなり積極的な取組があつて40件から200件になったと。やっぱりそういうこともあつたんで新聞とテレビ等で情報が流れると。それを見た人が、ああ、西川町、活発だなと、そういうふうに感じておられるということがよく分かりました。従来の4大マスメディアのみならず、やっぱり5大メディアと言われますインターネットメディア、それもうまく活用して、これからの情報発信の鍵になるように、これからさらなる情報発信を期待してこの質問を終わりにいたします。

時間も少なくなつてまいりましたが、続きまして、つながるクーポン事業についてお伺いをいたします。

西川町は、昨年9月2日から9月30日までの期間、1世帯当たり5,000円の商品券をデジタルにて配布してご利用いただきました。このたび第2弾といたしまして地域経済活性化・物価高騰対策事業として、1世帯当たり1万円の商品券を配布して3月17日より使用開始いたします。

今回のつながるクーポンでは、デジタルでの配布という初めての試みで、いろいろなご苦労があったかと思えます。これは前回ですね。当初の段階でのタブレットへのID、パスワードの入力作業では多大なる尽力をいただきました。今回、第2弾ということで、前回の入力済みのID、パスワードがそのまま使えることで、この初期段階での入力作業が省略され、かなりの労力が軽減されるものと思われまます。

また、今回は1万円分の商品券ということで、使い応えのある買物ができるのではないのでしょうか。利用者の皆様には無駄なくご利用していただきますよう、周知も含めまして、つながるクーポンの事業内容をお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は石川かせぐ課長。

○石川かせぐ課長 ご質問につきましてお答えをいたします。

今回の本事業につきましては、前回に引き続き町民の皆様の生活支援を目的に実施するものでございます。2月1日を基準日としまして1,790の全ての世帯を対象にしまして、前回使用しましたデジタル商品券、つながるクーポンを1万円分配布するものでございます。議員おっしゃっていただきましたとおり、今月の17日から6月30日までを利用期間としまして、今回、既にご登録をいただいております54店舗でご利用できるものというふうになります。タブレット、もしくはスマートフォンなど専用サイトにアクセスをしてもらい、使う枚数とお店を選んで決済する仕組みというのは前回同様でございます。

今回、この事業の財源となりますものは、国の重点交付金と県の補助事業を原資としまして1世帯1万円という、ほかの市町村よりも充実した内容で行うものでございます。

なお、既にご案内のとおりですけれども、前回に引き続き、この仕組みによりまして紙で行っていた商品券事業よりも、事務量が大幅に10分の1程度に短縮できますので、そういった短縮できた時間を町民の皆様や商工業事業の皆様と対話に向けていきたいというふうにも考えてございます。

その結果として、今回も同じような対話を通じたニーズの把握などを行いながら、第2世代交付金のように申請期間が短くても、対話を通じたニーズ把握ができたということで、いろいろと柔軟に対応できるというふうな準備につながっているものと私のほうでは考えてお

ります。

以上です。

○菅野議長 1番、佐藤大議員、持ち時間31分までですので、よろしく申し上げます。

○1番（佐藤 大議員） ありがとうございます。分かりました。

質問2になりますね。

前回のつながるクーポンでは、大きなトラブルもなく無事終了いたしました。利用者の皆様には無駄なく利用していただくよう、くまなく広報していただき、使用率は紙の商品券では80%ほどでしたが、デジタルでは95.2%という高い結果を出しております。利用者の皆様には大きな問題もなく使用されているのではないかとかがえます。

ただ、店舗側では、システムの運用上使ってみて分かる使いにくい点があり、次回の運用時にはカスタマイズしていただきたく要望しておりました。今回検討いただいたところもあるようですが、前回においての改善点を踏まえて、どのような点が改善されたのか、お聞きいたします。

○菅野議長 答弁は石川かせぐ課長。

○石川かせぐ課長 ご質問についてお答えいたします。

前回いただいているご意見としての課題は3つというふうに思っております。

1つ目は、利用の期間が短かったということで、今回、先に述べましたけれども3か月間に設定をいたしております。

2つ目は、複数枚使用もしくは決済前の最終確認についてご意見をいただいております。この点についても、まとめて使用できるなどシステムの更新のほうを行っております。

3点目ですけれども、使用できる店舗の数でございます。職員や商工会の協力もあって前回よりも増えておりますし、システム上、お店の番号と店舗に掲示するポスターの番号など、そちらのほうにも番号を盛り込むなどして、利用者にも、もちろん事業者の皆様にも分かりやすい寄り添った対応をして今回は実施するものでございます。

以上です。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。前回は一括で決済できなかったと、1,000円ずつしかできなかったのが、今回は5,000円なら5,000円、1回でできるというふうにカスタマイズいただいたようでございます。

お店を選択するときにもワンクッション置いてしないと、ちょっと間違っ

ったという事例もありましたので、それがワンクッション置けるようにしてくださいということをお願いしておきましたらば、再確認できるようにカスタマイズしていただいたと。大変お店側にとっても非常に使いやすくなったんじゃないのかなと思っているところでございます。システム業者は前回は無償で使わせていただきましたけれども、今回のシステムのカスタマイズも含めて支出はあったのでしょうか。

○菅野議長 答弁は石川かせぐ課長。

○石川かせぐ課長 今回につきましては、3か月間というランニングがありますので、そちらも含めて、これ契約をしているというふうな内容でございます。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。いろいろと今回は考えていただきまして、お店のタブレットの貸出しは当然やっていただいたんですけれども、前回。今回は新たにWi-Fiを貸し出すというところまで気を配っていただいたと、大変ありがたく思っているところでございます。

質問の3であります。システムの運用上、店舗での取引明細が残らないというのがありまして、前回も要望というか改善点ということで上がったところだと思っておりますが、今回もまだちょっとその点は改善されていないと。できましたらば、今後その辺を優先的に改善していただきたいなど。Pay Payのように、その都度、取引のメールが来て分かったら、メールが来るんで記録が残るといような感じのところもありますので、何かそういうようなことも考えていただければなど。これは要望でございますが。

これは第2弾には間に合わないんでしょうけれども、そういうふうなことも考えていただいて、町としてはそのほか改善点になるということ、今後やることを考えているものはあるのでしょうか。

○菅野議長 答弁は大泉企画課長。

○大泉企画財政課長 つながるクーポンを使用し続けていただくためには、使用する町民の方、また事業者の視点に立ちました利便性に配慮することが重要であります。昨年9月の第1弾におきましては、目標の90%を超える95.2%の使用率の結果になりました。紙の商品券と比べましても高い使用実績となりました。商工会はじめ事業者の皆さん、ケアハイツ西川の職員の方、町役場職員など、本事業に関わっていただきました皆様のご協力のたまものでありまして、改めて感謝申し上げます。

質問通告にありました議員ご質問のタブレット未配布世帯におきましては、ID、パスワ

ードを持っていれば対象店舗のタブレットでクーポン券を使用できますし、対象世帯には説明を行っております。

また、ケアハイツ入所者に対しましては、ケアハイツの職員や健康福祉課の職員が丁寧にご家族に働きかけまして、88%の高い使用となりました。また、先般、取扱店舗を対象に説明会を行いました。前回同様に月末締め翌週精算を説明しております。当初から日程の件につきましては対応できない旨はお伝えしております。

佐藤議員ご質問ありました現状の課題につきましては、今の課題につきましてははしないものと捉えておりますけれども、先ほどの質問の中で、かせぐ課長が答弁したとおりの3つの課題につきましては、今回の第2弾のほうで改善をしています。そのほかにも、現状においては、より効率的な広報ができるようにすること、少額の買物に対応できないこと、店舗の間違いを取り消せないこと、この3つの課題があると捉えております。

一方で、使い残しがないようにするためには、タブレットつながるくんによる広報はもちろんのこと、デジタル推進員によるトラスや自宅にかけてのきめ細やかな訪問サポートを行ってまいります。また、役場各課と連携いたしまして各種イベントやミニデイ、地区総会の集会において広報いたします。また、6月に入って使用率の目標達成が難しいと判断した場合には、未使用世帯に対しまして集落支援員、地域おこし協力隊、おたすけ隊による自転車の訪問、地元や知人、顔なじみの職員声かけ作戦、車がなく買物へ行けない方には移動販売事業者にご協力いただくこと、動画や広報紙による広報を行ってまいります。

○菅野議長 1番、佐藤大議員、時間になりました。

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。このたびも使い残しのないようなこの広報活動をまず頑張ってもらいたいなと思うところであります。デジタルでのクーポン券ではありますが、1回目の経験をしておりますので、よりスムーズにお使いいただけるものと確信しております。つながるクーポン事業は、住民の皆様には物価高騰対策として1万円分の商品券をお渡しして、地域経済活性化のために地元店舗にてお買物をしていただき、町民の皆さんに喜んでいただく事業でありますので、ぜひ無駄のないように使っていただきたいと願うところであります。

以上をもちまして私の質問を終了いたします。

○菅野議長 以上で、1番、佐藤大議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 荒 木 俊 夫 議 員

○菅野議長 続いて、4番、荒木俊夫議員。

〔4番 荒木俊夫議員 質問席へ移動〕

○4番（荒木俊夫議員） おはようございます。4番、荒木俊夫です。

本3月の定例議会は、令和7年度当初予算を中心に審議をする議会であり、一般会計においては過去にない90億円という大規模予算の内容に期待をしているところであります。今回の一般質問においては、安全・安心な防災対策において日夜活動していただいております消防団の再編計画と、地区と町が共同で所有しております町有林の活用について質問をいたします。

初めに、消防団についてであります。

消防団は自らの地域は自ら守るという郷土愛護の精神に基づき、地域住民が安全・安心な生活ができるよう活動をしていただいております。これまでも消防団活動の充実対策については質問をさせていただいております。町では消防団活動の重要性を理解され、団員報酬の大幅な改善、各種手当や装備品の充実など実施をしていただいております。消防団が充実した活動を行うための対策について質問をいたします。

質問の1です。消防団の再編計画と団員の充足率について質問をいたします。

1点目です。令和5年度から団員数を300名から270名に改定したことに伴って再編を行うということでありましたけれども、再編計画についてお伺いをいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 荒木俊夫議員から、消防団の再編計画についてご質問がありましたのでお答えを

させていただきます。

消防団の定数を300名から270名に改定したことに伴う再編の計画でございます。

消防団は西村山広域消防と連携しながら、火災や自然災害に対処するなど、町民の命と財産を守る要となり、地域の防災力の中核としても大きな役割を果たしております。地域の住民から高く評価され信頼を集めております。しかし、人口減少、少子高齢化、サラリーマンの増加による新入団員の減少や、平日日中の出勤可能な団員の確保など大きな課題もございます。

このような状況を踏まえ、本町では、令和5年2月に西川町消防団組織等整備計画を策定しました。令和5年度から団員の定数を300名から270名に改定し、さらに第7次総合計画においては、防災対策の推進の主要要素の一つとして、令和8年度までに仮称であります役場消防部を組織することと記載しております。

また、整備計画では分団の再編は行いません。4分団11部体制を継続してまいります。したがって令和7年度に役場消防団の組織に向けた準備を行いますので、役場消防部の団員定数と各分団、部の団員定数をこれから具体的に数字を入れていきたいと考えております。現在はまだ決まっていません。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） そうしますと、4分団11部制はこれまでどおりということで、各地域の防災力については現状を維持していくということでもあります。役場消防団、仮称でありますけれども、来年度7年度中に再編していくということではありますが、詳細についてはまだこれからだということでもありますけれども、各地区の分団においても、なかなか定数にかなり満たない部、班もあると思います。

今、消防団では各災害においては応援体制を取っておりますけれども、この応援体制についても7年度中に役場消防団を含めて見直し等々があるのか、まずお聞きしたいと思います。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

町長からもありましたように、令和7年度で仮称役場消防部の組織体制等についても検討することにいたしており、併せて分団、部の定数等についても協議することといたしておりますので、当然その中で確認、検討、これは出てくるものと承知しております。

以上であります。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。今、町長からもありましたように、7年度中に仮称でありますけれども役場消防部を再編するということでもあります。

それで、2点目になりますけれども、第7次総合計画においても令和8年度から役場消防団、これは団と書いてありましたけれども、仮称でありますけれども組織化するとあります。具体的な内容については7年度中に作成するということでもありますけれども、大まかな概要として、この役場消防部というのは、ほかの地域消防部と違って、俗に言う機能別消防団、入団時に決められた特定の活動、役割を行う消防団、つまり勤務中だけ出動するという消防団ということイメージしているのか、お聞きしたいと思います。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

仮称役場消防部、これの出動等については、ただいま荒木議員からご発言のあったとおりでございます。ご指摘のとおりでございます。基本的に、職員の中で町内に住所を有する職員は地元の消防団のほうで加入し活動しておるというのが現状と認識しておりまして、基本的には町外に住所を有する町職員で組織しまして、原則、職員の勤務時間内、平日の午前8時30分から午後5時15分までに火災が発生したときに出動するものというふうに、私どものほうでは今のところ想定してございます。これらを基にしながら、令和7年度、消防団、そして役場の中で職員と対話をしながら方向性を確定していくという形で現段階では考えてございます。

以上でございます。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 大体イメージされてきました。機能別消防部として、平日の日中、もし災害があった場合には、町外の職員を中心とした役場消防部、仮称でありますけれども、出動して対応に当たるということでもあります。

やはり、先ほど町長からもありましたけれども、サラリーマン化して、日中、一般の消防団員が町外に勤務している場合が多いので、役場消防部ができることによって機動力がアップしていくのではないかとというふうに期待をしております。規模とか人数についてはこれから定めていくということでもありますけれども、定数が270名でありますので、どの程度になるか、今後、人選をしていただければというふうに思っておりますけれども、機能別消防団なので特別活動はどうなるのかというのがあるんですけれども、ただ災害現場に行けば事故のおそれがありますので、訓練等の計画についても来年度中に計画されるのか、併

せてお聞きします。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、来年度の検討課題のひとつと認識いたしております。

以上でございます。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。体制については7年度中につくるということとありますけれども、防災とか火災の場合、出動した場合、機材が必要になってくるわけですよね。機材がないと活動できない部分があります。そういった場合に、すぐ機材を調達することはできないので、来年度中に機材を整備しなきゃいけないわけですが、この整備についてはどのようになるのか、お聞きします。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

機材につきましては、議員ご指摘のとおり、令和7年度、来年度に整備することといたしております。具体的なものといたしましては、消防庁で無償貸与の積載車、これの制度があるというふうに私どものほうでも調査の上、認識いたしておりますので、消防庁無償貸与の積載車、これを1台申請を行いまして、あわせまして既存の消防団員のほうに支給しております活動服一式、あと防寒衣でございますか。防寒衣、あと雨具などの整備予算を今定例会に昨日提出いたしました一般会計当初予算に計上いたしておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 私も知らなくて今お聞きして、消防庁のこういった貸与があるということでお聞きしまして、ありがたいなというふうに思いますけれども、積載車ということとありますけれども、これは通常の積載車、軽積載車、うちの町ですと軽積載車というものあるんですけども、普通の積載車ということによろしいわけですね。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えいたします。

そのように通常の積載車というふうに理解しております。

以上でございます。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） いろんな制度があるんだなというふうに思いました。装備品については軽積載車を活用するという活動を行うということでもあります。

活動内容については来年度中に決定するということですので、多分、町のほう、消防演習なんかには参加しないのかなというふうに思いますけれども、機能別、こういった面も検討していただければというふうに思いますし、訓練は必要でありますけれども、職員に負担のあまりかからないような対応でよろしくお願ひしたいというふうに思います。

3点目に入らせていただきます。

団員の充足率と充足率の向上対策について伺います。

第7次の総合計画では、目標年度の令和12年度には消防団の充足率を90%というふうにしております。現在の団員の充足率と充足率の向上対策についてお伺いをします。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えいたします。

消防団員の数、団員数につきましては、令和7年2月末現在で237名でございます。定数270名に対する充足率は87.8%というふうに捉えてございます。この中で地域おこし協力隊2名も団員として活動いただいているという状況でございます。

充足率の向上を図るため、冒頭、議員のほうからもご指摘ございましたように、あるいは町長からもお答え申し上げましたとおり、令和5年度から1万6,000円の団員報酬を3万6,500円に引上げを行うとともに、4時間4,000円の災害出動報酬、4時間2,000円の警戒訓練報酬、いわゆる訓練等に際して出いただいた場合の報酬ということで、こういった報酬を新設しておるという状況でございます。

さらに、令和5年度から各部に消防団活動負担金、これを交付いたしまして、令和5年度、6年度の2か年間で全団員に議会の皆様のご理解をいただきながら防寒衣を配備させていただいているというようなところでございます。冬のいわゆる施設等の管理の面もございまして、防寒衣着用があるというような要望も強くありましたので、整備、配備しておるところでございます。

令和7年度、来年度においても、消防団の活動負担金を拡充してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 充足率については87.8%ということであります。西郡内見ても真ん中ぐらいなのかなというふうに思っています。なかなかこの市町村においても団員確保に苦労されているなというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、消防団は自らの地域は自ら守るということで、多くの町民の方がこの消防団に参加をしていただいて、ご協力をいただいているところであります。都市部においては大学生や専門学生を対象にした学生団員の募集というのもあって、学生消防団ということで入団されている方もいらっしゃいます。

今、総務課長からありましたように、うちの町においては地域おこし協力隊の方が2名入団していただいているということであります。本当にありがたいことだと思います。消防団に入団することによって、地域とのつながりや団員との交流も生まれてくると思います。強制はできませんけれども、ぜひ今後もまちづくりをしながら活動されている地域おこし協力隊の方のご協力もいただければなというふうに思っております。ぜひ今後もPRを行っていただきたいというふうに思います。

それで、今回答もありましたので、質問の2番にいきたいと思います。

消防団の装備品についてであります。

今年度、夜間反射ベストや防寒衣等の配備をしていただいております。ただ、救命胴衣の配備計画について、これ若干新聞に載ったことがあるのでお聞きするのですけれども、この質問の通告をした後に予算の内示をいただきまして、内示を見たときに、ライフジャケット、救命胴衣等の備品装備事業というのがございまして、装備をしていただけるというふうに分かったんです。一応通告をさせていただいておりますので、来年度のライフジャケット、救命胴衣等の整備計画についてお聞きをしたいと思います。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

通告の後にという議員からのご発言もありましたけれども、令和6年度消防団に対する機材の購入の中で夜間の反射ベスト、これを令和6年7月の感謝のにしかわ夏祭り、この際の花火大会、夜間警備というものを担当していただいたということもございまして、この際、配備しておると。防寒衣は先ほど申し上げたとおりでございまして、2か年度で全団員に配備しておるということでございます。

救命胴衣の配備は、今定例会に提出いたしております一般会計当初予算に計上しております。消防車両、本町では16台あります。この16台に1台につき5着ずつ、計80着の配備を

行わせていただきたいというようなことで当初予算に計上させていただいておるところでございます。よろしくご審議をいただきたいとお願いを申し上げます。

なお、間もなく完成を見ますフェリシア月山カヌーセンター、これには別途、ライフジャケット、救命胴衣を配備する予定であります。以上のような形で計画しております。

以上でございます。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 今年度、夜間反射ベスト、消防団員の方からは夜の活動、特に花火大会ももちろんありましたんで、ときに非常に役に立っていると。団員がどこにいるか分からないということもありますし、もちろん自分の身を守るためにも人に知らせるということで非常によかったなということで、消防団のほうも感謝をしていました。

また、防寒衣についても、こういった寒い雪の中であっても、広報活動、防火活動を行っていただいております、消火栓の点検とかこういったこともやっただいておられる中において、防寒衣を支給していただいているということは本当にありがたいなというふうに感謝をしておりまして、本当に町と消防団が一緒になって住民を守ってくださっているんだなというふうに感じているところであります。

また、ライフジャケットについても今ご説明がありましたように、1車両について5着ですか、合計で80着ということで整備していただく。こういったものを本当は使わないのが一番いいんでしょうけれども、いざ、こういった災害が起きるか分かりません。そういった面において整備をしていただけるということは、非常にありがたいなというふうに思っております。

今後も、町民の安全・安心を守っていただいている消防団の活動が安全に実施されることを心より祈願をしているところでありまして、今後ご支援をよろしくお願ひしたいと思います。

2点目の質問に入らせていただきたいと思ひます。

今年度は町制施行70周年となる記念の年であります。昭和29年の合併に伴う各地区の財産処分に関する協議書に基づき、町有林の運営が定められております。各地区の山林財産の土地の登記や山林の管理、収益の配分まで定め、これまで各地区と町が協働して管理してまいりました。合併当時から登記や山林管理、使用料、収益の配分などをよく考えられた方法だと考えております。

ただ、現在、山林からの収入と申しますか、木材がなかなか売れない、高く売れない。高

く売れないということは収益がないということで、非常に地域でもどうしたらよいかというところで悩んでいるところでありますけれども、今後の町有林の貸付料や木材の活用などの管理運営について質問をさせていただきます。

質問の1であります。

第7次総合計画にも町有林の貸付料についての項目もありましたが、各地区への貸付料の見直し計画というのがあるのかどうか、お伺いをいたします。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えいたします。

まず、町有林の貸付料についてですけれども、元来、地区の名義で森林を保有した場合、必要となる固定資産税額のおおむね半額程度となるように設定しておったものでございます。

この見直しの計画についてですけれども、現時点では具体的な見直しの計画は決まっていないところです。一方で、町有林については、地区によっては地区から個人へと貸し付けているという実態がございまして、個人へ貸付けしますと、どうしても森林が細分化されて経済性が低下するという問題がございまして、こういった個人への貸付けが町有林の有効活用にあたっての障害になっている可能性があるかと今考えております。

このため、令和7年度には個人貸付けを行っている地区にヒアリングさせていただいて、ヒアリングの結果、個人貸付けの解消の糸口がつかめそうであれば、例えば個人貸付けの解消が進んだ場合に貸付料を減額するなど、そういった何らかのメリット措置が考えられないかなと今検討しておるところでございます。

この考え方につきましては、先日2月18日に町有林運営委員会、開催されましたけれども、その際にも各地区に伝えさせていただいておるところです。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。渡邊課長おっしゃるように貸付料について固定資産税の約2分の1程度ということで当初しておりまして、今の予算でいけば430万ぐらいというふうになっております。でも、これが高いかどうかというのは別にしまして、まず地域がもし所有していれば固定資産税を払わなきゃいけなかったわけです。そうすれば、この倍を払わなきゃいけなかったということでもあります。その分、町の収入は減るわけですが、ただ有効に管理していくためには今の制度でいいというふうに来てきたわけでありまして、何よりも登記が町の名義になっています。これについては各地区で所有すれば自分たちで登記をしなきゃいけない。登記するには、昔は地縁団体というのはなかったわけ

で、代表者名で登記するか、全ての住民で登記をするかということになって、膨大な労力がかかるわけですね。ましてや登記ですから、誰かが亡くなれば相続というか登記をしなきゃいけないということになって非常に苦労される。第三者から守るためにも町の名義になっているということは、地域にとっては安心な制度と思います。

また、売買においても土地を売買した場合には1公9民、1割が名義料ということで町で、9割は地区に入る。売買する場合においても地区の了解を得て町が決定するというので、町が勝手に行っているわけではないと、地域との協働であると。

あと、上物、山林、木の売買についても地区の収入になると。ただし分収契約を行っている場合は分収割合によると。前は7・3でありましたけれども、今6・4ですかね、なかなか物価が上がっていますんで分収の割合も若干下がったんですけども。

あとは貸付料ですね。上地を貸しているとか砂利を採取しているとか、こういった場合については各地区に行くということで、かなり地区にとっては有利な制度であるなというふうに思っております。

また、植栽、下刈り、枝打ち、間伐、こういった林道の整備とか、こういったものについても町で町有林整備で行っていただいて、分収に入りますけれどもね、やっているということで、ほかの地区から見ると、かなり地域の負担は少なかったのかなというふうに思っております。

今年度予算においても、林道の維持管理については100万円の予算があります。これについては延長割で支給していただいている。あと、林道の管理補助、除草、草刈り等ですね、こういったものについても100万円。また、林道整備、林道を整備した場合の2分の1で、これも100万円予算が立っています。あとは基幹林道については業者さんに委託をしていただいで管理をしていただいている。かなり町としては財源を費やしていただいていると、こういった大切な資源であります。こういった大切な資源をやっぱり活用しないと、確かに資源の持ち腐れになってしまうし、活用していきたいなというふうに思っています。

そういった意味において、町有林運営委員会があって検討していただいているということでもあります。ぜひ町有林運営委員会の中で説明していただいたこういった活用についても、例えば地域によって、課長おっしゃったように、個人貸付けをしている地域とそうでない地域とありまして、若干温度差があると思います。やはり個人貸付けになっている部分については、いろいろネックがあるのかなというふうに思います。そういった面においては町有林運営委員会の中でやはり検討していただくしかないと思いますんで、どうでしょうね、小委

員会みたいのをつくって前向きに検討なさってはいかがかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 認識としては我々も荒木議員と全く同じでして、やっぱり地区ごとにかなり状況が異なっているのかなというところがございます。ですので、まずは個別に地区ごと、一地区一地区、またお話を聞かせていただいた上で、どういった形で解決するのかというのをまず検討した上で、小委員会は設置するなら設置しますし、地区ごとの対応のほうがいいのであれば、そうさせていただきたいと思ひますし、いろいろ検討していきたいと思ひます。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。スタートしたときは一緒だったんですけども、走っている間にいろいろ方向が変わってきたということがありまして、担当される課としては非常に悩ましいところかなというふうに思ひます。

木材については、昭和39年に完全自由化になりましてから国産の木材が下落してきたということがありまして、なかなか地域でも伐採期というか利用期といひますか、伐採期を迎えているんですけども、地区への指導や木材の活用対策、質問の2番になりますけれども、こういった活用対策について先ほども若干お聞きしましたけれども、もう一回お聞きしてよろしいでしょうか。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

町有林を有効に使っていく、活用していくということにつきましては、我々としても重要であると認識しておりまして、今般、総合計画の改定作業をしておりますけれども、その中でもしっかり記載させていただきたいと考えております。

町有林の有効活用に向けてですけれども、まず今年度から新しく始めたこととしてですけれども、令和6年度に航空レーザー測量を実施しまして、町の森林の詳細な地図データを取ることができました。それを活用して、今、地区と説明会というか対話をさせていただいております。これまで町有林につきましては伐採、どこを切るか、伐採の箇所の選定などについても地区の方にお任せというか、地区主体でやってきていただいたと認識しておりますけれども、先ほど申しましたとおり、今年度から航空レーザー測量の結果が出ましたので、その結果に基づいて切りやすい場所にある森林ですとか、あるいは成長がよくて、材積といひ

ますけれども多くの木材を搬出できそうな森林、これが地図データで色分けされてビジュアルに見えるようになっておりますので、そういったデータを地区にお示しすることを開始しております。

現在、町内全地区には、要望、希望があれば、その地図データを見せるということを見せていただいております。既に10地区には見せさせていただいております。要望がありましたら残りの地区についても、ぜひ見せながら相談させていただきたいと思っております。

加えて、来年度から実施する町有林の有効活用に向けた施策としては、町営造林の伐採がございます。令和7年度予算では町営造林の伐採に係る予算も盛り込ませていただいております。町営造林については植栽を開始してから60年たった森林が出てきておりまして、初めて伐採することができるということになります。

また、町営造林、令和7年度に1か所切る場所はもう決まっておるんですけれども、その後も順次、伐期といいますかね、利用期を迎える森林が複数出てくる見込みでございます。その森林について、令和7年度予算案において町営造林を伐採するために必要となる地区による事前の調査、実際に森林を歩いてみて、どれぐらいの材積があるのかとかというのを調べられる機械というんですかね、背中に背負って歩くと大体どれぐらいの材積が出るとか、そういうことが簡単に分かる機械とかもありますので、そういったものの利用料とかも含めて使えるような予算を盛り込ませていただきまして、これ、どうしても積極的に切っていきたいんだという意向がある地区からということになるんだろうなと思っておりますけれども、積極的に町営造林の伐採を希望する地区へ支援を実施していきたいと考えております。

利用対策としては、そのほかにも既存の事業としては、地区が主導して実施する林道の保守、これは先ほど荒木議員からありましたけれども、こちらについては引き続き2分の1の支援をさせていただきたいと思っております。これらの支援を通じて森林の有効活用を進めてまいりたいと考えております。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 課長からあったように、レーザー測量については吉川区でも見させていただいております。本当に素晴らしいなというふうに思っております。今、課長からありましたように、やはりどの程度で本当に利益が出るのかどうかも、ちょっと空論であって分からないので、ちょうど町有林が60年という伐期を迎えている、利用期を迎えているということでもありますので、試験的に地区を切ってみるということは、いいことだと私は思います。それによって林道、作業道の整備をどうするか、どのように切っていけばいいのかと

いうのも大分分かってくるのかなというふうに思います。

ただ、今の状況ですと、売ると伐採費用だけかかってな、かかってなと言うんですけれども、どの程度本当にかかるのかどうか、やってみなければ分からないところが大分ありますので、山の中なので、やっていただければ。

そして、伐採して木材の質、いい木なのかどうか、質ですね、これが初めて分かってくるのかなというふうに思っています。ぜひ試験的であるのかもしれませんが、やっていただいて、ぜひ分析をしていただければというふうに思います。

作業道等の開設についても支援をしていただければというふうに思います。

木質バイオマス、町としても推進していくというふうにありますけれども、こういった意味において、こういった町有林の活用というのもお考えなのかどうか、お伺いをいたします。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

木質バイオマス発電所については、議員のおっしゃるとおり、基本的には町内の木材を使うことを想定しておりますので、当然、町有林も活用していきたいと考えております。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） なかなか木材はいいイメージがあまりなかったわけです。だんだん、これで渡邊課長がしていただいて、明るい地域の資産になっていくのかなというふうに思っていますし、ぜひ活用していきたい、いくべきだと思います。

これについては、毎年、町有林委員会を開催していただいて、いろんな問題点を共有しながら町と地域で行っている事業であります。これからもぜひ、苦勞して先人が築き上げてくださったこの町有林が地区の活性化につながるよう、町有林の活用が進むことを祈念いたしまして質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○菅野議長 以上で、4番、荒木俊夫議員の一般質問を終わります。

◇ 佐藤 仁 議員

○菅野議長 続いて、5番、佐藤仁議員。

〔5番 佐藤 仁議員 質問席へ移動〕

○5番（佐藤 仁議員） 5番、佐藤仁です。

今日、大項目2つありますので、ひとつよろしくお願ひしたいというように思ひます。

最初に、町立病院の経営強化プランを踏まえた今後の方針ということだす。

昨日の全協でもいろいろ説明がありまして、ちょっとその前に通告出したものだすから、前後するところはあるかもしれませぬけれども、そこはちょっとご容赦願ひたいなというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

最初に、町立病院の強化プランを作成して1年経過し、また1月に行われた町立病院改革評価委員会の内容を踏まえ質問いたします。

質問1だす。

病床数の見直しで、2025年3月をめどに43から28床、うち包括ケア病床9から10床に増やすということも含みながら検証するというようなことがあります。また、昨日上程になった条例の改正のほうも43から28床というように上程になっています。今後の考えをお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 佐藤仁議員から、病床数の見直しに関してご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

昨日、条例のほうでも提案させていただきましたが、そのあたりは重複するかもしれませんが、ご回答させていただきます。

経営強化プランに記載しておりますとおり、現場の院長や看護師さんとの対話した結果、現在の病床数、43から28に削減したいと考えております。本定例会に西川町病院事業の設置等に関する条例の一部改正を上程したところがございますので、ご審議のほう、よろしくお願ひいたします。

包括ケア病床につきましては、令和6年の診療報酬の改定によりまして、入院基準に該当する患者さんが少なくなったという現状を踏まえ、これに即した数として5床を削減したいと考えております。このあたり、詳しいお話は担当の課のほうでお答えさせていただきます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） それでは、まず今のケア病床が1増やすから逆に4つ減らして5つにするという根拠、診療報酬等もあると思ひますが、この5床というふうな数字の根拠があれば、ちょっとお聞きしたいなというふうに思ひます。

○菅野議長 答弁は佐藤経営室長。

○佐藤病院経営管理室長 佐藤仁議員のご質問にお答えをいたします。

昨年6月の診療報酬改定によりまして、地域包括ケア病床の評価A項目というのがありますけれども、創傷処置に含まれておりました褥瘡が除外されたことによりまして、当病院の場合には対象となる患者が減少しているという現状がございます。実際に受け入れている包括ケア病床の状況によりまして、5床の設定で、まずは間に合うというふうなことで内部での対話によるものでございます。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 私は改定の強化版を見ていたら、あれというように思いまして、ちょっと調べてみましたら、これは私の考えです。令和2年6月からケア病床ができて、4年と5年の実績を見ると、大体入院患者数が1,300人までなっていないんです、年間。それを365で割ると大体3.5人ぐらい、1日平均。なので余裕を見て5床にしたのかなと単純に考えたんですけども、自分なりには5床でも間に合うのかなというふうなことで、一応したところなんです。診療報酬から、あと患者数の受入れ体制からいろいろ考えての結果だと思えますけれども、それは現状に合わせた数字だということで、それはいいです。

それで、一つ、この前の資料なんかを見させてもらおうと、令和5年度の外来患者数が85.3人です。平均して。入院患者が13.7人。令和6年が11月末で外来の方が87名に対して入院患者数が18.1と非常に増えています。ふつう、私、これ本当によく分かりません。外来が増えれば入院も増えるんだというのはちょっと聞いたこともあります。11月でのデータですけども、この増えた要因というのは、入院患者がですね、外来がそんなに増えていなくても入院が増えたというようなことは、たまたまなのか、何か要因があるのか、ちょっとそこら辺を分析しているのかどうか、ちょっとお聞きします。

○菅野議長 答弁は佐藤病院施設経営室長。

○佐藤病院経営管理室長 佐藤仁議員のご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃられた外来患者が増えれば入院患者が増えるという、確かにそういうこともあるかと思いますが、当病院の場合に、現在の入院患者が増えている理由の一つとして、ケアハイツ西川からの入院患者が増えているというふうな状況がございます。

また、病院としまして、できるだけ積極的に入院をさせて治療を行う、状況を見るというふうな姿勢で患者を受け入れておりますので、そういった状況になっているものと推察いたします。

以上でございます。

○菅野議長 大変失礼しました。佐藤病院経営管理室長でした。ちょっと呼び方が違いまして申し訳ありません。

5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 今、ケアハイツ西川、西川町立病院というか、行政の非常に特徴的な渡り廊下で全部つながっているというのが非常に有効に、そしてまた患者さん、職員さんも非常に楽に行えるというようなことで、全国的にも珍しいものが今少し反映されてきているのかなというふうに、今お聞きして思ったところです。

それで、28床に減らすということで、この経営強化プランで令和9年度で当初の縛りで病床使用率を70%にしろということ、たしかあったと思います。28床にすると数字が合わないんです。例えば25にすると、今の令和9年度で17.何人かですと、ちょうど25人、7割です。28にすると、もっと数字が上がるんですけども、その強化プランはそのままになっているんですけども、この28床というのは、前お聞きしたときは25に非常時の場合3つのベッドをプラスするんだというような話をお聞きしましたけれども、だから、その非常時の場合の3つを差し引いた25で計算していいのか、あくまでも28床で計算すべきなのか、そこは県・国に対してどういうふうな取り合わせをするのかお聞きします。

○菅野議長 答弁は佐藤病院経営管理室長。

○佐藤病院経営管理室長 佐藤仁議員のご質問にお答えをいたします。

現行の病院経営強化プラン策定時には、その病床数の数について、どうしても病床利用率70%という話が先行しておりましたが、これは国のほうで70%未満のところはその病床数についても検討しろということに言っているだけであって、あまりその70%というところに左右される必要はないのかなというふうには思っております。

ただ、28床とした場合に、最近の入院患者数を見ても、例えば1月の場合ですと大体50%を超える状況になっております。このままの入院患者で28床まで削減されれば、おのずと70%は超えるものと思っております。数字が先ではなく入院患者の環境改善ですとか病院職員の働く環境の改善のほうを優先した結果、数字がついてくるというふうにお考えいただければと思います。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 43に対して50%を超えているということは、20床を超えるというこ

とで、当然28床にしても7割以上は稼働率は出てくる。ただ、当初のちょうど1年前ですけれども、その7割というのが非常に話題というか、なったわけです。それに関して25というようなことを私はちょっと理解をしていたんですが、それがあくまでも目安なんだということで、国とか県でそれを受け入れてくれるのであれば差し支えないんですけれども、当然その当時の話ですと、病床数を例えば43から28に減らしたと。減らせば、いや、今度いっぱい患者さんが来るようになるので増やすというようなことは、非常に縛りがあってできないんだというような話がありました。これは今でも生きていますでしょうか。

○菅野議長 答弁は佐藤病院経営管理室長。

○佐藤病院経営管理室長 削減によりまして、その後、いや増やしますということにはできないというふうに、そちらは変わっておりません。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 28床にすると、そのうちケア病床5つということで、実質的に23になるのかな。当然、ケア病床にすれば診療報酬も一般病棟とは違いますので、制限があるということで収入が減ることなんです。一般病棟が入院の患者さんがうがくなればなるほど、その収益的には楽になるわけですけれども、28床にした場合、それが今年度で結論を出さないと、令和9年度までの計画の中で反映されないのか、例えば来年度、最終年度の令和9年度でも、その病床数を変更するのは縛りがあるのかどうか、そこら辺がやっぱり一つ問題出てくると思うんですけれども、そこら辺はどうなんでしょう。

○菅野議長 答弁は佐藤病院経営管理室長。

○佐藤病院経営管理室長 申し訳ありません。令和9年度に28床にというふうなことです。ちょっとすみません、質問の意図が。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員、もう一回。

○5番（佐藤 仁議員） すみません、ちょっと分かりづらい質問で申し訳ないです。

今回、条例はいつでも直せるわけですけれども、今年度の末で28床にするということを決めて条例を改正する。28床にして、もっと欲しくなったという場合は、それは縛りがあってできないとなれば、今年度でそれを28床にするべきなのか。要するに模様を見て、令和8年とか令和9年に28床とする旨を決定しても遅くはないんでしょうかという質問です。

○菅野議長 答弁は佐藤病院経営管理室長。

○佐藤病院経営管理室長 今般のその条例改正もそうですけれども、必要な手続きは行いまし

て、令和7年、来年度4月から病床数を削減するという事は既に決まっておりますので、来年度に引き延ばすという予定とかは、それは全く考えておりません。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 届出を出す場合に、今年度の末で届けを出さなきゃならないという縛りがないのだとすれば、もうちょっと模様を見て、その病床数を減らす云々はしてもいいのかなど。要するにスタッフ自体も、43から28にしてもスタッフの人数というのは変わりはないわけで、病院の性質上、10対1の看護体制とか、いろいろそれは変わらないので、減らして後で後悔することないのかなというような心配で今の質問をしたところです。

それで、それを踏まえまして、ちょっと質問2に移ります。

経営強化プランは9年度をめどに取り組んでいます。昨年の4月号の町報でも、診療科を状況によっては検討せざるを得ないと。これはもちろん町民の方に、なるべくというような願いを込めての町報の見出しだと思いますが、病院の改革の評価委員会でも建て替えや診療所化について質問がなされておりました。今後の方向性はどのようにお考えなのか、お聞きします。

○菅野議長 答弁は佐藤病院経営管理室長。

○佐藤病院経営管理室長 ご質問にお答えをいたします。

これまで行いました対話会、あるいは総合計画策定の際に行われたアンケートなどで把握いたしました、町民の皆さんの町立病院を存続してほしいというふうなそうしたニーズですとか、診療所にした場合のメリット、デメリットなどの確認なども踏まえまして、今後も病院としての運営を継続していくことが望ましいというふうと考えております。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） これは前提として病院とするんだというような、前から我々も町長も、そのためにいろいろな基金とか何かに頑張ってもらっているわけですがけれども、当然ご承知のとおり病院を診療所にすると病床数が19以下になります。それが有床診療所と無床診療所、今度2つあります。それで、いろいろなデータを見ますと、大体、今、医療施設というのは18万施設ほどあるそうです。その中で病院が8,000ぐらいだそうです。診療所が有床も無床もひっくるめて10万ちょっとぐらいだそうです。そのほかは歯科医師とかなんか。

それで、有床診療所が毎年三百何件なくなっているんです。病床数も年間4,000ぐらい減

っていると。ということは有床診療所から無床診療所にだんだん移行していつているという
ようなデータがあります。

それで、当然、病院ですと、西川町は急性期の入院診療が確か6だかになっています。1
日のベッドの診療報酬が1,400点ぐらいかな。診療所になると大体900点ぐらい、3分の2ぐ
らいに落ちる。1点が10円ですので、逆算すれば5,000円ほど1つの病床で少なくなる。西
川町の去年とかおとし当たりの入院患者を1年通して見ると、三千六百人ぐらいになるの
かな。そうすると2,000万近く減ってくるわけ。単純にです。私の計算が間違っていなけれ
ば。

要するに診療所になった場合は、当然この全国的な数字的、あと病床数の減少も含めると、
最初は有床でも、あとは無床に、だんだんならざるを得なくなってくるというようなことが、
この数字も表していると思うんです。病院ですと医師が3名以上とか、診療所ですと医師は
1名以上でいいですよとなれば何を削るかという、やっぱりスタッフとかなんか、そうい
う経費を削らざるを得なくなる。そうすると、だんだん有床から無床にせざるを得なくなっ
ていく。ですから、なるべく病院というものを維持していくというようなことが大切だと思
うんです。

それで、じゃ何をすればいいのかというと、やっぱり商売する以上、お客さんがいっぱい
来ないと商売にならないわけですね、何でも。ただ、病院の場合は、だから病気になってく
れとはいかないので、だから、そういう類いの人をいかに町立病院に引き寄せるかというよ
うなことだと思います。

例えば、明日もちょっと病院の関係で同僚議員が質問しますので、ちょっと絞って話しま
すけれども、例えば健診にしても今503人ぐらい事業所の健診やっています、町内で。それ
が町内の事業所さんが、まだまだほかのところに行っていないのかどうか、そこら辺のチェ
ックですね、健診も非常にあれなので。

それと、今、健診センターに行っている方と、あと病院で受けている方と様々だと思いま
す。私も一旦議員になってから健診センターからこちらに移したんですけれども、過去のデ
ータがちょっとふつついてこないで、また戻した経緯があります。そこら辺をうまくこち
らのほうに引き込むのが、それは医師会でやっているところを無理やりこっちへ持ってくる
と、それができるのかというのも、そこら辺もありますけれども、そこら辺の検討とか、い
ろいろ人を呼び寄せる手だてですね、先ほどの入院患者さんが増えたのはケアハイツさんが
ちょっと増えたんだと。とすれば、あとはとこしえさんとか、あとは特老以外に寒河江あた

りの老健の施設あたりから、具合悪ければ老健は出なきゃならないので、一旦。そして、治してまた戻る。そうした場合の受入れ体制とか、いろいろ手だてはあると思うんですが、そこら辺、病院の会議の中でいろいろ出たと思うんですが、ちょっと話せる範囲内でお聞きしたいなというふうに思います。

○菅野議長 答弁は佐藤病院経営管理室長。

○佐藤病院経営管理室長 ご質問にお答えをいたします。

健診事業につきましては、町の健康福祉課と連携をしまして、健診の実施機関ということで病院のほうで健診を行っているわけでございます。同じように寒河江の健診センターのほうも委託をされて健診を行っているということになります。

町民の方の健診を主にやっております、ただ、そのほか町外の方でも、例えば全国健康保険協会の生活習慣病予防健診などは当病院のほうに申し込んでいただくこともできますし、やはり当病院の健診の売りはどこなのかということを確認にPRしながら、受診希望者を集めていく必要があるのかなというふうに思っております。ちょっとそういう点につきましては、これまでそれほど力を入れてきたわけではありませんので、そのあたりも工夫していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 健診をきっかけに、今までのかかりつけ医を町立病院のかかりつけに持ってくるというようなケースはかなりあると思います。いずれ、私も大変申し訳ないですけれども健診センターのほうでやって、いろいろ健康診断を2か月に1遍ぐらい定期に行っているんで、それをもらったら持って行って先生に相談をして、じゃ、この薬を出そうかというようなことで、それが別なところに行っている人は別なところに行ってしまうと、病院で受ければ病院で再検をしてもらおうとか、チェックをしてもらって処方してもらおうとか、いろいろ相乗効果があるということなので、いろいろな絡みはあるとは思いますが、その健診関係をやっていただければというふうに思います。

それともう一つ、ちょっとお聞きしたかったのは、町の診療科で外科と整形外科、そのほかに総合診療科、括弧として内科、小児科というふうにあります。この小児科というものをどの程度の範囲内で診察を考えていらっしゃるのか。この前の先月の全協のときもちょっとお話ししましたがけれども、小児科、ゼロ歳から何とかがいろいろあると思いますけれども、そこら辺で子ども関係をどの程度、診察関係をやっているのか、お聞きしたいというふうに

思います。

○菅野議長 答弁は佐藤病院経営管理室長。

○佐藤病院経営管理室長 ご質問にお答えをいたします。

小児科につきましては、標榜診療科目ということで掲示をしておりますけれども、当然、専門医がおりませんので、そこはご理解いただけるかと思えます。

小児の受入れに関しましては、現場の医師あるいは看護師のほうと話をして、どういった方であれば診療として受け入れられるのかというのは、きちんと決めていかなければならないなというふうに考えております。

ただ、発熱外来の場合には、ほとんど検査ができる年齢であれば受け入れておりますので、その点をご承知おきいただければと思います。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 子どもさんを例えば病院に連れてこられた方は、当然、自分もやっぱり町立病院にお世話になる。その祖父母、おじいちゃん、おばあちゃんがいれば、やっぱりそこまでも波及していくんじゃないかなと。そういう面では子どもさんの診療というのは非常に大切なのかなと。

また、町長に怒られるかもしれませんが、私はちょっと事例があって、この前の1月だったかな、日曜日です。3歳かな、子どもさんが39度の熱あると。病院に電話したら子どもを診られないと、薬も子ども用の薬がないんだというような話をされて、すぐ山形の駅前前の医院を紹介されて行ってきたというようなことがあります。

それは、やっぱり今のドクターと看護師さんの考えありますので、非常に子どもさんには注射1本打つのも大変なんだという看護師さんもおられますので一概には言えません。ただ、小児科というような定義で診療科目にも上がっていますので、ぜひ小学校、幼稚園、いろいろあります。どの程度、町でそこら辺を対応しているのか、今後そこら辺、きちんと大体分かるようにやっていただいて、やっぱり家族ぐるみの引込みをやっていくというようなことは、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

ちなみに、その方は電話来て、「子どもなんだけれども町立病院に行ったらいいんだべか」とか電話来て、俺は「すぐ行ってこい」と言って、行ったら駄目だというようなことだったので、そこら辺の検討事項として、私は病院の対応は間違っていないとは思いますが、それは今後のためにもぜひ活用していただきたいなというふうに思います。

町立病院って公立病院です。公立病院は民間とつながって、民間ができないところを公立病院がやると、へき地関係の病院とかです。それがやっぱり公立病院の使命といいますか、なっているわけですね。国でも行っているわけです。民間でやれないものは公立でやるんだと。そして、へき地に関しては、それをやるんだと言っている割には、ちょっと補助金がないのかなというふうに個人的には思うんですけども、そういう意味で、これから町としても人口を増やしていくんだと。そして、一生懸命活性化をやっていくんだというようなときに、やっぱり一番我々、身近な医療機関がだんだん尻つぼみでは、これは非常に質問しても楽ではないというようなことで、これは我々もひっくるめて町民も含めて、みんなでやっぱり病院の維持をしていくんだというようなことで広報関係もやっていただいて、ぜひ町立病院を維持、病院としてです、診療所としてではなくて。西村山の病院の合併の件もありますけれども、それはそこでそっちに置いておいて、取りあえず我々としては維持していくというようなことで、お願いできればなというふうに思います。

続きまして、質問の2です。

コーポ睦合修繕及び住宅建築支援事業についてということで、外壁の汚れが目立ってきたコーポ睦合の修繕及び住宅のリフォーム工事などの支援事業について質問いたします。

質問1です。

コーポ睦合に関しては賃貸集合住宅維持管理基金として家賃を積み立てており、これを充当しながら修繕を行っていますが、竣工後32年ですね、1993年、たしか平成5年だと思いますけれども、竣工して32年になるという建物であります。内外装や設備などきちんとした調査の下、修繕方法や、それに伴うコストなどを含め計画的に実行していく必要があると思います。当面は外壁の修繕が必要と考えますが、今後の計画及び方針をお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 佐藤仁議員からは、コーポ睦合の修繕の度々のご質問、どうもありがとうございます。やっぱり何度もお聞きになると、私らも町議の方からご質問いただくと優先順位を上げざるを得ないというか、私らもしっかり考えて上げていかななくてはなというふうに考えております。ですので、結論から申し上げますと今の予算案に入れておりますが、そういったご指摘もいただいて、修繕する多額の費用かかりますけれども、なぜ修繕することに至ったかということを眞壁課長のほうから後ほどご説明させていただきます。

まず、私のほうで概要のほうをご説明いたしますけれども、最大の我が町の課題は人口減少ですね。人口減少を食い止めるには転入者を増やすという政策が必要です。転入者を増や

すということは、雇用と場所を提供する必要がある。その場所の提供を私ら適切にしないではいけないと思っております。

第7次総合計画でも、常に提供できる住宅を10部屋を維持するというような目標を掲げております。現在、本町の人口動態の社会増減を見ますと、これは転出と転入の差でございますけれども、これまでは80人前後の規模で転出が残念ながら多かったわけでございます。しかし、戦略的に諸施策を連携して実行していった結果、昨年度は社会増減はプラスマイナスゼロ、今年の1月末現在のそれはマイナス4にとどまりました。これまでの80人前後ということではなくて、転入者が増えている傾向は、なお継続しているということでございます。

この住宅需要に関しましては、空き家バンクのほうも需要が旺盛でございます。空き家バンクの広報の結果が出ていることもあります。今年度の当初4月の登録は6件ございました。現在は19件の新規登録がございました。成約に至った件数は、令和5年度までの累積で21件。空き家バンク始まって以来、累積で21件。10年ぐらいですかね、21件ぐらいでしたが、今年度は13件追加されました。13件成約に至りました。この結果、これまでの21件と合わせまして34件という結果になっております。

町営住宅も、令和4年から6年に整備した30室、これ、私が町長になってからでございますけれども、全て入っております満室で、そういう大変ありがたい状況になっております。

このような状況から、コーポ睦合の維持管理に関しては、いよいよこちらも手をつける順番なのかなというふうに私たちは考えております。このほかに建築基準法などの検査の検査結果も出てまいりましたので、眞壁課長のほうからご説明をさせていただきます。

○菅野議長 追加答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 私のほうからは、コーポ睦合の維持保全についての概要をご説明いたします。

建築基準法第12条第1項の規定によりまして定期調査を行っております。調査した結果の概要につきましては、外壁のクラック、バルコニー床のクラック、2つ目が避難経路に物品の放置、3つ目が屋上防水の破れの指摘がございました。

これらについて、まず外壁のクラック、バルコニー床のクラックというのは、コンクリートのかげらが落下するというような危険性もございます。それから、3つ目の屋上防水の破れというのは、建物の躯体に損傷を及ぼすおそれがあるということで、これらの指摘がございました。

これらについての対応としましては、令和7年度に設計施工監理委託料及び外壁・屋上防

水工事請負費を合わせて1億400万円の予算を計上しております。

財源につきましては、西川町賃貸集合住宅維持管理基金から4,300万円、第2世代交付金が5,200万円、一般財源が900万円ということで見込んでおります。

また、入居されているコーポ睦合町内会の皆様からは要望書を頂いておまして、内容につきましては、外壁の汚れやひび割れがあるので、これを改善していただきたい。また、共有スペースである通路への手すりの設置をお願いしたいといったような内容の要望を受けております。これから実施する予定の改修工事実施設計、この要望については可能な限り反映していきたいと考えているところであります。

また、町営住宅の入居状況は好調であり、すぐに入居可能な物件は、今のところコーポ睦合のみとなっております。しかしながら建物は建設から30年以上経過しておまして、浴室やトイレなどの設備や内装が、移住定住を推進する上で時代に合わなくなっている状況にあります。これらを踏まえまして令和7年度には部屋の改修を計画しております。これについては、今のところ3部屋ほど空きがございますので、それらを改修していきたいということで計画しているところであります。

以上です。

○菅野議長　じゃ、質問1終わるまで休憩はしませんので、そのまま続けてください。

5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員）　すみません、ありがとうございます。一応、今、予算書も建設課の予算でも、金額は言いませんけれども設計監理ということで予算になっています。

あと、今度のデジ田に代わる新地創、それにいろいろな項目があった中でコーポ睦合の補修、それはもう入っているというのは、ちょっと予算書を見させてもらっております。やっぱり全て一緒にやれば一番よろしいんでしょうけれども、なかなか予算の都合で全てやるというのは難しいのであれば、例えば外装関係が必要です。あと今言った屋上関係が必要です。あと内部の内装とか設備関係が必要とか、ほかの建物、附帯建物があります。集会所とかですね。そこを必要とかって、どうせ設計をお願いするのであれば、そういうものを項目別に一応どのぐらいかかるんだと、例えばですよ、足場をかけてやる分には、ここまでやれば無駄がないなど。例えば屋上の防水なんかは、足場はなくても、例えばその昇降だけちょっと足場をかけて、上を落下防止さえすればできるなどか、そういうふうに計画的に今回の設計でどこまでそこら辺を見込めるのか分かりませんが、項目を決めて、これに関してはこのぐらいの金額だ、これは来年度やれるな、ちょっとこれは難しいから再来年の次の

年だとか、そういうようなやっぱり計画性を持っていくと、やるほうも楽し、入っている人も、ああ、そういうことなのかというようなことでできるのかなというふうに思いました。

当面は外壁の汚れだけは、あの構造上、何とも。ですから例えば一般の住宅でも軒が出ているうちと出ていないうちでは汚れが全然違うのと同じで、何にも出ていなくても階段室のほうがちよっと出ていて、でれっとなってますよね。あれはやっぱりある程度、例えば金物、アルミとか水切りで、雨垂れがとんとんと流れて落ちるようとか、いろいろそこら辺も手を加えてきちんとした設計をやって、あと構造クラックなのかへアクラックなのか、あと防水に関してもいろいろな種類あります。重量的にとか構造的にもいろいろあります。シート防水とかいろいろありますけれども、そこら辺もちゃんとかみ合わせて、项目的に計画を立てれば建設課のほうも楽なのかなというふうに思いますので、せっかく今回、予算設計あります。そこをどの程度の範囲を見込んでいるのか、ちょっと分かりませんが、やっぱり計画性を持ってやっていただきたいなというふうに思います。

それと、最後にこの1つ目に関しては、集会所は少し早めに片づけをお願いしたいなというふうに思います。やっぱり総会もあつたりして今の集会所を使えませんので、いろいろあります、物が。そこだけはちょっとお願いしたいなというように、質問1は終わります。

2も大したことないんですけども。

○菅野議長 今の答弁。

答弁は菅野町長。

○菅野町長 ありがとうございます。集会所に関しては、私も現場見ていますけれども、なかなか入居者のまとまりも大変でございまして、それをまとめてする、一緒にやろうというのは、この前も私もやっとなんとみんなで片づけようよと声かけて私も掃除しましたけれども、みんなで掃除しようというのがなかなか難しい雰囲気もございまして、一緒に片づけるということを町内会長と、これからしていきたいと思います。

ご指摘のあった集会所の改修とか、計画的にというのは確かにそのとおりだなと思います。しかしながら建設水道課長に技監の職をされていると、これはやっぱり広報の適切性とか、安全管理の面が得意な方が技監なんでございます。ですので、そう考えると、計画性を持っていただくようにしてほしいということであれば、当然インフラのほうも水道の下水道の問題とかもございまして、ここは、やっぱり計画性を持つというふうになると、行政職が建設課長が担うべきだなということでご指摘をいただいたと思っております。

○菅野議長　ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時とします。

休憩　午後　0時06分

再開　午後　1時00分

○菅野議長　休憩を閉じ、会議を再開します。

5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員）　午後に入る前に、一応、質問1に関しましては、いろいろ町のほうでも考えていただいて、予算組みをしていただいて、一応めどが立ってきたということで大変ありがたく思っておりますので、ひとつ、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。それでは、質問2です。

住宅支援事業についてですけれども、新築を含め、リフォーム工事において、防災・減災、耐震、そして寒さ対策、断熱化などのヒートショック対策や町産、西川、西山杉材活用まで幅広く補助対象となっており、よい制度ですけれども、施工業者が町内業者に限定されています。どうしても町外の事業者さんにお願ひしなければならない方は、このよい制度を利用することができません。町内外、町外業者でも可能にするか、または町外業者の場合は補助率及び補助金の率を下げてもらうなど、制度の見直しが必要と思いますが、考えをお聞きしたいと。

当初のこの制度の設立時の経緯というのはある程度理解をしていますので、まして私も以前はこういう業者にいましたので、非常にあれですけれども、一応考えをお聞きしたいなというふうに思います。

○菅野議長　答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長　議員ご指摘の西川町住宅建築支援事業補助金は、町内の住宅建築の促進による住環境の整備や定住促進だけでなく、関連業界の振興や消費需要の拡大、景気浮揚を図ることを目的とした制度であります。

仮に、町外業者による施工を補助対象に加えた場合、町内事業者を含めた関連業界の振興といった本補助金事業の事業目的が達成できなくなるため、引き続き、町内事業者による施工のみを補助対象として運用してまいります。

また、西川町商工会長や西川町総合建設組合のヒアリングを行ったところ、町内事業者を守る意味でも現行制度を維持してほしい、議会からの指摘があっても揺るがないでほしいとの要望を受けております。

なお、当課で調べたところ、西村山管内4町の住宅新築リフォーム補助事業においては、町外事業者を対象としている団体はございません。

以上であります。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 先ほども、最初に言いましたように、制度のスタートがそういう趣旨でスタートしているというのは分かります。

ただ、この頃、防災関係も一応補助対象に入れてもらったり、そうするとある程度、業者さんもそんなに多くはないというふうなこともありますので、どうしてもと……。本来の趣旨からいけば、町のお金を町に落として、そして税金としてある程度また戻れば、そういう循環というのは、本来の姿だとは思いますが。

あとは、ただ例えば私の親戚も、玄関周りの風よけ施設をやったんですけれども、やはりどうしても親戚に町外の業者さんがいたので、そこを使わざるを得なかったというようなこともありますので、業者さんを守る、助ける、そういう意味においては非常に分かりますが、もうちょっと、ここにもちょっと書いてありますけれども、補助率で差をつけるとか、そういうものを今後少しは検討していただきたいなど。

あと、いろいろな移住者とかなんかも、あと町外から来る方も今大分増えていますので、そういう方も使いやすいように。逆に言えば、何も分からない人は町内の業者さんを使ってもらって、のほうが非常にスムーズにいく場合もあるんでしょうけれども、逆にまた、自分の知り合いの業者さんもいるというようなことになれば。

あとはもう一つは、やはり建設業というのは、単品であれば違うんでしょうけれども、一つのをやるにいろいろな業者さんが絡みます。要するに、ほかの業種と違って、下請け制度というものでやっていますので、例えば、元は町でも使う人は町外の人と違って、いろいろそういう、あまりそういうものをいいですよとっては言えないんでしょうけれども、ある程度フレキシブルに、そこは下請けでいろいろなところを使う場合はというふうなことで、町も指導してもらったり、そういうことで、お互いに、使うほうも業者さんも、そんなに両方一様にいい制度というのはなかなか、ちょっと難しいとは思いますが、今後、少し検討していただければと思いますけれども、再度、ちょっと考えをお聞きします。

○菅野議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 ただいまのご質問であります、本制度の補助率の積み増しも検討したいというふうに考えております。

また、空き家を利用した方が行政効率にもつながるといったことから、そういったことを検討していきたいと思っております。

ただし、町外業者につきましては、やはり町内の経済の循環、あと町内の大工さんが減っていく中でそれらを守っていくということから、こちらのほうは町内というふうなことで運用していきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 主張は分かりました。私も、はいそうですかというのはあまりなんですけれども、同じ業種として仲間やってきたところもあるので、ぜひ、町の業者さんが潤ってもらえるようなことでやっていただくというのが一番ベストですけれども、片方で制度を使えないという人もいるというようなことを念頭に置いてもらって、ひとつ、今後の検討課題にさせていただければなというふうに思います。

ちょっと、なんか質問が、質問するほうもどっちづくりの質問で大変申し訳ないんですけども、現実的にはそういうことで使える人と使えない人がいるということ。ただ、趣旨は、スタートは業者さんの生き残りをかけた制度ということで、町でお手伝いをするというようなことも分かりますので。ただ、今後の検討課題ということで、ぜひお願いできればなというふうに思います。

何回も言いますが、コーポ睦合に関しましては、非常に今日、いろいろ見通しがついたような話をさせていただきました。くどいように何回も、またかと言われそうで、なんか質問をためらったんですけども、いい結果がだんだん出てきたということで、大変ありがたいと思っていますので、玄関口でもありますので、ひとつきれいな状況で町外の方をお迎えするというようなことで、大変でしょうけれども、よろしく願いして、私の質問を終わります。

○菅野議長 以上で、5番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

◇ 飯 野 幹 夫 議 員

○菅野議長 続いて、2番、飯野幹夫議員。

[2番 飯野幹夫議員 質問席へ移動]

○2番（飯野幹夫議員） 2番、飯野幹夫です。

通告書では、今回私は2点について質問を通告させていただいておりますので、それに沿って質問をさせていただきたいというふうに思います。

質問の第1項目ですけれども、DXの取組による成果についてでございます。

社会環境が目まぐるしく変化する現在、町民、役場職員を取り巻く様々な環境も課題も、非常に複雑化しております。町では、国の自治体DX重点取組、この事項をいち早く取り入れて、全戸配布のタブレット活用、書かないワンストップ窓口を含め、行かない窓口を目指してコンビニ及び大井沢郵便局の活用など、全国に先駆けた取組を実施しておりますが、この効果について質問をさせていただきたいというふうに思います。

質問1です。

DX取組をやったことによって、行政のコスト及び住民のサービスに対する具体的な成果、これはどのようになったか、質問1として質問をさせていただきます。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 飯野議員からDXを進めた成果についてご質問がございました。議員おっしゃるとおり、DXを、デジタルを進めることは、職員が町民との対話の時間を増やし、住民サービスの向上を通じて、寛容で楽しい地域づくりにつながるものと考えております。

DXはあくまで手段でございます。行政のコスト低減と住民サービスの向上が目的でございます。このため、総合計画においても行政手続申請の簡略化を掲げております。

また、新たに、情報格差の解消を図るため、各世帯に配備されたタブレットを生活インフラに昇華するというような項目なども、新たに盛り込んでいきたいと考えております。

具体的に議員のご質問の行政コストの削減の成果を申し上げます。主に4つございます。

まず、役場で使用する紙の枚数。令和3年度と比較して70%の減。100枚使っていたところを30枚に済ませているということでございます。

郵便料金。令和4年度と比較し45%減でございます。

3つ目、商品券配布業務。つながるクーポンに今しておりますけれども、このクーポンの導入により10分の1で済んでおります。

4つ目、庁内の会議をテレビ電話やオンラインのソフトウェアを使いまして実施をしております。わざわざ移動することなく、わざわざ集まることなく業務ができること、職員の仕事の効率化に寄与して、職員の手間も、数字には表れておりませんが、大幅に短縮されたものと思っております。

もう一つ、DXによる果実として、住民サービスの向上がございます。こちらも主に5点ございます。

役場に行かなくても、コンビニで証明書等が交付できるようになりました。今年1月までの件数は378件、全体の2割弱に及びます。

続きまして、同じように、役場に行かなくても、自宅や会社などで証明書発行や入札参加資格申請を行うことができる、いわゆるスマート申請の申請書の利用は、今年度で2,000件を越す予定でございます。全体の34%にも上る数字でございます。

続きまして、役場に来る、役場に来て証明書の交付の申請をするのだけれども、タッチペンなどで操作をする、いわゆる書かない窓口の件数は上半期で383件に上りました。

4つ目、大井沢郵便局でも各種証明書が発行できます。令和5年1月より受け付けることができるようになりました。既に93件の証明書を発行していただいております。

5つ目、職員の電子決裁の導入。これは、一般会計に係る伝票などの処理は100%電子決裁でございます。私や内藤副町長が出張した際も、新幹線や会議室で決裁を押すことが可能になりました。意思決定の速度、対応が格段に早くなったことから、町民の皆様への現金のお支払い、交付事務などが速やかになったものと考えております。

最後になりますけれども、数字に表れておりませんが、お知らせしたいことがございます。

1つ目は、3年前と比べると、比べ物にならないくらい予算を拡大できております。就任当初56億円、これが来年度90億にまで拡大することができました。これは、DXに取り組んだ結果だと考えております。日頃の業務が効率的に行われたことによりまして、国の補助金を獲得する時間に職員の時間を費やすことができたからだと考えております。

もう一つは、迅速なコミュニケーションが行われているということでございます。適切に、迅速に、丁寧に、各課が情報共有され、1つの課で対応が難しくても、わざわざ2つの課にその町民の方が行かなくても、情報が共有できるようになり、こちらも効率的になり、かつきめ細やかなサービスをご提供できるかなと思っております。

以上のとおり、DXを進めた結果、職員また町民の皆様双方にこの利益が享受されたと考えております。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 回答ありがとうございます。

今の町長の説明からいくと、大きな改革の中で削減できたもの、一つは紙が70%削減されたよと。それから2つ目が郵便料金は45%も削減されていると。そしてまた、商品券の配付についている時短というか、そういったものも10分の1というふうなことで、金額には表せないけれども、ウェブ会議とかそういったものも通じて、大変、職員の改善につながっているというふうな話をいただきました。大変、DXの取組をやったことでコスト削減、そしてまた時短につながっているなというふうな説明を理解させていただいたところでございます。

昨日も、菅野町長から施政方針の中で、笑顔の絶えない、楽しい西川町を目指して、令和7年度の基本方針として、4つ昨日話されたと思うんですけども、1つ目が寛容なまちづくりと。2つ目がDXを活用した町民との対話と。それから、3つ目として、活発と思われるまちづくり。これはよその市町村から見て活発だなと。西川町がいいなというふうな形の、そういうふうに思っただけ。4つ目が、町民を巻き込んだまちづくりというふうな形で、具体的に説明をいただきました。

特に、今回質問させていただく、この②のDX活用をすることによって、町民との対話がスムーズに、そしてまた迅速に行き届いているというふうな形でご説明あったわけなんですけれども、問2の質問として書かせていただいておりますけれども、DX取組について、労働組合や職員はどのように捉えたのかというふうなところをですね、そしてまた、どのような意見・要望があるのか、そのことに対する今後の対応をどうするのか、この質問を2として質問させていただくというふうな形にさせていただきたいと思います。

というのは、やはり改革する、新しいものをやるとなると、どうしても慣れない、悪く言えば反発につながるというふうなことも懸念されると思いますので、そのようなところも含め、どのように考えているのかお伺いさせていただきます。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えをさせていただきます。

労働組合からは、昨年11月29日付で要求書を組合側からいただきました。そこには、このような感謝の言葉が書いておりました。要求書にです。DXによる職員の負担軽減、長期休業の代替職員の配置など、要求に対応していただき感謝を申し上げるということでございました。これまでの、対応してきたという成果が表れているのかなと、組合の幹部からも、組合の要求からもこのように書いているということでございます。

これも、組合の要求に際しては、これまでは副町長や総務課長が対応していたと聞いております。こういう文化がこの町にはあったのでしょうか。一昨年より、要求書の受け取り、また回答というのは私に対応しております。交渉や対話を行いまして、昨年は5回お話しする機会をいただきました。これは、私も、財務省に労働組合がございまして、そこの組合を、300人ほどの組合員をまとめる労働組合の書記長を担っております。この要求書の取りまとめというご苦労も、私も苦労しましたので、その大変さも承知しております。そのご苦労に報いるためにも、実現に向けた回答も行いました。

具体的に要望をいただいたのは5点ございます。

1つ目は、行政職7名の増員要求がございました。育児休暇を見越して、要求以上の9名をこのたび採用することにいたしております。

2つ目、テレワーク、これDXに関わりますけれども、おうちで仕事ができるテレワーク、この申請の簡略化の要求もございました。これに対しては、スマホやパソコンで申し出る、わざわざ様式を書かなくても、課長の了解さえ得られればテレワークできるというような回答をいたしました。

3つ目は、夏季休暇を現行3日から5日にしてほしいと。さらに取得期間を6月から10月にまで適用期間を拡大してほしいという要望がございました。これは正直、私も国家公務員の頃から、夏休みは、農水省も財務省も国家公務員、3日だったんです、3日。これを5日にするという要求は、これはちょっと球が高いなと思ったんですけれども、満額回答をさせていただきました。西川町職員は5日、国の職員は3日の夏休みになります。

4つ目、結婚休暇の取得期間の分割の要求でございます。こちらは、条例改正が必要になります。このため、4月から施行できるように、要求どおり、分割して結婚休暇を取得できるように条例改正を提案しておりますので、よろしく願いいたします。その旨、組合側にもご回答しております。

5つ目は、健康診断の二次検査に職務専念義務免除、これは地方公務員法の職務専念義務を免除してほしいという申請を、わざわざする必要があるのでありますが、まずそれに対応してほしいということでございました。これまでは、健康診断の二次検査は、これは年休を取って、取らなくてははいけない。でも、職務専念義務を免除するような申請をしてほしいということでございました。これは、この職務専念義務、職専免ってよくいわれるんですけれども、その申請書は起案もしなくちゃいけないし、決裁も取らなくちゃいけないです。これ、本当に手間な手続で、お互いに手間な手続でございます。これをもっと、要求以上に、取得

しやすいうように、特別休暇とすることで対応していきたいと回答をいたしました。これにも条例改正が必要でございますので、今定例会に出しておりますので、ご対応をよろしく願いいたします。

先日も、今年2回目のご要望を、組合側と、要望をいただきました。通年の1回の要求から2回の要求になったということ、私は大変うれしく思っております。2月27日に受けた独自要求には、事務決裁規定を見直すなど、規則改正を行うことにより、事務の効率化を進めてほしいという要求がございましたので、3月末にそれが実施できるように回答をしようとしているところでございます。

また、もう一つ、要求には、カスタマーハラスメント対策についてもございました。こちら、町民の方からのご意見や苦情などをDXにより、誰から、どんな苦情を受けた、ご指摘をいただいたかというのを、各課が見られるような状況になっております。これを受けて、様々な対応が各課で行われているんだということが分かったことから、このようなカスタマーハラスメント対策の、多分、こちらは条例整備が必要になりますけれども、してほしいというような職員の意見でございましたので、機が熟したら、こちらの条例制定もさせていただきたいと考えております。

このように、組合からの要求はしっかり実施する方向で考えているほか、個別に、私も内藤副町長も、1 on 1 ミーティングという1対1のミーティングを、職員とお話ししております。職員の意識改革や柔軟な思考や日頃のお悩みごと、あるいはもう少しここを直してほしいみたいなことを、たくさんご要望をいただきます。こういったことを通じまして、これからはワークシェアや休暇を取りやすい環境、代替職員の配置というのを、元組合職員の幹部を経験したものとして行なってまいりたいと考えています。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 大変詳しくご説明いただいて、本当にありがとうございます。今説明いただいた中で、私も民間企業で幹部職は経験しているわけなんですけれども、自分がやっていたとき以上の、やはり菅野町長の、その財務省時代に300人以上を組合員として抱えて労働組合を運営したというふうな経験を基に、非常に前向きな形で、職員の改善にも取り組んでいらっしゃるなというふうに感じたところです。

特になんですけれども、5つの説明あったわけなんですけれども、要求に対する、7名から9名を採用したとか、それからテレワークの活用とか、いろいろあったわけなんですけれども、そんな中において、ちょっと1つ追加質問したいなと思ったのが、副町長と分けて、

職員との1 on 1ミーティングをやっていますというふうな説明あったわけなんですけれども、これは、各課分担してやっているのか、それとも副町長と町長が個別に1人ずつやっているのか。職員、例えば70名いるとすると、それを35名ずつ分けてやっているのか、その辺のところはどういった形のやり方をしているのでしょうか。

○菅野議長 答弁は内藤副町長。

○内藤副町長 ご質問にお答えいたします。

町長のほうが常勤の職員の皆様の1 on 1ミーティングをやってございまして、私のほうでは会計年度任用職員の方の面談をやっているということでございます。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

もうちゃんと分担を分けてやっていらっしゃるというふうなお話でございました。大変、よい傾向にあるというふうな形をお伺いしたわけなんですけれども、特に私感じたのが、今年の年末休暇の、これ話題にも何にもしないでやっていらっしゃる。そして年始の仕事始め、これも、もう本当にこれは他市町村、もしくは民間企業でもやっていないすばらしい取組だなというふうに感じたわけなんですけれども、その辺のところの発想というのはどういうところから持っていていらっしゃるのか、その辺のところをちょっと、参考までお伺いできればというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご評価いただきまして、どうもありがとうございます。

まず、年末年始の取組としては、当然、休暇を、リフレッシュをしていただきたいので、今年は特に大型の、大型というか日並びがよかったものですから、9連休以上の休みを取ってほしいなと思っております。日頃から職員の皆様には頑張っていただいております。

できるだけ長い、自分ごとになって考えると、どうしても、やはり今まで訓示というのを西川町で、1か月に1回、30分ほど、小川町長がしていたそうでございます。これも1 on 1ミーティングからは賛否ありまして、1 on 1ミーティングによれば、ほとんど、小川町長には申し訳ないんですけれども、9、1ぐらいで、これはもう減らしてくれないかと、1か月に1回の訓示というのを減らしてくれないかということでございました。

でも、何で出るのというふうに聞くと、これは昔から出ているんです、課長も出ているんです、だからでなくちゃいけないんです、留守番する方以外はということで、訓示というものに対して、とても強制力のあるものだなというところが、国のほうと違うところだなと思

いました。

ですので、その訓示が特に仕事始めと仕事終わりにあるというのが休みを取りづらくさせているんだなということが分かりましたので、年末の訓示は、感謝も申し上げなくてはいけないので、クリスマス前後。年頭の訓示のほうは少なくとも1月4日は外して、できるだけ翌週か、その翌週にしていきたいと考えております。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 本当に、大変素晴らしい改革だなというふうに思います。

ぜひ今年度、単年度だけじゃなくて、次年度も継続して、こういった働き方改革を職員の方に示してほしいなというふうに思っているところでございます。

それでは、問3のほうに入らせていただきます。

問1、問2の中でも、いろいろな形で、成果については改善のところはお話いただきましたけれども、実際に職員の働き方改革につながる具体的な成果というふうな形になってきますと、ハード面とかソフト面、様々あるかと思えますけれども、その辺の改革を今後どのように考えているのかというのを、もしよろしければご説明願えればと思いますので、質問させていただきます。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 成果と今後の改善についてご質問がありましたので、お答えをいたします。

まず、総合計画の第5章で、職員の働き方改革のところを掲げております。テレワークやフレックス勤務、これは8時半には出勤しなくてもいいよというような制度でございますけれども、また時短勤務など、職員のライフスタイルに合わせた働き方ができるよう、柔軟な人事制度を構築していくということを新たに盛り込もうと考えております。

ご質問の改革の、具体的な働き方改革の成果ということでございます。

まず、時間外勤務でございます。令和4年度は1人平均140時間でした。令和6年度は1人平均104時間でございます。トータルで3割弱の残業の削減効果が得られました。

また、先ほど申し上げたような1 on 1ミーティングで、職員のご意見を踏まえて、毎月の訓示の廃止、また三役会議の廃止、課長会議などもなるべくオンラインを使ってパソコンで行う、こんなことを進めております。これによりまして、繰り返しになりますけれども、DXにより、職員が浮いた時間を、対話会や町民の方のニーズを把握するような時間に割くことができました。佐藤大議員からも、新しい地方創生交付金、申請期間1か月ぐらいしかありませんでした。これを西川町が、県で最も多くの50億円を申請できたのは、これはその

補助金が出る前から町民や地域の課題を職員が把握していたからにはほかなりません。

こういったことができたものですから、職員に対して、何かお返しをしたいなと思って、職員に対しては、執務室行ってもらおうと分かりますけれども、使いやすい、人間工学的に優れた、少し高めの疲れしない椅子をご提供したり、あと、目が疲れないように、これも2万円以上しますけれども、モニターを1人1台、1人2台使っている人もいます、大きいモニターを配備して、DX、目が疲れますから、そんなことに使っていきたいなと思っています。

一方で課題もございます、課題。

いろいろしていただいて、職員には頑張っていていただいておりますので、職員の健康管理の実行性を担保しなくてはなりません。本来であれば、総務課がまとめ役となり、1か月に1回休もうキャンペーンを実施しているんですが、なかなかその実行性は、数字では表れておりますが、安定していません。年末年始のほうはお声がけはしているようではございますけれども、これが、毎月平均、5月とか6月とか11月とか、そういう年末年始、お盆関係ないときにもちゃんと取ろうよというようなお声がけはまだまだ足りないかなと思っています。その実行性の担保を、来年度の総務課の人員体制を、お声がけする実行力のあるメンバーを、総務課を強化してまいります。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

大変職員のことを考えて、やはりハード面、ソフト面を含めてやっていらっしゃるなというふうな形で思ったところです。

特にデジタル化、DXでノートパソコンを一人一人に配付していらっしゃって活用しているわけですが、実はこの通告書を出させていただいた次の日に、私新聞見ていたら、こういうふうな記事が山形新聞に掲載されていたんですね。

総務省のデジタル活用の窓口改革というふうな形で、西川町がモデル事業に採択というふうな形で載っていたんですけども、これは全国自治体1,718、その中においてデジタルの窓口業務改革モデル事業に採択というふうなことは、実際になんか8事業者って、この新聞には9事業者というふうに書いてあるんですけども、これ、なんか静岡県が浜松市と共同提案したことを1つ含めると、9案が採択されたというふうになっているみたいなんですけれども、これによって、西川町はどのような、具体的な支援を獲得できたのかというようなことをちょっと教えていただければと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問いただいたのは、総務省の自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトでございます。こちらは、私も一文字も直さず、デジタル推進係の黒田補佐と松田さんがつくられ、補助金を申請していただきました。

ただ、これもアドバイザーが、地域活性化企業人の方がいらっしゃいまして、そのアドバイザーからもご指摘いただいて、私は一文字も直さず、国に対して、1時間だけ申請書が遅れるから勘弁してほしいという、1分だけ電話ただけでございます。時間がぎりぎりだったものですから。彼らの努力によりまして、この本町で、8つの自治体しか採択されていない狭き門を採択いただきました。これは、まず金額からいうとですね。8,900万円です。8,900万円が10分の10補助金です。全額、国からの支援を受けてできる事業でございます。

この事業の中身は、これまで取り組んできましたオンライン申請、デジタル通信のいかないうちのさらなる推進と職員の業務効率化を求めるものでございます。

一方で、高齢者対応を意識しましたワンストップ窓口で、住民に寄り添うような窓口対応を行ってまいりたいと考えております。いろんな手続きを、いろんな申請書で書くというのではなくて、1つの窓口で1枚の申請書を1枚だけ書く、タッチペンなどで恐らく書くんだと思いますけれども、そういった、住民の方が申請しやすいような取組をさらに増やしてまいります。

さらに、私、これが本当に動けば、もう職員の皆さんすごく喜ぶんじゃないかと思って導入したものが、RPAという技術を使った……自動で請求書をもらいます、請求書をもらえば、これを持って受理印とかを押して、支払規則に基づいて支払い伝票をつかって、そして電子決裁に上げて、もらうと、支払いを行うというような手続を、大幅に改善することができます。

いただいた請求書をスキャナーにして、それで文字を読み込んで、これが自動的に伝票を起票する。そして書かれた支払先をRPAという技術なんですけれども、自動的に識別して、口座番号とか支払先も、社長とか、支払先の固有名詞まで自動的に書けるようなシステムの導入でございます。これにより、職員の伝票処理に対する効率化は大幅に向上するものと考えております。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

町長が何のアドバイスもしなくて、アドバイスって若干はしたんでしょうけれども、本当に職員の努力で8,900万円もの補助を獲得したというふうなことで、本当に素晴らしいこと

だなど思っています。

時間もちょっとありますので、次の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

2つ目の質問でございます。

維持可能な観光戦略についてというふうにご書かせいただきましたけれども、第7次総合計画の中でも、関係人口の裾野拡大につながる観光客、交流人口を取り込むために、月山夏スキーや登山客の集客維持、さらに町の豊かな自然や信仰、食文化などを地域資源に、誇りを持った観光を進めるというふうな形で記載されていますけれども、これについて質問をさせていただきます。

質問1です。

今年、フェリシアカヌーセンター、そしてまた水沢のブレジャー施設オープンと共に、ベスト・ツーリズム・ビレッジの認定を受けられていますけれども、これらについて、今後どのような観光戦略を考えているのかお伺いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問ありがとうございます。先ほどのフロントヤード改革は本当に一文字も直しておりません。

ご指摘いただいているベスト・ツーリズム・ビレッジは、これはもう入って2年目ぐらいの職員だと思いますけれども、社会人採用で入ったその方が、これも私一文字も直さずに、国連の採択を受けさせていただきました。これはもう内藤副町長や柴田観光課長の指導の賜物だと思っております。

第7次総合計画では、町にとって観光産業が関係人口の裾野を広げる入り口である観光客を拡大するために重要な産業だと考えております。地域資源を再認識して地域の価値を向上させ、魅力を発信することで観光客に選ばれ、足を西川に運んでいただき、最終的には地域の消費額を高めて、持続可能な観光地づくりにつながっていく施策だと思っております。

総合計画とリンクした令和12年度までの観光戦略を策定しまして、今年度は来訪者の満足度調査など、マーケティングをしながら、中期的なアクションプランを計画しているところでございます。

観光戦略アクションプランでは、次のような連携を考えております。

ご指摘いただいたのが3点あったかと思えます。

まず、フェリシア月山カヌーセンターでございます。6月28日にオープン予定でございます。このフェリシア月山カヌーセンターでは、カヌー競技の練習や大会の利用のほか、レジ

ヤーカヌーや子どもから高齢者まで、ぜひ佐藤耕二議員も乗られますので、乗っていただきたいと思うんですけども、ホビーという新しいアメリカの乗り物を導入する予定でございます。

また、そのセンター内にはコワーキングスペースで軽食も提供する予定でございますので、各地区のミニデイ、6月7月、9月ぐらいがいいのかなと思いますが、ミニデイでも活用いただける施設になるのかなと思っております。

2つ目、西川町レジャー対応型施設でございます。こちらは、水沢地区のやりたいというようなご要望をいただいた、待望の施設でございます。5月30日にオープンいたします。夜間営業もしたいということでしたので、この飲食店のほか、比較的安価で少人数対応の宿泊機能も備えております。

先ほどの佐藤大議員からもご指摘いただいた行政視察、これ年間500名来ておられますけれども、約3割ほどしか、残念ながら西川町に泊まっておりません。志津温泉、大井沢のほうの民宿をご紹介すると、遠いというふうに言われてしまいます。ですので、ここは寒河江市のホテルと需要を取られないように、西川の道の駅や水沢温泉館も利用するという相乗効果もありますので、町の交流拠点になっていくことを期待しております。

ベスト・ツーリズム・ビレッジは、こちらは国連世界観光機関が行うプロジェクトであるベスト・ツーリズム・ビレッジでございます。県内で初めて、国内でも7番目に西川町が選出されました。これは出羽三山信仰の参拝者のおもてなしによる文化、おもてなし文化により養われた地域の寛容性、また、自然の恵みを生かした山菜料理、神社の歴史文化、また自然を生かしたレジャーなど、地域資源を有効に活用してきた先人の皆様の取組をご評価いただいたものです。

今後は、世界に向けたSNS発信や112号線沿いの看板、広報紙、広報物にも、このロゴマークをたくさん入れて、露出を増やして、この町の価値を向上させていきたいと考えております。

観光事業の実施にあっては、ありのままの自然、ありのままの人々の心で観光客を迎え、町民と観光客がお互いに寄り添う自然体の町、本来、本町の暮らしの価値で人を呼び込む寛容性の高い観光戦略を着実に推進してまいりたいと考えております。

以上、申し上げた施策は、ほとんどがデジタル田園国家構想交付金や観光庁の補助金の採択したものでございます。いいものにはしっかり、国のほうもお金をつけていただけるということでございます。西川町のものはいいんですということです。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

カヌーセンターも水沢のブレッジャー施設も、もうオープンを、日程もきちんと決めていらっしゃる。そしてまた、カヌーセンターにおいては、やはり競技だけじゃなくて、町民の老若男女のミニデイなんかでも活用できるような活用をしていくというふうな形でした。

そしてまた、水沢のブレッジャー施設については、なかなか今、夜間営業をする飲食店が少なくなってきていると。高齢化の中においてですね。そんな中において、夜間も営業するとなると、非常に町民にとってもいいのかなというふうに感じたところでございます。

ぜひ、遅れのないような形でオープンを迎えてほしいなというふうに思っているところでございます。

それから、問2のほうに移らせていただきます。

問2なんですけれども、月山の夏スキーや登山客のほかに、先ほども話ししましたけれども、信仰、食文化など地域資源を活用した観光を進めると言っておられますが、受け入れ窓口、要するに玄関口となる志津地区から志津会館の早期建設要望が出ていると思いますけれども、こちらに対する対応はどのようになっているのかというふうな質問をさせていただきます。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長。

○柴田観光課長 ご質問ありがとうございます。

こちらの志津会館の早期建設関係の要望に対する関係につきましては、令和に入りましてから4年前ほどまでいろいろな動きがありました経過がありますことから、私のほうで答弁をさせていただければと思います。

議員ご指摘のとおり、月山夏スキー、コロナ禍前ですと15万人ほどとか、登山なども六、七万人訪れている、町としては道の駅と並ぶ大きな集客ポイントでありまして、その月山の観光にとりましては、月山志津温泉は観光の中心でありまして、町のかせぐまちづくりを推進するためにも重要な地域であるというふうに承知をいたしております。

しかしながら、安全・安心を優先する観点からは、消防ポンプ庫が今現在もまだ近くにないということも課題であるというふうに感じているところでございます。

原則論にはなりますけれども、ほかの地域における公民館などの集会施設の整備と同様に、本道寺地区、地元の志津町内会におかれましては、まずは建設場所を選定して、選んでいただいて、そういうふうを選んでいただけたら、その後、町としましては財源確保を含

めた事業の推進に向けて努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

志津会館の整備につきましては、昨年9月の地域づくりヒアリングにおきましても、本道寺地区会のほうから要望を頂戴しまして、今申し上げたとおりの同様の回答をさせていただいております。その際には、建設場所の選定と併せまして、必要な設備や概要を、併せて要望もして下さるようお願いをさせていただいたところです。

経過、若干申し上げますと、工事は令和3年度に予算を計上させていただきまして、令和3年8月に旧志津会館を解体させていただきました。その後、その年の11月の議会の全協あたりでもご説明はさせていただいたところですが、その旧志津会館の跡地に建設する場合の支持基盤、そこを強化するための工事で、県道ののり面が崩れるおそれがあるということが、そのおそれが発生したため、やむなく中止とした経緯があります。

いずれにしても、繰り返しになりますが、地元による建設場所の選定、建設地を選んでいただきまして、そちらを選んでいただきましたら、町としましては地区会さんや地元志津町内会さんの皆さんと対話を重ねさせていただきながら、今後の方向性を見出していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） すみません。今、課長から説明あったとおり、令和3年に解体して、その解体するときには地区の方々に対しては建替えると言って解体したわけですね。これに対して、もう未解決のまま4年が過ぎているというふうな経過が。それに伴って、今、菅野町長は町民との対話というものを大きな柱にして、行政を前に進めているわけなんですけれども、この志津の地区の方々には町長との対話会とか、そういう町のいろいろな対話会なんかも、集会所がなく、個人宅を活用しているというふうなハンディキャップをしょっているというふうなこともあろうかと思えます。

先日、私もヒアリング行ってきて、そういうふうなものに対しても大変不満を感じている。特に、先ほど課長からおっしゃっていただいた公民館を建てる基準とか、そういう様々なものあろうかと思えますけれども、実際には建替えるよと言って4年も過ぎたということに対して、もう一度ちょっと考え直していただけないかなというふうなこともありまして、質問をちょっと続けていきますので、よろしくお願いいたします。

先日、2月1日から24日までの期間で、雪旅籠の灯りというイベントが開催されました。何と、土日だけで1,600人以上のお客様から訪れていただき、本当に大盛況でありました。私も日中1回、夜1回行っていきますけれども、昨年と違い、今年は積雪量の多さもあって、

壮大な雪旅籠は本当に大好評というふうな形で、訪れた人からも聞いております。

そして、当然のことながら、作成から管理、運営まで携わった実行委員会の皆さんの、この努力の賜物であって、この方々に対しても、あの集客率に対しては敬意を表したいなというふうに感じておるところです。

そして、先ほども大議員のところでもありましたけれども、マスメディアも20以上、実際には22件なんですかね、放映があったというふうな形で、西川町が広く全国にPRされたというふうな形の効果もあったなというふうに思います。

しかし、残念ながら、会場に設置された仮設トイレ、これに対してはやはり、伺ってみると悪評価というふうな形で聞いております。特に、インバウンドはそんなに多くなかったようですけども、女性客からは嫌がられる、嫌われるというふうな形です。

先ほど、集客人数、課長からありましたけれども、やはり志津、月山というのは、年間登山客で6万人、スキー客で10万人以上と。それから志津の温泉客、利用客で年間3万人を超える観光の拠点というふうな形になっているわけです。その拠点となる玄関口に、やはり集会ができて、トイレを完備した、ちゃんとした志津会館というふうな計画の練り直しというふうなことを、ぜひ考えていただきたいのですが、その辺のところはいかがなものでしょうか。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長。

○柴田観光課長 今、志津会館の機能の一つにもなり得るトイレの関係でも、ご指摘ありがとうございます。前段に、雪旅籠の灯りのほうのイベントに特化して申し上げますと、今回は仮設のトイレでやはり対応するしかないということで、現在、観光協会のほうが実行委員会の事務局を持ちましてイベントを開催しておりますが、今回は、仮設トイレを3基設置したという形になっております。私のほうにも、特に大きな苦情は当然なかったわけなんですけど、やはり議員おっしゃるとおり、女性の方が暗くて困るというような話は、私の耳にも2件ほど届いているところでございます。

ただいまの志津会館の整備、集客のポイントである月山の窓口である志津地区への会館の整備という話に戻りますとですけども、基本的にトイレ関係につきましては、各イベントにおきましては、その観光協会なりイベントの実行をする実行委員会に対して、まずはそういったことがないようにきちんとしたトイレを配備するようには伝えていきたいというふうに考えております。

また、併せまして、新しいその交付金、新地創交付金の中の地域防災緊急整備型のほうで

は、多機能タイプのトイレ化などの整備にもチャレンジをさせていただいているところですので、防災タイプではあるんですけども、通常時はそちらをイベントなどでも活用する形で、志津会館整備がなるまでの間にはそちらを活用させていただいて、トイレなどについて、イベント時、苦情がないようにしていきたいように考えております。よろしくお願いいたします。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

志津地区の方々、年配の方と、今の、これから志津を支えていく若い方々とはちょっと考え方が違うかと思えますけれども、ヒアリングをすると、志津というのは合計で約500人ぐらい宿泊できる施設を持っています、全部の旅館、民宿で。ただそれを、例えば今、防災観点の話が課長から出たからですけれども、防災施設で緊急避難所になっているところは、県の体育館が防災の拠点というふうな形になっています。

志津のメンバーは、特に若いメンバーは大きな集会所は必要ないというふうな形で話をされております。緊急避難所は県の施設でいいんですというふうな。ただし、防災関係でも、やはり軽自動車の消防ポンプがあるわけですけども、それが県の体育館に保管されているというふうな形になると、初動対応的なものに大変問題があるよというふうな形で話を伺ったところです。

幸いにして、菅野町長は過去に、先輩方から残された、過去に解決できないことに対して、いち早く、自ら率先して、積極的に行動してこれまで解決をしてきました。一例を言うと、ケーシースチールの、無償譲渡した後倒産した問題も、自ら弁護士のところに出て行って解決したというふうな形であります。

ましてや、国からの交付補助金、菅野町長をはじめ、渡邊課長をはじめ、副町長をはじめ、得意でありますので、ぜひともその志津会館の建設に向けても、観光、防災などの支援可能な項目をぜひ見つけていただき、志津会館の建設実現に向けて、町の努力を惜しまなくやってほしいなというふうな形を、第2の質問のところ、最後にちょっと話をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。どうか、ひとつよろしくお願いいたします。

○菅野議長 飯野議員、あと4分になります。お願いします。

○2番（飯野幹夫議員） 問3なんですけれども、問3については、前回、私も質問させていただいて、EV、PHEVの充電設備です。道の駅にしかわに1か所だけ、西川町はあるん

ですけれども、もう設置してから11年が経過しているというふうな形であります。この設置してから11年となると、耐用年数として8年であります。

実際に、これに関してはN e Vという組織のところで、国の補助金を管理しているんですけれども、道の駅に対するインフラ整備で、機器本体の交換というものは100%、10分の10補助になっていますので、ぜひとも、この補助を活用して、道の駅の、昨日の全協でもビール工場の新設なんかも、増設も説明を受けましたけれども、この辺のインフラ整備も、ちょっと更新も、ちょっと、E Vの充電器、考えてほしいなというふうに思うところであります。

その辺についてちょっと、何か、考えていることあればご回答願います。

○菅野議長 答弁は石川かせぐ課長。

○石川かせぐ課長 ご質問につきましてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、道の駅にしかわについては、耐用年数を超えたという形ですけれども、今回は新設ではなく設備の更新で対応したいというふうに考えております。先ほどお話しいただきましたとおり、昨日、道の駅改修につきまして若干お話を申し上げましたけれども、先ほど来ご質問いただいているとおり、町は観光を入り口とした交流人口、関係人口の創出を進めていますので、電気自動車、プラグインハイブリット車の普及が進む中、環境の保護、地域経済の活性化という点からも、充電インフラの設備、ますます重要と思われまますので、これに対しては適切に対応してまいります。

以上でございます。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 考えていただいているということで、ありがとうございます。

県内でも、もう小国町は更新済みでして、寒河江の道の駅も今、工事をやっていて新しくするというふうな形になっています。また、県内では、遊佐町、高島町でも更新を進めているというふうな形でお伺いをしているところでございます。

先ほどの中で、問2の質問で、志津会館というふうな形の建設についても強く要望させていただきましたけれども、あれぐらいの観光集客人数を持っている場所に対しても、ぜひ、会館建設時は急速充電器インフラ整備も進めていただくことをお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○菅野議長 以上で、2番、飯野幹夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は2時25分とします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時25分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 菅野邦比克 議員

○菅野議長 続いての一般質問の通告順は私ですので、議員として議席に着き発言するため、議長席を大泉副議長と交代します。

大泉副議長、議長席にお着きください。

〔副議長 大泉奈美議員 議長席に着く〕

○大泉副議長 議長を交代いたしました。

質問に先立ちまして、資料の配付を許可しておりますので、ただいまから書記に資料を配付させます。

10番、菅野邦比克議員。

〔10番 菅野邦比克議員 質問席へ移動〕

○10番（菅野邦比克議員） 10番、菅野邦比克です。

今日は2件の質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最初に、上水道の更新と水源地の管理状況についてということで述べさせていただきます。

全国では、公共施設の劣化が表面化して、耐用年数の過ぎた配管からの漏水事故が多発しております。耐用年数の過ぎた配管の対応について、どうなっているのか。また、水源地の管理についてもお伺ひいたします。

質問1、耐用年数の経過した水道管や水源地についての対応について質問します。

(1) 耐用年数経過した配管の改修、更新はどのように行っていますか。漏水検査は目視で行っているのですか。また、改修については多額の費用もかかるとお思いますので、費用面も含めて、現状についての対応策について質問させていただきます。

○大泉副議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 ただいまのご質問についてお答えいたします。

埼玉県八潮市では下水道管の破損に起因する事故が起きており、当町としても問題意識を持って対応しなければならないと痛感しております。そのような中で、このようなご質問をいただきありがとうございます。

第7次西川町総合計画でも、水道のインフラを守る維持管理事業や、町内の水道事業者が少なくなる中、分散型自律組織D A Oを活用して水道施設を守るような取組を盛り込んでいきたいと考えております。

水処理に関しては、国内最大手のメタウォーター株式会社と、今月の7日金曜日に連携協定を締結し、これからの維持管理体制を検討していきたいと考えております。

具体的な内容は、限られた町職員だけでは、水道施設の維持管理業務の手が回らなくなるおそれがあることから、持続可能な維持管理体制を図るため、住民の有志で水道サポート隊を編成し、メタウォーター株式会社が開発したシステムを使って、町がサポート隊に業務を依頼し維持管理を行う実証実験を行うことを予定しております。

これらを通じて、職員にとっては日常の作業に協力してもらうことで、他の業務に集中できる時間が得られること、住民の方にとっては空き時間を活用して地域に貢献できること、水道の大切さ、水道施設維持管理の重要性を知っていただけるいい機会になればと思っております。

水道管といっても幾つかの類型に分かれております。先ほどお配りいたしました資料のとおりであります。水道管の中にも導水管、送水管、配水管、給水管と4つに分かれております。これらの管理者も、町が管理であるもの、あと給水管については住宅の所有者である個人が管理者となっております。

管の更新基準についても、铸铁管50年、塩ビ管50年というふうに、更新基準もまちまちになっております。このように、管の材質によって耐用年数が、西川町水道事業アセットマネジメントで定められております。この基準につきましては、全国ほぼ共通の基準となっております。町が行うべき水道管の更新は、このビジョンに基づきまして行うこととしております。

また、ご指摘の漏水の調査方法は、路面音調調査と呼ばれる、路面に伝わる漏水音を機械を用いて探知する方法と、個別音調調査と呼ばれる、宅地内の止水栓、量水器に音調棒を立てて漏水音を探知する方法で調査しており、これらは専門の業者に委託しております。

目視で漏水箇所の特特定が可能なのは、表面に水が湧き出ている状態です。漏水量が多い

場合は、緊急に断水を行い、漏水修理工事を行う必要がありますので、そうなる前に、監視システムで各エリアの排水量を確認し、同じ時間帯での排水量と比較して異常がないかを監視しております。

漏水の可能性がある場合は、夜間に仕切弁の操作を行い、漏水のエリアを絞り込み、専門業者へ調査を委託しております。これらの作業は、漏水が地中にある場合は漏水の修理ができないため、その漏水箇所の特定を行うために行うものであります。

費用面のご質問については、令和6年12月の議会においてご質問にお答えしたように、令和元年度に策定した西川町水道事業アセットマネジメントによると、水道管の更新費用は1年間当たり平均で1億5,000万円ほどかかり、トータル40年間で約60億円というふうな試算になっております。

これに対する対応策としては、第7次西川町総合計画に盛り込んでまいりますが、西川町水道事業アセットマネジメントを踏まえた具体的な年次計画を令和7年度中に策定し、対応していきたいと考えております。

以上です。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

水道事業は大変、漏水すると金がかかるというふうなことで、今も説明のとおり、40年で60億というふうな、初めて聞きますけれども相当な、やはり金がかかるというふうなことでございましたので、漏水については、水漏れあった場合は町民の方もここが、水が出てきたという情報があれば、大変ありがたいというふうなもの……その中でこの前、水沢地区で夜の7時頃ですか、断水があったというふうなことがあって、すぐ対応していただいて、8時頃にはもう送水ができたということで、大変喜ばれました。

水道課の皆さん、雪の中大変だったんですけども、よく漏水箇所を見つけていただいて、本当に対処していただきましてありがとうございます。こういう場合は、近くの場合、職員で、どこが漏っているかって確認された……非常に早かったんでたまげておりました。

○大泉副議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 ただいまご質問いただきました漏水箇所の特定ですけれども、まず、監視装置の警報が鳴ります。それで、職員のほうで大体どの辺か、計器を見て、中区とか低区とかありますので、そのエリアのほうを車で回ります。そして、表面に水が出ていればそこが漏水箇所ですので、そこをピンポイントに掘りまして修理すれば漏水は解消ということに

なります。

ただ、この前の水沢の件につきましては、減圧性というタンクがありまして、そこに導水される弁が若干故障したということで、それを職員のほうで操作しまして一旦直ったということで対応が早かったというふうなことでなっています。

ですが、警報が鳴って、ほとんど町の職員のほうで漏水箇所を見つけることができるようになっております。漏水量が少ない場合と多い場合があります、業者に頼む場合は、毎日監視をしているわけですがけれども、最近増えてきたとかそういったときに、エリアを大分絞りまして、夜間に器具を操作しまして、そのエリアを絞り込んで、大体このエリアだっただけで分かってから業者に依頼するというふうなことにしております。

ですので、この前のような緊急の場合は、職員のほうで探して、水道の会社の事業者のほうに依頼して漏水を直しているといったような状況になっております。

以上です。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） あまりにも早い対応で解決したというようなことで、オープンチャット見ていたらいや、すごいなと思って。この早さは何なんだと思って、ちょっと感心しておりました。

そんなに早く漏水場所が分かるのかなと思っていたんですけども、なかなか、職員だけで、目視でやるというのはなかなか大変で、今も自動車で行っている、いろいろあるようなんですけれども、専門の方に見てもらおうというふうなことで、常にやっつけらっしゃるなというふうな、今の答弁の中でそういうふうに感じましたので、今後とも……この水というのは本当に大事な、社会インフラの大変重要なものだと思っておりますので、今後ともこういう体制については万全の上にしていただければというふうに、お願いしたいと思っております。

でも、この前の件については、本当に感心しておりますので、職員の方々には感謝を申し上げたいというふうに思っております。

それから、費用面も40年で60億、毎年1億5,000万円というふうなこと、かかるわけですがけれども、大変大きな金額、やはりかかるというふうなことで、この費用を生み出すためにも水道料金等、その他一般会計からの繰出しというふうなことで行っているわけですがけれども、当分はそういう形で費用面では大丈夫というふうなことでよろしいんですね。

そんなに漏水箇所がばんばんあるというわけでもなければ、分かりませんか。

○大泉副議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○**眞壁建設水道課長** ただいまのご質問であります、今のところそういった……40年間で60億円ということで試算等を調査した結果、そういうことになっておりますが、具体的に、どこをどういったふうに直していったらいいかといったような具体的な計画は、今のところ立っておりません。

ただし、膨大な金額がかかりますので、大丈夫と言い切れるような状況ではないということとあります。

以上です。

○**大泉副議長** 10番、菅野邦比克議員。

○**10番（菅野邦比克議員）** 相当、金がかかりますので、今後とも対応よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、（2）にいけます。

避難所、病院、学校、介護施設等に通じている配管について、耐震性はなっているのかどうか、質問したいと思ひます。

○**大泉副議長** 答弁は眞壁建設水道課長。

○**眞壁建設水道課長** 災害時において、避難所や病院等への水の供給は重要であると思っております。水道管破損時の災害として最も警戒しなければならないのは、ちょうど今頃の春先の時期に地震が発生した場合の雪崩による集落の孤立化だと思っております。特に、岩根沢と大井沢がそういったことでは重要なことと思っております。

大井沢地区においては、国庫補助事業を活用して、低区配水地、中上地内から避難所である湯ったり館、大井沢温泉館までの配水管の更新を平成27年度から開始し、令和5年度で耐震化を完了しております。ただし、岩根沢においては、耐震化がなされていないようですので、対策を考えてまいりたいと思っております。

配水管や導水管などの水道管の耐震化については、先ほど来申し上げておりますように、西川町水道事業アセットマネジメントを踏まえた具体的な年次計画を、令和7年度までに策定し、計画的に対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○**大泉副議長** 追加で、眞壁建設水道課長。

○**眞壁建設水道課長** それで、災害時に断水した場合の給水方法について、総務課長から答弁をさせていただきたいと思ひます。

○**大泉副議長** 追加答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 ただいまありました、災害の際に給水管等が損傷しまして断水した場合の、給水の対応についてお答えさせていただきます。

この災害時の給水の対応といたしましては、西川町地域防災計画で定めておるところでございます。地域防災計画では、災害時の給水対応として、拠点給水方式を用いるというふうにいたしております。この方式は、一定の場所に固定して常に給水を行う方式でございますが、近くの消火栓あるいは配水地等から水を持ってくると、こういう形でのやり方になります。

この拠点給水方式のほかに、もう一つ、よく災害時にテレビなんかで放映されます運搬車、運搬給水車を用いた方式でございますが、これについては、発災直後の混乱期には、人的、物的両面から非常に困難ではないかという考え方、判断の下に、申し上げました拠点給水方式を計画上用いているところでございます。

なお、水源が被災した場合においては、緊急代替水源等に可搬式の浄水器等を稼働させ、給水基地を設営し、給水しているという状況でございます。そういった計画になっております。

さらに、今後の対応といたしまして、避難所等の備品を購入しましてトイレカー、さらには備品などを運搬する車などを新しい地方経済生活環境創生交付金、これの交付金をいただきながらやっという考え方で申請いたしておりまして、令和7年度、これの一般会計の当初予算に交付金5,300万円を盛り込んで、昨日提出させていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、防災庁、この防災庁の設置に向けた国の方針、これに基づいた新しい交付金を確実に獲得しながら、町民の皆さんの安心・安全を守るため、自主避難所を迅速に設置できるような体制を整備してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

最近地震とか災害が非常に多くて、その場になってなかなか迅速にいかない。それから訓練しているところは順調にいくと思っておりますけれども、実際なるとなかなか時間かかるなというふうなのが現状かと思えます。

それで、今も耐震性についての質問ですが、病院とか介護施設については、やはり水の確保というのは非常に大切だろうと思っておりますので。導水管のほうからそういう施設に行くのが

耐震性になっていけばよろしいかなと思います。ただ、導水管が壊れればちょっとどうしようもないわけですが。こういった面で、今いろいろ検討されているというふうなことです。今後、よろしくお願ひしたいなというふうな気がしております。

あと、給水車も、今いろいろ手配なされるというふうなことで、また計画もこれから様々、防災関係でやっていくというふうなことです。ひとつ、災害対策についてはよろしくお願ひしたいと思います。

埼玉県の場合と違うのは、西川町は水道管が埋まっている土質というか土壌が違うというふうなことだと、私は思っています。向こうは火山灰で非常にこまいところの土です。こっちは非常に固いといいますか、岩盤が固いということです。そんなに心配はしなくてもいいような気はしますけれども、でも、計画はきちっとしておいたほうがよろしいかなというふうなことで思っております。よろしくお願ひしたいと思います。対応について今お聞きいたしました。

次に（３）上小沼に水源地があります。ここには対象人数が4,000以上に給水している水源地であります。町でも大変重要な水源地です。この水源地の湧水量に変化はあるのでしょうか。また、水源地の地滑り対策はどうなっているのか、対策について質問したいと思います。

○大泉副議長 答弁は渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、上小沼の水源地は町の主要な水源であり、また、月山自然水ですとか月山地ビールにも活用しております。稼働主体にもなっていますことから、水源の維持は極めて重要であると考えております。

ご質問の湧水量については、直接計測はいたしておりませんが、配水地というんですか、導水していくに当たって流れ込んでくる水の量は把握しております。その水の量につきましては過去3年間、多少、気象条件とかそういったものによって変化はあるものの、100万立米以上の十分な水量を確保できているということです。

それから、もう一点ご質問の地滑りについてでございますが、地滑り対策については、水源地の地滑りについては、令和6年度に県が調査事業を実施してくださいました。その結果、上小沼の水源地の地下およそ5メートルから20メートルぐらいの深めの地点で地滑りの面、滑る面があることが確認されております。

地滑りの対策につきましては、どうしても対策工事期間中に代替りの水源を、代替りの水源

を確保する必要がございまして、その代替りの水源があるか、代替の水源の確保について、令和7年度から調査を開始させていただきまして、代替水源地の確保のめどが立って完了した後、本格的な地滑り対策の工事の開始に進みたいと。こちら町がやるというわけではなくて、恐らく県がやるという形になりますけれども、県による対策工事の開始をお願いしていきたいと考えております。

なので、直近の課題としては代替水源地の確保になるんですけれども、もし、我々も令和7年度調査していきますけれども、何か水源地、山から水が出ている場所など、情報お持ちでしたら教えていただければと思います。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

県の調査で水源の量は変わらないというふうなことでするので、安心しております。地滑りについて、春の安全祈願祭、あそこに行くと、いや、前は井戸水あの辺まであったのよなとあって、ちょっと下がったのんねがずなんて、話がちょっとあったんで、地滑りも、少しずつやはりあるのかなと思っては見ておったんですけれども、いろいろとこれから代替地を探して見つかる……県のほうでやるというふうなことですけれども、そういった面での対策が十分であれば問題ないかと思えます。

これは、先ほど答弁の中でも、水を売っている、使用している西川町にとっては本当に大切な、最重要の湧水池と水というふうなことだろうと思えますので、この辺の対策については十分、抜かりなく、今もやっておりますけれども、今後とも十分よろしくお願ひしたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思えます。

次は（４）、町内には今の上水道のほかに、大井沢の水源地から始まって7か所の水源地がありますが、これらの湧水量や地盤に変化はあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○大泉副議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 ただいまの、湧水量に変化はあるのかといったようなご質問ですが、先ほど、渡邊課長のほうからも、湧水量、直接カウントできないということで説明がありましたけれども、こちらのほうは水道施設の導水流量計でカウントされたもの、または流量計が設置されていないものについては、実際に各家庭配水した配水量についてであります、こちらのほうは降水量によって、季節によって若干変動はあるものの、ご指摘の7か所のいずれの水源地も水需要に見合った水量を確保できている状況であります。

また、地滑りといった現象については、ほかの水源地については特に、今のところ変状は見

られていないというふうな状況でございます。

以上です。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

上水道のほかに7か所、大井沢トンネル水源というのと大井沢地区、本道寺地区、それから志津、小山、岩根沢、中岫、軽井沢とあるわけですけれども、変化がないというふうなことで、これからも安心して給水があるというふうなことでございますので、これは安心しております。地盤変化が出てくれば、いろいろと、各地区の方々からもいろんな相談があるかと思っておりますので、その際は早急に対応していただければ、問題なくいくと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。上水管の更新については以上にさせていただきます。

次に、海味温泉の今後の運営についてというふうなことに、質問移ります。

海味温泉は西川町社会福祉協議会により、西川町に無償譲渡されることとなりました。この源泉の泉質というのは、含食塩硫黄泉で、硫黄水素水を放って塩味を有し弱アルカリ性を呈しています。この周辺では珍しい泉質ですので、町外からも多くの方が訪れております。今後の運営についてお伺いします。

私もここの担当をしておったときに、年間3万人ぐらい来る年もありまして、非常に温泉がいいというふうな方も、町外からも随分来ていらっしゃいました。これらについて質問させていただきます。

質問1、海味温泉の営業について、4月以降スムーズに移行できるようになっているのか。また、その運営の在り方などの構想について質問します。

(1) 譲渡契約の進捗状況は現在はどうなっているのか質問させていただきます。

○大泉副議長 答弁は荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

議員からご質問あったとおり、老人福祉センターは西川町社会福祉協議会の所有でございます。去る12月20日に社会福祉協議会から町に対して老人福祉センターの無償による譲渡申出書が提出されました。その後、先般1月23日の議会全員協議会でその経過をご説明し、同日、令和7年第1回臨時議会にて西川町福祉センター条例を上程し、可決をいただきました。

譲渡契約については、社会福祉協議会からの申出のとおり、無償で当該施設を町が譲り受ける形の契約として、1月23日付で社会福祉協議会と町との間で譲渡契約を締結したところであります。

また、譲渡後の施設運営に必要な公衆浴場法の手続、温泉源泉の権利移転、温泉施設営業に関する手続など、順次進めている状況であります。

以上の手続を含めまして、4月に入ってからできるだけスムーズに営業が継続できるような体制構築に努めて、その準備を進めている状況であります。

以上です。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

海味温泉については、4月1日以降もそのまま継続して利用客は利用できるというふうなことでよろしいんですね。なんか手続完了しないので止めるなんてことは、二、三日なんて、ないですよ。そこだけちょっと確認させてください。

○大泉副議長 答弁は荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

極力、止めることがないように準備、手続を進めるよう、今作業を進めております。基本、止めないつもりでおります。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

海味温泉のファンも随分いらっしゃいますので。この前、海味温泉、改修で休んだときに、水沢温泉のほうにも何名か来ていらっしゃいまして、今日まで改築というか配管の工事なんですというようなことで来ていらっしゃった方もおります。あそこも常連の方が多くですね。

今回の予算の説明の中に、今度名前が、老人福祉センターが、老人が取れるというか社会福祉センターになるというふうなことで、入られる方も少し余計になってくるのかなという気がしていました。老人ってつくると老人しか行けないのかなという方も中にいるんです。でも取れば、若い子どもさんなんかも来られるのかなと。客層を見ていると子どもさんが非常に少ない感じはします。そういった点で、いろいろとこれからなさってくださいというふうなことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まずは4月1日以降も安心して皆さんがゆっくり入られるというふうなことで、手続のほう進めていただければというふうなことでございます。

次に（2）譲渡された場合、建物はそのままなのか。それとも一部を改築して、もっと気軽に休める場所をつくったりはしないのかどうか、質問させていただきます。

○大泉副議長 答弁は荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

ご質問があった老人福祉センター、4月からは福祉センターですが、海味温泉も併設しています。泉質は、議員ご指摘のとおり、町内で唯一硫黄の成分を含みますナトリウム塩化物で鉱泉というような泉質で、pH8.0、弱アルカリ性で非常に入浴後の温室効果が高くとてもよい泉質という評判で、議員がおっしゃったように常連のお客様が多い温泉と承知はしております。

ただ、福祉センター海味温泉は、昭和54年、西暦にして1979年に建設されたもので、今年で築46年目を迎える施設です。議員ご指摘のような、魅力ある施設にするというようなことをする前、以前の問題があるというように、今認識を新たにしているところです。

1つ目は、鉄筋コンクリート造2階建ての施設ではございますが、経年劣化による不具合、故障が多々あるような状況です。具体的には、全館セントラルコントロールしている空調設備が不具合だということで、満足な冷暖房ができない状況にあるようでございます。そのため、全面的な設備の改修が必要だということです。

加えて、トイレの一部はまだ和式のままのももでございます。高齢者の方々が利用するにはふさわしくない状況にあるのかなというように認識しておりますし、玄関には風除室もなく、玄関ドアが開くたびに、特に冬などはそのたびに寒い空気が入ってきて、暖房効果が上がらない建物の構造になっています。

また、国道沿いにある海味温泉の通称うなぎ湯の看板も、西川町社会福祉協議会のままの表示でございますので、この看板なども改める必要があるということです。

さらに、耐震化がされていない施設です。町の施設として管理運営していくには、安全管理の観点から、耐震化の対応は必須だというように捉えております。

以上のように、無償で譲渡された施設ではありますが、改修するためには、耐震化のための調査設計並びに耐震化工事に関して多額の費用がかかることとなります。したがって、この多額の費用がかかる福祉センター海味温泉の施設改修に当たっては、財源確保に特に力を入れた形で、国の補助金の獲得を進めてまいったところでございます。

今議会に提案している令和7年予算では、国の新しい地方創生交付金を活用して、施設の耐震診断、構造計算業務の費用と併せて、魅力ある施設に改修するための設計費用、加えて改修工事の一部着工に関する費用を計上してございます。施設改修に当たっては、利用者を含め、町民の皆様との対話を通じてご意見をいただきたいというように思っております。

既に、お知らせでもご案内した3月21日に海味温泉老人福祉センターの対話会のご案内を

してございますので、議員の皆様もぜひ、この対話会にご参加をお願いしたいというように思っております。

なお、耐震化工事、本格的な施設改修工事は令和8年度を想定しているところであります。以上です。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） いろいろと直していただけるというふうなことで、大変うれしく思っております。

また、国の予算の確保についても一生懸命なさっていただいたというふうなことで、感謝を申し上げたいと思います。ここ、硫黄が入っているので、どちらかという配管が壊れる、傷みやすいというかね。前からそういうことがあって、随分穴が開けられて、何回工事したか分からないぐらいしているんですけども、そういった面で、一生懸命なされるというふうなことで、ありがたく思っております。

この、気軽に休める場所って私書いたんですけども、2階の大広間あるんですけども、前はそこで結構老人クラブさんとか、総会いろいろやったんですが、やはり足腰が悪くてなかなか駄目だというふうなことで、今はあいべさんを使わせていただく、こう流れ的にはなっているんですけども、あそこ畳40だっけか、かなり広い建物ですので、あそこをどういうふうにするか……今度、対話会21日あると。私も予定には入っていますけれども、あそこをどういう形で直したらいいか。

本来であれば、1階にああいう部屋があれば利用しやすいんでしょうけれども、2階に階段を上っていくというのは、昔は若い人多かったんでしょうけれども、今かなり高齢の方が結構いらっしゃいますので、ほとんど、あそこ使われる機会って少なくなったんでないかなと思うんで、あの辺をできれば、皆さんでいろいろ、対話会でも出てくるんでしょうけれども、あの辺でもうちょっと何かできればなというふうに思っているわけですけども。

すぐ、どうのこうのという答えはないわけですけども、ぜひ、2階の畳のところをもうちょっと……上下逆にしたらいいのかなんて、いろいろ考えてはいるんですけども、そんなことですので、8年度からいろいろやるというふうなことで、ぜひ皆さんが来てゆったりして、ああ、前よりよかったというふうになるような形でしていただければよろしいかなというふうに思っております。ぜひよろしく願います。

次、(3)、3番目です。運営については指定管理制度になると思いますが、地域の活性化に向けた活動にもぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。町の見解が

ございましたらお伺いしたいと思います。

○大泉副議長 答弁は荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

西川町福祉センター海味温泉の運営に関しては、新たに町が管理する施設になります。その場合、これまでの管理のやり方もございますけれども、ただ、運営に対する人件費の充て方と違っていろいろ変わる部分もございますので、正確に得られる収益が算出できない状況にあるというように、今のところ捉えております。ですので、適切な指定管理というような積算を設定できない状況にあります。

以上のことから、令和7年度においては指定管理ではなくて、町の通常の業務委託で運営事業者を選定し、運営を行ってまいりたいというような考えでおります。

また、基本的に、福祉センター海味温泉は、条例の目的のとおり、まずは健康増進および福祉の向上に資することを目的に活用していく施設でございます。ですので、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、対話会などを通じて、まずは基本的には耐震診断をして、その先の施設全体の改修のコンセプトを定めていくこととなりますけれども、そのコンセプトが、町民の皆様の意見をお伺いした結果定めていくんですけれども、仮に地域の活性化に向けた活動にも資する施設にしていくというような方針になった場合は、その方針に沿った形で施設改修は進んでいくというように想定をいたしております。

ただ、この場合、施設が健康増進と福祉向上以外の、地域振興に資する施設になりますので、イコルフットィングの観点から、水沢温泉と大井沢温泉と同様の施設になろうかと思っておりますので、その場合は入湯税を課す施設に該当してくるものだろうというように捉えているところであります。

以上です。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

地域活性化に向けた取組というのは、あそこ、温泉がありますので、できればあその場所で、地域の方が風呂に入ってゆっくり、ゆったりできるというふうなことの施設も、いろいろと話の中で出てくるとは思いますけれども、ぜひそういうふうなものを取り込んでいただいて、あそこ2町内、海味の2町内の方々も今より多くの方が来られるような施設になればなというふうに思っているところでございます。

そういった意味では、皆さんもまずは4月以降も入れる、それからいろいろ直していただ

けるということで、期待をしておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。令和7年度は業務委託ということで進むと。8年度からはたしか指定管理あたりに移していくと……そこは分からないか。じゃ、それはいいです。令和7年度は業務委託ですということ、これからも、4月1日以降も運営していくということを聞いただけでまず十分でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私の質問はこれで終了します。ありがとうございました。

○大泉副議長 以上で、10番、菅野邦比克議員の一般質問を終わります。

議長を菅野議長と交代します。

菅野議長、議長席にお着き願ひます。

〔議長 菅野邦比克議員 議長席に着く〕

○菅野議長 議長を交代いたしました。

◎散会の宣告

○菅野議長 これて本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 3時15分

令和 7 年 3 月 5 日

令和7年第1回西川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和7年3月5日(水)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（8名）

1番	佐藤大議員	2番	飯野幹夫議員
4番	荒木俊夫議員	5番	佐藤仁議員
6番	佐藤光康議員	7番	大泉奈美議員
8番	佐藤耕二議員	10番	菅野邦比克議員

欠席議員（2名）

3番	後藤一夫議員	9番	古澤俊一議員
----	--------	----	--------

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	副町長	内藤翔吾君
教育長	前田雅孝君	総務課長	佐藤俊彦君
つなぐ課長	松田淳一郎君	企画財政課長	大泉健君
健康福祉課長	荒木真也君	みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡邊永悠君
観光課長	柴田知弘君	病院事務長	土田里香君
病院経営管理 室長	佐藤尚史君	まなぶ課長	安達晴美君

事務局職員出席者

議会事務局長	飯野勇君	議事係長	鬼越晃一君
書記	柴田歆那君		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これより令和7年西川町議会第1回定例会を開会します。

なお、3番、後藤一夫議員、9番、古澤俊一議員から、会議規則第2条の規定により欠勤、欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

◎一般質問

○菅野議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 大 泉 奈 美 議 員

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

[7番 大泉奈美議員 質問席へ移動]

○7番（大泉奈美議員） おはようございます。7番、大泉奈美でございます。

今日は一般質問ということで、町立病院と部活動の地域移行に、2項目について質問をさせていただきます。

まず、質問に入る前にですが、今冬の除雪について申し上げたいと思います。

昨日ぐらいまで、やっと春めいた気候になったかなというふうに思いまして、ただ、今朝は雪模様という感じでございます。本当に今年の冬は豪雪になりまして、朝早くから除雪作業に当たられました皆様に感謝を申し上げるところであります。特に、私が住んでいる地域は、国道に出なければ、なかなか通勤とか行かないもので、もう2時半、3時ぐらいから、もう除雪に入っただいて、本当にありがたいというふうに思っているところです。

また、地域おこし協力隊、インターン生の方ですね、おたすけ隊の皆様にもですけれども、本当に屋根から雪が落ちて、もうくっついてしまってどうしようというふうに思っていたのに、役場のほうに連絡したら、おたすけ隊が来ていただいて片づけてくれた、家の中がやっと明るくなったという声もいただいております。本当に雪の降る地域の方ではない若者たちが、こういった形で除雪作業に当たってくださいまして、本当にありがたいなというふうに思っております。まだ、おたすけ隊の方はいらっしゃいますけれども、これから雪が屋根から落ちてくるときは非常に危険ですので、事故などないように作業をしていただきたいなというふうに思います。

さらにですけれども、残念なことに、除雪作業でけがをされた皆様に対してもお見舞いを申し上げ、一日も早い快復を願うところでございます。

それでは、質問に入ります。

西川町立病院は、人口減少により収益が下がる一方、病院の会計を黒字化するため、一般会計から繰入れにより何とか維持してきました。今後、町では一般会計繰入れの限度額を約3億円とし、赤字決算で累積赤字を抱えながらも、国が求める令和9年の黒字化を目指し、病院経営強化プランを作成しました。

令和7年1月に行われた町立病院改革評価委員会を傍聴させていただいたことを踏まえ、次の質問をします。これは通告した時点でございましたので、その後も、第2回の改革評価委員会とか、町では、病院の経営強化プランほか、病院については様々な情報を発信していただいたり、会議を開いたりしていただいておりますが、通告をしておりますので、質問をさせていただくということでございます。

質問の1番です。町立病院を船に例えるとするならば、病院経営強化プランは羅針盤であると考えます。先日の議会全員協議会の説明資料にも、令和6年の振り返りとして、健康保険法の改正、医師の働き方改革の義務化、マイナ保険証の導入など、地域医療を取り巻く環境が目まぐるしく変化しており、さらには当初と異なる多くのニーズ、経営上の課題が存在している可能性など、そのために改訂が必要とされているということで、改訂に向けて、対話会や町立病院改革評価委員会が出されたご意見を、今後どのように反映していくか、お伺いをいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 大泉議員から、町立病院の対話会を受けての反映ですか、対話会や改革評価委員

会でのご意見をどのように反映したかという質問でしたので、お答えさせていただきます。

町立病院は、我が町にとって大切な唯一の医療機関でございます。県内で人口5,000人以下の自治体で、病院を維持できているのは西川町だけでございます。厳しい経営がこれから予想されますが、私としては、できるだけ存続していきたいと考えております。

町民の皆様との対話は、今回の経営強化プラン改訂版でも、このように明記しております。町民と病院職員との直接的なコミュニケーションによる相互理解を最重要視し、対話やアンケートによる町民ニーズの把握と情報共有に努めると。今回の対話会や病院改革評価委員会でいただいたご意見も、可能な限りプランに盛り込んでおります。会議の中でもいただいた意見とその対応状況、できないものは難しい、できるものは進めていく、今はできないけれども、いい意見だというような3段階でおおむね書いてあるかなと、こういった委員お一人お一人のご意見を、ご回答を用紙のほうでさせていただきます。

具体的に申し上げます。

町立病院が力を入れて取り組んでいることやよかったことなども、情報発信をすべきだというご意見がございました。改訂版には、広報紙やお知らせ、つながるくんを使った町内の情報共有を実施すると明記いたしております。

1月の委員会では、診療報酬の請求状況についてご質問いただきました。プラン改訂には、医業収益増・医療の充実向上の具体的な取組として、医療DX推進加算や後発医薬品使用体制加算など新たな加算を算定することを明記いたしております。

2月の委員会では、町外からの患者や利用者を増やす対策をご指摘いただきました。当病院の強みの一つである健診について、プラン改訂版には、主要事業として、30年以上の上部内視鏡検査の実績など強みを生かした新規の健診受診者の取り込みを、こう明記しております。

以上です。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 答弁ありがとうございます。

先日、3月3日にも議会全員協議会がありまして、改訂版概要については病院室長のほうから、事務長からもご説明を、丁寧にご説明をいただいております、本当にありがとうございます。

こういった病院経営とか経営改革プランには、今までなかなか、委員の方は入っていたのかなというふうには思うんですけども、やっぱり一般の方とか、いや、ぜひ皆さん来てく

ださいよという発信の仕方はなく、やはり病院は専門的なところであるなというふうに思っていたところです。ですので、こういった形で改革評価委員会とか傍聴させていただきっかけをいただいたということ、まず私はすばらしいかなというふうに思っているところです。

2回目の評価委員会の中でも、経営強化プラン策定委員の意見、プランへの反映状況についてとは、先ほど町長もおっしゃいましたが、詳しく紙にして文章にして説明をいただいております。やはり評価委員の方の意見が、この間、私こういう意見を言ったんですけれども、どういうふうに反映されるのかなというのが分からないというのは、やはり、なぜじゃ私はここにいて、せっかく言ったのになという思いが残らないように、あ、今回、私この間、言ったことがきちんと入っているということは、じゃ私もこれに参加して、病院のために何とか頑張っていこうという気持ちになるというふうに思うわけでございます。意見は様々ありましたけれども、こういったことをまず対話を重視しているということもありましたので、続けていっていただきたいというふうに思います。

あとは、町の第7次総合計画の中にも、ウェルビーイング、町民のウェルビーイング、幸せな気持ちで暮らせる町というところがありまして、対話を重視しているというところがありまして、この辺についてはやはり第7次総合計画とリンクをしながら病院の経営に当たられるということに対しては、町民として皆さん、病院に行かれる方もそうでない方も、ああ、あ、でもどこかで意見言くと、多分自分の意見が出てくるんだなというものがあるということは、非常にいいことだなというふうに思いますので、今後も対話を重ねていながら、やっていってきたいというふうに思います。

あとは、もう一つについてですが、町立病院のホームページを見ますと、実は前までは、前というのはいつ頃を前と言うかはありますけれども、評価委員会をしました、町民との対話会をしました、新しい情報がどんどん新着情報として入ってきている。これは、やはり情報発信ってすごく大事なことで、その委員会の内容も、こう開くと全て閲覧できるというのは、やはり今までにはなかったかなというふうに思っておりますので、今後もこういった形で情報を町民の方もですが、それ以外、皆さんが見られるよう、ぜひホームページでお知らせいただきたいというふうに思いました。

西川町民の要望である病院として維持、永続することに最善を尽くすというふうに明記されておりますので、私たちも一緒になって病院存続できるようにしていけたらというふうに思っているところです。

続いて、質問の2番に移りますけれども、西川町立病院改革評価委員会設置要綱というのがございました。組織の中に、第3条、委員会には必要に応じてアドバイザーを置くことができると思いますが、現在、アドバイザーというのはどういった方がされているかということについてお尋ねをいたします。

○菅野議長 答弁は佐藤病院経営管理室長。

○佐藤病院経営管理室長 ご質問にお答えをいたします。

まず、現行プランの策定に携わっていただきましたアドバイザーに関して申し上げます。昨年4月から、現行プランに基づく取組を行ってまいりましたが、町民あるいは医療現場との対話を重ねる中で、当該アドバイザーが現行プランで用いているコンプライアンス、ガバナンス、QCサークル、PDCAサイクルといった概念的な経営学用語の表現が非常に難解であり、現場で具体的な取組として落とし込むことができている状況でございました。このため、医療現場が何を指すのか、その理解を深め、何を実施すればよいのか、具体的に行動できるような記載内容にプランを全面改訂するに当たり、当該アドバイザーとの病院経営体質改善支援等業務の委託契約を12月末で終了したところです。

次に、ご質問のあった西川町立病院改革評価委員会設置要綱に基づきますアドバイザーにつきましても、現時点では置いておらず、今後も未定でございます。

以上でございます。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） どうもお答えありがとうございます。

町民対話会のときに、前アドバイザーさんがいらっしゃって、いろんなお話を伺いながらしておられたんですが、改革評価委員会にはいらっしゃらないなということでお聞きしたわけですが、ただ、委員会の要綱の中に、アドバイザーを置くことができるという項目がございましたので、どういう形になっているのかなということでも質問をしたわけですが、病院、私たちも全く病院経営とか素人と言っちゃ、そんなことを言っちゃいけないんじゃないと言われるかもしれませんが、やはり病院経営は特別なところがありまして、もちろん現場のお医者さん、看護師さんたち、あとは経営のほうというふうになっておりますので、今後も、アドバイザーを現時点では置いてはいらっしゃらないという答弁でございましたので、病院経営、現場の方のご意見が一番だというふうに思っておりますので、これにもし今後設置の方向であれば、またお知らせいただきたいというふうに思うところです。

続きまして、質問の3番です。経営強化プラン策定委員会における意見反映状況の資料で、

朝日町立病院の医業収益、人件費、病床利用率などにおいて比較する資料がありました。もちろん朝日町とは、人口、高齢化率など環境にも違いがあり、一概に比べるものではないというふうには思いますが、今まで比較された数字を目にしたことはなかったということも正直あります。今後の経営の参考にされる、参考にといいいますか、やはり参考にされるかの考えはあるか、まずは見解をお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は佐藤病院経営管理室長。

○佐藤病院経営管理室長 大泉奈美議員のご質問にお答えをいたします。

朝日町と西川町、あるいはそれぞれの公立病院としましては、自治体としての人口規模のほか、病院の診療科の種類、もしくは数などにも違いがございます。今、議員のおっしゃったとおり、一概に比較できるものではございませんが、近隣の公立病院の参考として数値を紹介したところです。なお、プラン改訂版におきましても、当病院の経営指標の数値目標の記載だけでは、なかなかそれぞれの数値がどのように評価できるのかが分かりにくいということがございまして、比較しやすい朝日町立病院の状況を記載しているところでございます。

朝日町立病院と当病院では、両病院とも基準に応じた職員数で大きな差はなく、経常収支比率もほぼ同じとなっております。異なるのは、当病院は医業収支比率や修正医業収支比率が低く、医業収益が少ないということでございます。また、経費の中でも、当病院の職員給与費、人件費の割合が朝日町立病院よりも高くなっているという状況でございます。こうしたことを踏まえまして、今後の経営改善に当たりましては、朝日町立病院に限らず、他の公立病院の取組なども積極的に参考とさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） ありがとうございます。やはり一概に比較してやるというのではなく、ただ、ここはどうやって改善していったらいいかなということについては、他の病院等もちょっと比較をしてみるというのは、非常に参考になるかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、当町立病院、西川町も人口が減少して、なかなか病院の医業収益を上げることができないというふうにされていますが、ほかの市町村から患者さんを受け入れ、先ほど答弁ありましたように、健康診断等などで患者さんを連れて収益を上げていくという具体的なご意見があったことについては、今後、町立病院、1円でもやっぱりもうけていくという方向でやっていっていただきたいというふうに思います。

私が経営強化プラン策定委員会を傍聴させていただいて、やはり一番に心に残った意見と

というのは、「経営強化プランは、国に提出されるものなのか、それとも病院が1円でももうかり黒字化に向けて進むものなのか、これははっきりしていただきたい」というご意見が私の中にはあります。ですので、こういった委員の方の実直なご意見を、今後プラン策定で、ああ、できたという形ではなく、これを今後どうしていくかという方向に向けていただければというふうに思うところです。

策定委員会の皆様のご意見というのは、やはりすばらしいものだから、DX面からでもすけれども、具体的にこうしたらどうですかという意見がどんどん出てくるというのは、やはり委員の方、町民はいい意見を持っているので、大事にしていただきたいと思います。今後、町もやはり対話会、対話会ですね、そういったことも進めていくという方向にはありますので、ぜひ町立病院の存続に向けて頑張っていっていただきたいというふうに思います。

これで町立病院の改革評価委員会についての質問を終わります。

続きまして、部活動地域移行の現状と今後の方向性はこのことの質問をします。

国の動きとしては、令和2年9月、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとされました。令和4年12月には、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが公表され、今後の学校部活動の在り方が示されています。

令和4年第3回定例会でも、部活動の地域移行については質問させていただいておりました、回答をいただいております。また、令和6年12月に行われた部活動地域移行についての、これは大石田町で行われたのですが、議員研修会を踏まえ質問をします。

質問の1番ですが、令和6年から部活動の参加は、部活動は任意とされました。部活動地域移行、地域連携について計画的に進める必要があると思います。これまでどのような取組をされているかお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 ただいまのご質問にお答えいたします。

第7次西川町総合計画では、第2章「つながる！」の基本方針の1の4におきまして、具体的主要事業として、部活動の地域移行を支えるための中学生の活動を地域で支えるためのソフトパワーの活用促進事業を掲げており、本町では、令和4年度以来、様々な取組を行っております。

令和4年度は、地域移行の意図や近隣市町の現状、課題を確認するとともに、保護者等への研修会で説明を行いました。

令和5年度には、西川町がスポーツ庁の地域コーディネーター実証事業に採択され、休日の運動部活動の地域移行のための地域の実情を踏まえた体制や実施主体の整備、指導者の確保、環境の整備に向け取組を行いました。また、別途、指導者や保護者など関係者によりまず対話会を2回開催いたしまして、地域移行に関する本町が抱える課題を整理してまいりました。

これらの取組を通して、まず、町として対応すべきと捉えましたのは、地域に移行した場合は、受益者負担が原則ではありますけれども、設備や用具の利用、講師の謝金等が高額になる部分については支援策が必要という意見でございました。これを受けまして、令和6年度には、町は、町スポーツ協会とも対話した結果、謝金などで支援し、指導者の確保に向け、あ、失礼いたしました。あ、そうですね、令和6年度、町はスポーツ協会とも対話した結果、謝金などで支援し、指導者の確保に向けてまいります。

以上です。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） ご説明ありがとうございます。

町では、部活動の地域移行につきましては、担当課のほうで様々な対話会等を行っており、部活動の在り方についてお話をされているわけです。

一つなんです、実はここに令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業ということで、これは令和5年の予算の中で、報告書をスポーツ庁のほうに上げたものであります。私、西川町の部活動地域移行の取組について、議員の研修のときに県内の状況ということで、令和6年度実証事業実施予定自治体、24市町村、山形県ということで、実は西川町が入っていませんでしたので、あ、ああ、ちょっとまだこの計画書というのはないのかなというふうに思っていて、ただ、インターネットで「西川町 部活動地域移行」と調べたら、スポーツ庁のホームページが出てきました。スポーツ庁のホームページの中に、こういった整備事業をして、きちんとした調査をして、実証内容の成果とか、そういった報告書が出されていたわけです。

まずは、せっかくこういったことを町がやっていたのに、なぜ担当課といいますか、生涯学習課、子ども・子育て、そこに載っていなかったのかなというふうなのが、まず第一に思っていますね、いや、せっかくこういう実績とかのをやっているんですが、やはり対話会につきましても、保護者とか、やはり関係者とか、そういった方を対象にされているので、いや、私は運動もするわけじゃないし、子どもが中学生でもないし、そこはそこの分野の人たちが集まってやるのかなというふうに思うわけです。

最近、いろんな病院もですが、健康福祉課のこども計画についても、どなたでもいらっしやってくださいというふうな、最後といたしますか、どなたでも来てください、どこの対話会を見ても、基本的には、それに関わる方を集められてお話ししたほうがいいのかなというふうには思うんですが、やはりどなたでも来てくださいということが、やっぱり対話会の中では必要なかなって、そういった方が来る、意見が広がっていくというのが、まず私の考え方になりますけれども、まずはホームページで、昨日、昨日もちょっと町の見ました。そうしたら、学校教育については、もう詳しく出ておりました。あと、文化関係ですね、そういったことも、この間、「青い黒板賞」とか表彰式のそういったことは出ていましたが、やはり今、部活動の地域移行に向けて何をしているかということが、ちっとも見えてこない。

私は、もともと旧生涯学習課といたしますか、運動をしておりますので、前から関わりを持って、「あいべ」といたしますか、担当課のほうには気軽に行けるほうなんです。しかしながら、やはり何をしているか分からないという、そこにじゃ今年度も謝金といたしますか、そういった形でやっていきましょうというので予算をつけていただいたことは、実際ありがたいかなというふうには思うんですが、やっぱりこういうことで必要なんだということを町民全体にお知らせしていただくと非常によかったかなというふうに思うところになります。

この辺について、広報とかについては、今後ホームページにどこまで載せるということもあるかとは思いますが、ホームページに載せていただきたいというふうに思いますが、ちょっとその辺についてお聞きをいたします。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 ただいまご指摘いただいた点について回答申し上げます。

対話会につきましては、全てを対象者を限定して実施したわけではございませんで、広く町民の方々にも呼びかけて実施している対話会もございます。ただ、対話会の目的から、関係者に絞って行った対話会もございます。基本的に、そのような形で、町民の皆さんに開かれた対話会ということを念頭に置いてはおります。

それから、ただいまご指摘いただきました、いわゆる町民の皆さんへの情報提供ですが、ホームページ、それからタブレット等を活用して、積極的に行うように努めてまいりたいというふうに考えます。ご意見ありがとうございます。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） ぜひ中学校の子どもたち、非常に去年は頑張って、立派な成績を修

めてくれました。その結果は、やはり町報とか「あいべ」に行くと横断幕がどんと飾ってあり、そういったことは知ることができませんが、そういったことだけではなく、こういうお話をしながら、やはり支えている方たちもいるということがもちろんあるんですから、こういったこともぜひ、どういった形でホームページに載せるかは分かりませんが、ぜひ町民にお知らせをいただきたいというふうに思います。

あとは、部活動の地域移行については、各市町村どうしたらいいかというのは、各市それぞれで違うかというふうには思います。しかしながら、インターネットで発信しているところもありますし、去年はこういうことをしました。例えば、24年度はこういった報告をします。25年はこういった感じで、要は実証と反省と課題を見つけて、今後どうしていくかというのをしているわけです。大きいところでは、これ2月1日の山形新聞で、山形市が改革検討協議会、大きいところですから種目もいっぱいあるというので、地域移行については非常に大変になっているというふうに思うんですけども、やはり町としても、去年の反省があって、今年度のというふうなことが必要かなというふうに思います。それを大きくお知らせいただければというふうに思っておりますので、今後もぜひそういった形でお願いしていきたいということでございます。

続きまして、質問の2番ですが、町では令和5年度に、あ、さっき私がお話ししたことと関連いたしまして、同じような質問にはなりますが、通告しておりますので申し上げたいというふうに思います。

町では、令和5年度に地域スポーツクラブ活動体制整備事業ということで、運動部活動の地域移行に向けた実証事業として具体的な取組やスケジュールを定めた報告書をつくりました。休日の部活動について、令和7年度の取組と今後の方向性について、どのようにお考えなのかお伺いします。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回お示ししております第7次西川町総合計画改訂案の中では、第2章、基本方針2の(4)の施策の中の具体的主要事業といたしまして、補助を活用した中学生の土日における部活動の地域展開に向けた指導環境の維持を掲げております。その上で、今、議員からもご指摘いただきました対話会も行いながら、行政としての不公平感のない支援はいかにあるべきか、制度を上げ、8年度以降の完全移行に向かってまいりたいというふうに考えております。

なお、町といたしましては、この部活動地域移行について、ピンチとも受け止められる部分はあるんですけども、逆にピンチをチャンスと捉え、移住政策、交流人口政策に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） ありがとうございます。8年度に向けては、第7次総合計画にのっとりまして進めていきたいというふうに思っております、今回の議会の当初予算の中にも予算が組み込まれていたということは、本当にありがたいかなという、町のお助けがなければ、やはりなかなか難しいところではあるというふうに思います。

あとは、部活動改革委員会とか、病院についてもですね、委員会、評価委員会とか委員会、各関係の方とか、そういう委員会を設けて話し合いをしてやっているというふうに思うんですけども、例えば、今、教育長がおっしゃったように、ピンチをチャンスにするという広がりを見せるには、例えばスポーツ協会だけではなく、スポーツクラブ、地域スポーツクラブですね、あとはスポーツ推進員とか、そういった方のスポーツのいろいろな団体とお話し合いをしながら、じゃここは町民でできる部分はここであると、ここからは、どこからか助けていただけないと無理だとか、そういった意見を出し合っただけのチャンスかなというふうに思うわけです。

これは今、自分たちはできているから、ここをちょっと町からお金といいますか、助成金とかを頂いてやっていけることでは、何とかやっていけるというのはありますが、今後これでは無理だという時期が必ず来る、それを想定してのこういった話し合い、みんなどういうふうに思いますかという意見を、今からやはり町民というか、そういった方から聞いておかないとなかなか進まないというふうに、それをチャンスには、チャンスへの道はちょっと遠くなるかなというふうに、今から準備をしていくというのは非常に大事なことかなというふうに思います。

あとは、これインターネットで見たんですが、これ大石田町の部活動改革委員会、しっかりと表に出して、こういうことをしました、中体連の動向、他市町村の動向、令和6年の動き、あとは中学校ですね、山形県中学校総合体育大会の基本要綱とか、こういったものをきちんと示しながら、こういった委員会を開いているというのを情報として出しているわけです。ぜひ西川町も広報、お知らせをする、こういった町ですよというふうなうたっているわけですので、今後もぜひスポーツ部門、多分今からは専門のスポーツといいますか、中学の部活動じゃなく、ほかの軽スポーツとか、そういったことも交ぜてみんなの意見を聞いてい

ただきたい。

今、体育館にトレーニングルームがありますけれども、これ予約といいますか、1回講習を受けてもらわないと、なかなかけがをする機材であるというふうのは聞いておりますが、最近会員の方といいますか、そういった方が増えていると、やっぱり仕事をしながら、時間の合間を縫って、自分の体力維持のために若いうちから頑張っているという人もおります。

部活動地域移行、まず部活動地域移行というのは、今の段階では休日のに、休日のというふうにはなっていますが、だんだんとやはり平日も地域に移行の方向に来るやもしれませんので、そういったことをやはり考えながら、いろんな団体を巻き込みながら進めていってもらいたいなというふうに思います。

やはり情報の発信というか、こういうことをしました、大会の結果だけではなく、こういったスポーツ、スポーツクラブ、こういった方向に来ていますよ、皆さん来てください、トレーニングルームは、こういったことをやるとすごいマッチョになりますよとか、そういった情報も、せっかく地域にスポーツクラブとかもあるんですから、情報発信を頑張っていたきたいなというふうに思いますが、もしご見解があるならば、お願いをいたします。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 貴重なご提言をいただきましてありがとうございます。

大泉奈美議員おっしゃったように、今回の部活動の地域移行は、単に中学校に対応する問題ということではなくて、町の大きな政策とも関わる重要な部分であります。そして、当然のことながら、町民のスポーツ環境をどう整えていくかということを考える大変重要な機会だというふうに捉えております。そもそも町といたしましては、今回のことを契機に町民のスポーツ環境を整えていくという大前提を踏まえて取り組んでいこうというふうに進んでおりますので、ただいまいただきましたご意見につきましては、大いに参考にさせていただいて進めてまいります。

また、広報につきましても、他市町の取組などを参考にさせていただきながら、町民に届けるべき情報が届けられるように取組を進めてまいりたいというふうに思います。ご提言ありがとうございます。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 前向きなご答弁、大変ありがとうございました。

私は、スポーツについて何回か質問をしておりますが、スポーツイコール運動イコール健康だと思っております。若いうちに運動をちょっとやっただけで、ずっとだんだん働く世代

になりますと時間がなくて、そういう時間がないと言いながらで、最近膝が痛いよ、腰が痛いよ、肩が痛いよというふうになってきます。これはまさしく筋肉の衰えによって関節が痛くなるという、これはすみません、私の持論なんですけれども、それが高齢者になったときに、健康福祉から言えば健康寿命を延ばすという、どんな病気になろうが、心臓を悪くしようが、何をしようが、整形外科でどこか痛がろうが、必ずお医者さんは言います、運動をしてください。

しかしながら、しかしながら、そんな今まで運動なんてしたことないのに、いまさらできないじゃないですかというやはり意見で、湿布を貼り、自分で痛くないようにしようとか、そういったことをしておりますが、やっぱり高齢者になったときに、運動して培った筋肉で生活できるというのは、非常に幸せな人生を送れるのではないかというふうに思っております。年齢に沿った運動をしながら、自分の体のメンテナンスをしながら、健康寿命を引き上げていきたい、町民もそういった元気な町になればいいなというふうに思っているところでございます。ぜひ今後も、スポーツ、次の運動、これについてはぜひ進めていっていただきたいというふうなことをお願いをしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○菅野議長 以上で、7番、大泉奈美議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は10時40分とします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐藤耕二議員

○菅野議長 続いて、8番、佐藤耕二議員。

[8番 佐藤耕二議員 質問席へ移動]

○8番（佐藤耕二議員） 8番、佐藤耕二です。

私は、今回2件の項目について質問いたします。

最初の質問は、町の健康診断と病院の医師確保等についてであります。

2月中旬まで、健康診断の申込みが行われていました。町民の方にとっては、いかに健康で過ごすことのできる期間を長く保つかと、健康寿命の問題は非常に大事なことと思います。そのためにも、しっかり健康診断を受けていただきたいと思います。その健康診断の内容についてお聞きします。また、同時に病院の維持も町民の方の大きな関心です。今回は、的を絞って、医師等の確保や対話会についてお伺いします。

質問の一番目です。

健康診断の特定健診の項目の中に眼底検査があります。西川町は右目のみですが、なぜ両目の検査をしないのか、今回はこのピンポイントで質問したいと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 佐藤耕二議員から、町立病院の健康診断の特定健診の項目の中に、眼底検査の中で両目がないのかと、検査しないのかというご指摘がございましたので、お答えさせていただきます。

眼底検査は放射技師が行っております。健康診断の際には、その技師が、眼底検査のほかには胸部のレントゲン検査や乳がん検査、骨密度検査も担当しております。現在は院内のマンパワー不足に片目での検査としておりました。しかしながら、西村山管内の状況を踏まえ、院内で再度検査を行った結果、健康診断の検査の流れなどを見直しました。そして、令和7年度から両眼での検査を実施することを決定しております。

これまでは、レントゲン技師がお一人でしたが、今後も、募集はしておりますけれども、なかなか西川町にいらっしゃっていただけなくて、そうであっても工夫をして、来年度から両目での検査を行うということでございます。ご指摘ありがとうございます。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 早速7年度から実施していただけるということで、本当にありがとうございます。

これは、平成20年に法改正がありまして、片目だけでもいいというような法改正があったと思うんですね。当時振り返りますと、西村山管内では河北町だけ両目ということでありました。でも、その後、ほかの町は改正されまして、今現在は西川町だけが片目だということ

だったんですね。

病院のほうでも、何か打合せしたというようなことをお聞きしまして、今、町長のご答弁のとおり、やはり人員が、放射線技師がやはり非常に負担がかかるのではないかという話があったので見合わせていたというようなお話しもちょっとお聞きしました。

今のような事情は分かるわけですがけれども、ただ、町民にとっては、それが果たしてどういふふうに納得できるのかというふうに考えますと、町民でやっぱり勘違いしている方が大分いらっしゃると思うんです。眼底はなぜ片目だけでもいいのかと病院のほうにお聞きしましたところ、やはり直接肉眼で観察できる唯一の場所なんだそうですね、眼球というか、目ですね。その血管の状況を見て、やはり高血圧とか、あるいは動脈硬化とか、それを見つける手がかりにしていきたいということなので、片目だけでも大丈夫だろうというお話しをお聞きしました。

ただ、いろいろお話しを聞いてみますと、両目をした場合、やはり眼科医でなくても、白内障とか、緑内障とか、そういうこともやはり正確に分かり得る可能性も出てくるのではないかと思いますので、放射線技師の方は非常に大変だと思うんですけれども、そういうこともありますよというお話しを聞いています。

私がちょっと眼科に行っていることで、先生なんかにもいろいろお話し聞いているんですけれども、やっぱり眼科医に行きますと、網膜剥離とか、硝子体出血とか、眼底出血とかということは、眼科医の先生が目にライトを当てながら、レンズで、そしてその眼球の中を診て、その状況を調べるんだそうです。

それとは全然違って、やはり目的がずっと固まってくるというようなことなんですけれども、やはり両目で調べるといふほうが、より正確ということなんで、非常にありがたいなと思います。

私は町内の方に、ちょっと今回の機会にいろんなお話しを聞いてみました。ちょっと10人程度だったんですけれども、いろんな地区の方にお聞きしまして、そうしたら、ほとんどの方が、まず10人聞いて8人の方は、いや、疑問に思っていないでしたというのが圧倒的に多かったんですけれども、やはり、なぜ片目なのかと改めて言われると疑問を持つよねという方が5人ほどいらっしゃいました。やはり町民の方知らないんですよ、なぜ片目だけでいいのかということ。

今回は、それを機会にしてやっていただけるので、非常にありがたいなと思います。

私、今回、眼科のいろんな先生にかかっている、先生にもいろいろ聞いてみました。山大

の眼科の先生にもお聞きしましたが、4人の先生にお聞きしたら、3人の先生が、やはりそれは両目のほうがいいよねとおっしゃっていました。それから、もう一人の方は、いや、西川町で健診でもう眼底検査やっているんだ、これもいいことだね、すごいねと。両目がどうのこのじゃなくて、そんなお話しをされる先生もいらっしゃいました。

そんなことで、両目をしていただけるということなんですけれども、そうしますと、今回、健診の金額ですよ。金額も、両目と片目では違うと思いますけれども、その辺どうなるか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は佐藤病院経営管理室長。

〔病院経営管理室長 佐藤尚史君 登壇〕

○佐藤病院経営管理室長 佐藤耕二議員のご質問にお答えをいたします。

現在、日帰りのドッグの眼底検査につきましては、片目だけですので、費用については539円となっております。

来年度以降、両目ですので2枚撮影ということで、費用については660円ということで予定をしております。

以上です。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 片目だけだと539円、両目に変更した場合は660円になりますよということでした。

ちなみに、健診センターでもやっているんですけれども、健診センターの金額なんか分かりますか。

○菅野議長 答弁は佐藤病院経営管理室長。

○佐藤病院経営管理室長 ご質問にお答えいたします。

私のちょっと答弁も不足しまして申し訳ございません。

660円というのは、寒河江市西村山郡医師会の総合健診センターの料金と合わせて660円としたものでございます。

以上です。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 分かりました。

そうしますと、健診センターで受けても、町立病院で受けても、両目で、660円という金額もそうなんですけれども、健診センターへ行っても今度は両目でできるというふうになる

かと思えます。

じゃ、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

2番目の質問ですけれども、健康診断ですね、これの受診率はどれくらいあるか。また、人数なんかも分かりましたら、併せて教えていただきたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

健康診断の受診率ですけれども、把握できるところで言えば、町及び後期高齢者医療広域連合が保険者となっている国民健康保険の特定健診、そして後期高齢者保険加入者の健康診断の数値並びに節目健診の状況だと思えますので、その数値を申し上げます。

国保の健診受診状況ですけれども、令和5年の数字です。対象者は791人です。そのうち受診者は512人、受診率は64.7%です。県内第2位ということで、県内トップクラスの受診率になっています。

続いて、後期高齢者保険の健診受診状況です。これも令和5年の数値を申し上げます。対象者1,168人です。受診者は455人です。受診率は38.9%です。県内第1位です。受診率ということで、県内トップの受診率になっています。

最後に、節目健診ですが、町民の方対象に、42歳、49歳、58歳の方に対して実施しています。受診率については、これも令和5年度の数値を申し上げます。42歳で23.8%、49歳で29.3%、58歳で29.8%、全体で28.0%という状況になってございます。

以上です。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今お聞きしましたけれども、西川町の受診率というのは非常に高いというのが今の数字で分かりました。国保だと791名の方の中で512人ですね。県内で第2位ということでした。

後期高齢者は1,168名の中で、受診者は455名、県内1位ということで、非常に受診率が高くて、ちょっと想像以上に高いなというふうなことを思っております。

また、節目健診ですね。これ42歳、それから49歳、58歳の節目健診には、町のほうからその都度、そのときに該当する方に通知が行くかと思うんですけれども、この受診率、今お聞きしましたら、42歳の場合は23.8でした。49歳は29.3、58歳は29.8というふうにお聞きしたというふうにお聞きしたと思うんですけれども、これは節目健診が非常に少ない理由ですね。私考えるに、職場健診があるからかなと思えますので、その辺、何か分かりましたらお願い

します。

○菅野議長 答弁は荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおりでございます。国保と後期高齢者は、やはり自営業者並びに高齢者の方ですので、仕事とかの都合もつきますので、受診率は高くなるかと思えますけれども、節目健診は、その年代の全町民にご案内をしておりますので、共済やそれぞれの保険の方の対象者にもご案内しておりますので、なかなか仕事の関係で都合がつかなくて来にくいというような状況で、そういったことも一因として、今申し上げた数値になっているというように思われます。

以上です。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 分かりました。

今回、非常に県内でもいい成績だということで先ほどお聞きしたわけですが、問題は、町立病院でどれくらいの割合の方がいらっしゃるのか、健診センターがどれくらいいらっしゃるのかということだと思えます。私これ、事前にちょっと課長等ともお話ししてなかったもので、もし分かれば結構です。今の段階で分からなければ分からないで結構ですが、いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 大変申し訳ございませんが、数値を持ち合わせておりませんので、ちょっとこの場では答弁できません。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） すみません、急に質問しまして。

やはりそういうこともちょっと分析することも大事なと思いますので、ぜひ調べていただきたいというふうに思います。

健康診断の申込書の提出という用紙があるんですけれども、それ見ますと、健康診断はぜひ町立病院でというふうにあるんですけれども、小っちゃいんですね、その用紙が。ですから、もっと大きくして、ぜひ町立病院でやってくださいと。今、町立病院は非常に赤字で大変ですよ。あるいは町立病院の必要性もありますよ。みんな町立病院で何とかお願いできませんかというような文面なんかも必要なんじゃないかなと思えますけれども、その辺なんかよく検討していただければなというふうに思います。

あわせて、一番最初の5年度に制定されました7次総合計画を見ますと、健康診断事業の継続により医業収益を維持するということが出ているんですね。でも、その総合計画をつくったことに対して、どういうふうに今まで手段を打ってきたのかなとちょっと疑問に思うところがありますので、そこも踏まえまして、先ほど言いましたように、ぜひ健康診断のより一層の受診率の高さ、それから町立病院でぜひ受けていただきたいということを町民の方に強くお願いしたほうがいいのではないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次の質問です。

3番目の質問になるわけですが、病院の医師確保に向けた対応で、常勤医師以外の非常勤医師の場合は、今年と昨年では人数の変更があるのかどうか。また、山形大学の附属病院に医師の確保に向けての要望をしていると思いましたが、その内容についてお聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は佐藤病院経営管理室長。

○佐藤病院経営管理室長 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

医師の確保につきましては、当病院にとって最重要かつ最も困難な課題と捉えております。特に若手・中堅の常勤医師の確保が急務であると捉えております。

このため、常勤医師の確保に当たりましては、今後、自治医科大学への年1回の訪問による関係性の強化なども検討してまいりたいと思います。

ご質問のありました非常勤医師の年度別の人数でございますけれども、令和6年度につきましては、外来と宿日直で来ていただいている非常勤医師で13人、そのうち、山大附属病院からは11人来ていただいております。昨年度、令和5年度につきましては15人、うち山大附属病院の医師につきましては13人となっております。

山大以外につきましては、透析の関係で、自治医科大学と東北大学からお一人ずつ来ていただいております。

以上です。

○菅野議長 佐藤病院経営管理室長。

○佐藤病院経営管理室長 失礼しました。

山大病院への医師確保に向けての要望の状況につきましてご説明をいたします。

町長と、それから当病院の院長による山形大学医学部附属病院への訪問活動につきましては、11月から12月にかけて、第一内科、第二内科、整形外科、腫瘍内科の4つの科に対

しまして実施をしたところでございます。内容は、宿日直と外来の医師の派遣に関する要望でございます。

今回の訪問活動の成果といたしまして、4月から整形外科の非常勤医師の派遣日数が増えまして、これまでの毎週月曜日に加えて、第一、三、五金曜日にも診察を行えるようになります。さらに、今年度は宿日直医師の派遣を休止している腫瘍内科から、派遣の再開の連絡をいただいております。

これを受けまして、来年度は、8月と12月の2回にわたって訪問活動を継続し、関係性をより深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 非常勤医師の人数を今教えていただきましたけれども、ちょっと確認します。

今13名とおっしゃったと思うんです、山大のほうからですね。病院の待合室に行きますと、掲示板に貼ってあるんですね。それを、私この間行って見てきたんですけれども、そうすると、その中に、須貝前院長はもちろん非常勤で入っているんですけれども、山大病院が7名、整形外科2名というのは、これは山大なんでしょうけれども、あとは透析3名ということで、これは合計13名なんですけれども、そうしますと、透析は自治医科大、大河原先生が来ているわけなんですけれども、ちょっと人数合わないんじゃないかなと思ったんですけれども、ちょっと確認させてください。

○菅野議長 答弁は佐藤病院経営管理室長。

○佐藤病院経営管理室長 ご質問にお答えをいたします。

院内に掲示しているものでご確認いただきまして、非常勤医師につきましては、令和6年度は13人で間違いございません。山大から11人、それから透析の関係で、自治医科大と東北大学から1人ずつの2人で、合計13人ということでございます。

以上です。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 人数的に言えば、6年度に関しては合っているわけなんですけれども、ただ、その前の年と比べると、やはり少なくなってきたということもありますので、その辺は、今の状況で間に合っているというとおかしいんですけれども、勤務状況はどうか、その辺がちょっと心配というか、疑問に思うところであります。

第7次西川町総合計画の改正版があるわけですが、その第4章の2項目に、医療関係の整備・確保の施策ということで、町内唯一の医療機関として医師及び看護師等の医療従事者の確保は必須であることから、山形大学医学部からの非常勤医師の派遣に関する定期的な要望など、村山地域の中核病院との密接な連携を維持しますというふうにあるわけです。

前の7次総合計画を見ましても、これ、具体的ではないんですけれども、それに似たようなことが書いてあります。

ということは、前から、常勤医師はもちろん当たり前なんですけれども、非常勤医師にとっても、町はいろいろ今まで問題視というか、してきたんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の今までの、6年度は分かりましたけれども、5年度あたりの要望活動なんかどういう状況だか、分かりましたらちょっと教えていただきたいと思います。

○菅野議長 答弁は佐藤病院経営管理室長。

○佐藤病院経営管理室長 ご質問にお答えをいたします。

今年度は、改めまして町長と院長2人が山大のほうに訪問しておりますけれども、それまでも毎年必ず1回は事務長が山形大学のほうを訪れて、今後もよろしくお願ひしますということでご挨拶をしております、関係性をつないでいたというふうな状況でございます。

以上です。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 5年度に関しましては、事務長が年に1回、ご挨拶にということだったので、果たしてどうだったのか。過ぎたることに関しては、もうしようがないので、6年度は町長と、それから院長先生と一緒に山大附属病院に行って、実際、いろいろ確保して、その成果もあったというようなことなんで、非常によかったなど、それに関しては思います。

ちなみに、看護師さんは、今現在何人ぐらいいて、その充足率なんかはいかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は佐藤病院経営管理室長。

○佐藤病院経営管理室長 看護師につきましては、現在28名ということで、今、ホームページのほうでもちょっと募集はしておりますけれども、業務には今のところ支障のない状況となっております。

以上です。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今ご答弁いただきましたけれども、ホームページと、それから1月31日のお知らせの発行ですね、これにもやはり載っておりますね。保健師さん、それから

看護師さん、先ほどの放射線技師を募集しておりました。

募集期間は2月14日ということで、もう終わっているわけですがけれども、今答えられる範囲で結構ですがけれども、その募集状況なんか、何か分かりましたら教えていただければと思います。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 答えさせていただきます。

現在の採用状況というようなことでございますけれども、現段階ではおりませんので、今後とも引き続き募集のほうに努めているというところでございます。よろしくご理解ください。

以上でございます。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） ちょっと唐突な質問しましたけれども、先ほど町長からもお話しありましたけれども、その中で、放射線技師も募集しているということでした。今現在では募集の人員いないということですがけれども、ちょっといろいろ聞いたりしておりますと、その技師の方のやはり負担が多いのではないかとということもあって、前回行きましたら、私、前任者が代わりに来ているんだなんて、休まれてなんて話していましたがけれども、やはり非常に大変だなと思ってきました。

ぜひ、この募集なんかも引き続きやっていただいて、お知らせとかホームページだけじゃなくて、何か、心当たりあるかどうか分かりませんが、町長と院長先生が行ったときなんかも、その辺のお話しなんかしていただければどうかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

4番目の質問に入ります。

病院と町民の対話会、以外にも病院経営者側と看護師さんとの対話会をしているというふうにお聞きしました。どのような話合いが行われたのかお聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は佐藤病院経営管理室長。

○佐藤病院経営管理室長 ご質問にお答えをいたします。

昨年8月19日に、町長と、それから看護師だけでなく病院職員全体ですがけれども、対話会を開催したところでございます。

これは、職員の間にも県立河北病院と寒河江市立病院の統合・再編を踏まえまして、当病院の存続あるいは診療所化に関する不安感などがございまして、今後の町立病院の方向性につ

いて、町長から直接話を聞きたいという現場の声があったことを踏まえまして開催したものでございます。

この対話会におきましては、看護師の役職ポストの増加に関する意見が出されましたほか、我々事務職員と看護師など現場の職員との対話が不足しているんじゃないかというふうな課題が明確になったところでございます。

今後も、対話という点に関しましては、もちろん院内での対話は重視した上で、ただ、それが病院のみの閉鎖的な取組とならないように、町民の方ですとか、町の関係各部署との対話を重ねて、町としての取組をつくり上げていくことを目指すということで、プラン改定版のほうには明記したところでございます。

以上です。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 町立病院の経営強化プランの話でちょっと今ありましたけれども、その改正の中で、ちょっと見ますと、6年度には経営力強化プロジェクト、これは毎月1回というようなことが記載されておりました。これは、町民や病院職員との対話会を開催していくと。もう一つは、医師確保に向けた山附病院への要望をしていくというようなことが書いてありました。また、それとともに、経営力強化プロジェクトの会議を月1回行っているというようなことがありました。

そういうもろもろの中で、やはり今ご答弁いただいたようなことが出てきているんじゃないかなというふうに思います。

せっかくこのようにプロジェクトをつくって、いろいろ会議をやっているわけですから、その内容をやはりよく吟味しながら、やはりできるもの、できないものあるかと思えますけれども、その中で、やはりかみ砕きながらこの改正の中に活かしていくというふうにお願ひしたいと思います。

何か看護師さんからも要望あったと今お話しあったんですけども、看護師さんからはちょっと具体的にどのような要望があったんでしょうか。

○菅野議長 答弁は佐藤病院経営管理室長。

○佐藤病院経営管理室長 ご質問にお答えをいたします。

当病院の看護師の平均年齢、大体45歳以上になっておりますけれども、年齢的にばらつきがないものですから、例えば、同じような年代で、今役職としては、総看護師長、それから副総看護師長、病棟看護師長、外来看護師長と4名、あとはある程度の年代ですと、主任と

ということでポストを設けておりますけれども、例えば、病棟ですとか外来のほうに、さらに副看護師長なども設けられないかとか、そういった意見が出てきたところがございます。

以上です。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 分かりました。

先ほども言いましたように、いろいろお話を聞いて、対話会をやって、そして看護師さんとか職員の方から出てきたことを、やはり大事に扱っていただきたいなというふうに思います。

今お聞きしましたら、看護師さんに関しましては、やはり管理職ポストというか、それをもう少し増やしてほしいというような要望が出たということなので、ぜひその辺も、実現できるかどうかは分かりませんが、実現できるような方法、要望に沿った対応をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

あとは、その辺は、7年度にやはり成果が出てくるかと思っておりますので、しっかりお願いしたいというふうに思います。

ちょっと通告はしていなかったんですけども、最後にちょっとお聞きしたいんですけども、今の7次総合計画を見ますと、県立谷地病院と寒河江市立病院を統合・再編した新病院の基本構想案を踏まえ、経営形態の見直しをするというふうに7次総合計画にはありました。

また、先日新聞に、この新病院ができたらすけれども、近隣市町も何か応分の負担があるのではないかなようなことがちょっと書いてありました。

それを踏まえまして、今回の県と寒河江市がいろいろ新病院建設に向けて取り組んでいるかと思っておりますけれども、新病院の設置ですね、これが町立病院の存続に与える影響あるのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ご質問ありがとうございます。

寒河江西村山地域の地域医療を守るための新病院建設に向けて、山形県と寒河江市が中心になって取り組んでおります。この新病院の構想、設立されれば、我が町立病院にどう影響するかというご質問かと承知しております。

当然、新病院は、西村山の医療を持続可能なものにするために設立されているものと承知

しております。

冒頭申し上げたとおり、この5,000人以下で病院を維持する自治体というのが山形県内に
ございません。これはかなり西川町が無理をしているということでございます。毎年2億円
から3億円の赤字、それを一般財源で埋めているということでございます。

そう考えると、将来の人口減少に私らも歯止めがかからない悪い想定もしなくてははいけ
ません。人口が減る。そうすると医業収益が悪化して、それでもなお4億円になるのか、5億
円になるのか、資金を捻出していくことが必要です。そうしないと維持ができないわけです。

そんな中でも、ほかにもいろんな課題がございます。昨日、菅野議長からもご質問いただ
いた、上下水道管の更新工事、これは数年間、十数年間で60億お金が西川町で必要になる。
首都圏でも水道料金の値上げというのがささやかれている中、西川町は、なおそのまま水道
料金を維持している。私もそういう生活インフラをしっかり、病院と水道を守らなくてははい
けないと思っております。

私も副町長も、何とかタブレットやいろんな政策でお金を集めようとしています。

睦合公園にあるポールも、国から公園を三重取りするわけです。総務省、内閣官房と総務
省の交付金、普通交付税、これを得るために、いろんな工夫をしています。ただの公園が、
今までは普通交付税しか来なかった。それでもあのポールをただで立てていただいたおかげ
で、6億円お金が来る。こんな工夫を今頑張っているわけです。

しかし、限界も来ます。医師の確保です。

この医師の確保だけは、行政が何ぼお金が潤沢でも、お医者さんに来てもらわなくては、
維持できません。ここが西川町の病院維持のために大きな課題だと思っております。

現在、医師の高齢化も進んでおります。医師の確保がなかなか自力では難しい不確定な課
題だということをご理解いただきたいと思います。

その不確定な課題に対して、何も措置を講じないというわけには行きません。医師の確保
の可能性が高まることを、いろんなことを検討しなくてははいけません。

先ほどの新病院への参画、これは費用負担割合がまだ明確にはなっておりません。しかし
ながら、将来こういった新病院の構想に入る果実というのは医師の確保、先ほど来申し上げ
ているとおり、おっしゃっていただいているとおり、看護師の確保、これもその病院の構想
の中に入れば、お金を払わなくちゃいけないけれども、医師は確保できる。たとえサテラ
イト化というふうに病院がなったとしても、町医者としては町立病院は残る。

つまり、我が町は、この構想に対して入りませんよというふうに頭から否定するのではな

く、話し合いにはついて、負担割合もしっかり聞いて、サテライト病院化、まず構想に入るというのも西川町の選択肢として考えております。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） ありがとうございます。

我々も今、新病院の建設ということと考え合わせますと、今、西川町の町立病院というのは、非常に大きな曲がり角に来ているのではないかなというふうに思います。

今、町長のほうからお話しありましたように、やはり医師あるいは看護師さんの確保は非常に大きい問題だと思いますし、また、病院の合理化といいますか、健全化のことも大変だと思います。担当する職員の方も、非常にご苦労だと思いますけれども、しっかりと前を向いて対応していただきたいというふうに思います。

以上で、町の健康診断と病院の医師確保については終わります。

次に、町立図書館を考えるということで質問したいというふうに思います。

町立図書館と学校図書館の問題が議論されてから十四、五年ぐらいたつんですけれども、当時、統合小学校、今の西川小学校ですね。その小学校図書館の中に、町立図書館を入れるという構想でした。しかし、急遽、町側から、町立図書館単独でないと県立図書館から蔵書の貸し借りができなくなるということで、交流センター内にそのまま町立図書館を置くというような説明が当時ありました。

現在の交流センター内に、名前ばかりの町立図書館があります。この辺でそろそろこの問題にも区切りをつけたらいいのかなと思ひまして質問するわけですけれども、やはり名目的に、町立図書館はどうあるべきなのかというようなことをちょっと考えていきたいというふうに思います。

最初の質問です。

県立図書館との相互の交流があるわけですけれども、それが適切に行われているのかどうか。また、県立図書館から蔵書の貸し数は年間どれくらいあるのかお聞きしたというふうに思います。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

〔教育長 前田雅孝君 登壇〕

○前田教育長 ただいまのご質問にお答えいたします。

県立図書館と本町との相互貸借は適切に行っております。令和4、5年度の状況を見ますと、平均で借受けは554冊、貸付けは少ないんですが、4冊程度の実績で、令和6年度、こ

これはまだ2月10日までの状況ですけれども、借受けは427冊、貸付けは8冊の実績があります。

殊に西川保育園内にある支援センターのほうには、1回で80冊程度の一時借受けを年に四、五回行い、年間400冊を超える絵本等を借受けし、大変有効に活用いただいている状況にあります。

以上です。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今も適切に交流が行われているということです。貸出し、借り数も554冊ということで、かなり多く借りて、それを有効に生かしているということなので、これについては問題なく思っております。

支援センターがあるわけですけれども、その支援センターのほうにも、やっぱり子どもたちのためにお貸ししているということなんで、適切に行われているというふうに思います。

問題は、学校図書館として借りているわけじゃなくて、町立図書館という名目だけの図書館で借りているという実態があるわけです。その実態を頭に入れなくちゃいけないなというふうに思います。

ちょっといろいろ調べてみますと、平成27年に、山形県図書館協議会から県立図書館の将来の在り方についてという報告書が出されております。その中に、団体貸出し、つまり小学校とか病院とかということなんですけれども、団体貸出しの対象が市町村立図書館に限定されている現状だが、図書の積極的活用を図るため、学校、福祉施設、病院等についても、団体貸出しの対象に含まれているというふうにあるわけです。

私、県立図書館に2回ほどお邪魔して、いろいろお話を聞いてきました。

まず、県立図書館とお話しさせてもらったそのときの内容につきましては、蔵書の貸出しですね、やはり今でも町立図書館でないと駄目なのかということをお話し聞いてきました。

団体貸出しには二種類あるんだそうですけれども、一括貸出しと、それからセット貸出しの二つの方法がありますよと。今現在は、小学校図書館にも直接貸出しができるようになっていきますよというような返事をいただいております。その辺は、町のほうでも、教育長のほうでも把握していると思いますけれども、その辺の見解に関していかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

〔教育長 前田雅孝君 登壇〕

○前田教育長 ただいまのご質問に対してお答えいたします。

県立図書館による相互貸借、団体貸出し等を学校対象に行っているということに関しては、私どもでも確認しております。県立図書館のほうの規定に基づいて、それが可能になっているという状況でございます。

ただ、町立図書館と異なりまして、その利便性、いわゆる送料を必要とするとか、そういったことがありますので、現状、町が行っている町立図書館を根拠としての相互貸借というほうが利便性が高いものと判断しております。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今の教育長のお話しですと、町でも当然ながらそういう話をつかんでいて、ただ、小学校図書館で貸出しをしていただくと、送料がかかると。町立図書館の場合はその送料が要らないので、現状のままで行きたいということでもよろしいですね。

私、いろいろまた調べてみますと、やはりいろんな文献が出てくるんですね。県立図書館の方からも、こういうのもありますよとお聞きしてきました。

例えば、筑波大学では、学校と併設、複合された公共図書館の現状と課題というような書が出ておりました。これなんかを見ましても、全てやはり学校図書館を単独に考えていきたいというようなことなんですね。

ただ、問題は、町立図書館と学校図書館のほうでは、今ちょっと違いますので、そこに壁があるなというふうには感じておりますけれども、ただ、一番最初に冒頭で言いましたように、一番最初、図書館問題が発生したときも、町立の図書館でないと本の借入れはできないということだったんです。それも変わっているわけですね、内容はどんどん。

ただ、変わってはいても、今、町は同じ体制でずっときていたと。その辺に対して、誰も疑問に思わなかったのかどうか。町立図書館という看板があいべの入り口に、今まではありました、今はありません、もう。本当にそれが実体に即したものなのかなというふうなことで、今回お聞きしたわけです。

そういうことも考えながら、ちょっと2番目の質問にもう移りたいと思います。

第7次西川町総合計画の原案と書きましたけれども、これ、一番最初の総合計画です、5年度に制定したものです。これと、今回の改正版が予定されているわけですが、改正版には、両方に町立図書館のことは明記されていません。今後、町立図書館をどのように考えていくのか。交流センターあいべの中に、このまま町立図書館の看板ばかりを置いておくのかどうか。また、学校図書館と併設しながら町立図書館の看板を掲げることができないのかどうか、お聞きしたというふうに思います。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

〔教育長 前田雅孝君 登壇〕

○前田教育長 ご質問にお答えいたします。

現状におきまして、町民の皆様から、図書館に関する苦情、それから改善要請等はございませんので、総合計画のほうには明記する必要がないものと捉えております。

現状、図書館は、条例ではあいべに置いておりますが、これはあくまでも形式的なものですので、現状は看板も掲げておりません。

併設できないのかというふうなご質問に関しましては、現行の図書館法第2条の定義において、学校に附属する図書館または図書室を除くと明確に規定されておりますので、併設はできません。

すっきりしない、つまり併設できない理由は2点です。

西川小学校図書館は、学校には図書館を置かなければならないと規定する学校図書館法にのっとっているため、小学校図書館を町立図書館とすることはできません。なお、この西川小学校図書館は、開校に併せて国の補助金を活用として、学校図書館として建設しております。

一方、町立図書館は、県立図書館と公立図書館と本町の間で、学校図書館は、実は県立図書館とは相互貸借可能なんです、その他の公共図書館とは無理なのです。この町立図書館があることによりまして、県立図書館を含む公共図書館との相互貸借で、互いに所蔵する図書等の貸借が可能となっている状況にあります。

このため、町民の皆さんの利便性確保のためにも、現状のままで不都合を感じていない状況ではありますが、本町のような学校図書館が現実的に町立図書館を担う自治体もあろうかと思っておりますので、議員ご指摘の点については、町として文部科学省のほうに対しても要望してまいりたいというふうに思います。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今、教育長のほうからご答弁いただきました。その中で、やはり小学校建設のときの補助金の絡みで併設ができないというふうなお話がありました。

私もそのとおりだと思っていました。これも県立図書館に行ったときにちょっと聞いてきたんですけども、県立図書館としては、そこで返事はできないと。ただ、一つの方法として、今の現況をお話して、文部科学省のほうに聞いてみたらどうですかというふうなことも言われました。

ですから、そんなことも今からちょっとやっていただき、前に進めるものなら進んでほしいなというふうに思います。

冒頭でも言いましたけれども、私、今回、この質問なぜ取り上げたかというのは、今、教育長からもありましたように、町民のニーズは全くというほどないと思います。私、議員になって最初の年にこの問題が発生しまして、知っている方も、議員では古澤議員ぐらいしかいないんですけれども、非常に大きい問題になりました。当時の教育長の問題まで発展した問題でした。

このこと踏まえまして、やはり私の中で、いつまでも町立図書館というものの思いがずっとあったんです。本当にこのままでいいのかなということがあったんで、町立図書館というのはしっかりとやっぱり明記しながら、町民のためにもきちんとやらなくちゃいけないんじゃないかなと。

今、町民の方で、学校図書館に町立図書館が、蔵書の貸出し等々も含めまして、看板が交流センターだけにあるなんていうことが、知っている方はほとんどいないと思います。ですからニーズもないんであつて。

私、先ほどの健康診断のところでもちょっとお話ししましたがけれども、やはり小さなこと、そういうものにやはり目を向けて、職員の方いっぱいいるわけですから、疑問に思っている方もいらっしゃるかと思うんですよね。そういう右目だけでいいのか、両目がいいのかという小さなこと、あるいは今回の町立図書館の看板だけでいいのかと。そういう小さいことにもやはり目を向けていただいて、今、町は大きく変わって、今菅野町政の下でいろんなことをやっていまして、それはそれで非常にありがたいし、結構なことだと. 思います。

ただ、ちょっとそういうふうに目を向けてみると、そのような疑問も出てくるかなと思います。

ぜひ、そういうこまいことも、気がついたら、一つ一つ解決していただければ、非常に町にとっても、町民にとっても、いいんじゃないかなと思います。

いろいろ大変だと思いますけれども、お願いしたいと思います。新しい情報を、やっぱり常に仕入れながら対処していくということも大事だと思いますので、よろしく願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○菅野議長 以上で、8番、佐藤耕二議員の一般質問を終わります。

◇ 佐藤光康議員

○菅野議長 続いて、6番、佐藤光康議員。

〔6番 佐藤光康議員 質問席へ移動〕

○6番（佐藤光康議員） 6番、佐藤光康です。

早速質問に移らせていただきます。

町民が安心・安全に暮らすには、行政の力が決定的に重要です。令和7年度の役場の人員体制についてというテーマで行いますが、その前提として、まずは、職員一人一人がその能力を十分に発揮できる良好な職場環境があるかどうかということになります。職員が生き生きと仕事ができる、そのことがあってこそ優れた人員体制が生まれます。

そういう立場で質問します。

質問1です。

今年度、正職員で退職予定の職員は何名でしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 佐藤光康議員の質問にお答えいたします。

町民が安心・安全に暮らすには行政の力が決定的に重要、これはそのとおりでございます。

ご質問のあった今年度の退職予定の職員数何名をお答えさせていただきます。

こちらは、数字の話なので、総務課長からお話しをさせていただきます。

まず、考え方としては、これから60歳が定年ではなくなります。これから、役職は下がりますけれども、まだ働きたいという方は、働きやすいような環境も国のほうで進めております。

しかしながら、これから退職の年齢域にある方々というのはたくさんいらっしゃるわけです。西川町の採用も少しいびつな形になっておりまして、5年間ほど採用を抑制しておりました。採用者、行政職がゼロ人という年が5年も続いているというようなことでございます。これは、私が就任する少し前までそういう状態が続いておりました。

ですので、これからは新規採用、これからご質問いただきますけれども、たくさん西川町としては採用して、西川に帰ってきたいけど職場がない。それでも試験は受けていただきますけれども、受けていただいて、同じ仲間になっていただけるという方を、たくさんこれから未来に向かって採用していきたいというのが私の考え方でございます。

昨日の飯野幹夫議員にご質問いただいたとおり、私は、財務省で国家公務員連合の組合の役員、書記長をしております。300人も組合員がいる中での書記長で大変苦勞しました。

この経験から、職員の皆様とは1対1のミーティングを年2回開催しております。これ、なかなか、時間が限られている中、忙しい中、実施しているんですけども、こういったものに大きなヒントをいただきます。

その中で、議員、アラムナイ制度はご存じでしょうか。

[発言する者あり]

○菅野町長 アラムナイ制度というのは、職員の辞めるか辞めないかの二つの選択肢から、子育てを理由に一旦正職員を辞めるけれども、10年以内なら試験を受けずに復帰してもいいという制度を、県内で規則改正して導入していきたいと考えております。子育てで一回辞められる方、そういった方もこれから採用できるというようなことを考えております。

では、予定者のほうは総務課長から、数字の話なので、お答えをいたします。

○菅野議長 追加答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 今年度3月末の退職予定者の人数というご質問にお答えさせていただきます。

結論から申し上げますと、現段階では分かりません。そう申し上げますのは、町長の答弁にもありましたように、定年の退職年齢、定年退職の年齢の関係もございます。定年退職の該当者は、今年はおりません。あとは辞職、退職願の処理、受付して受理ということになりますけれども、それがまだ1か月ありますので分からないということで、3月末現在の退職者数は、今現在分からないということでお答えさせていただきます。

以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 定年になって辞められる方が今年おられると聞いています。

本当に頑張って町のためにやってこられた。本当にありがたい感謝の言葉を述べたいと思います。

定年前に辞められる方がおられるというのを、職員の方から私も直接お聞きしています。

昨年の予算特別委員会で、定年前に辞めた正職員の数は、令和4年度が5人、令和5年度が5人、菅野町長になってから10人の方が定年前に辞められています。

昨年の第3回定例会に荒木俊夫議員の一般質問の答弁で、町は令和元年度から令和5年度までの5年間で、定年前に辞められた方が13人と答えました。ですから、前町長3年間で定年前に辞めた方は3人、菅野町長になってから2年間で10人になるわけです。圧倒的に増え

ているわけです。

町の昨年(2019年)の4月1日の正職員数は146人です。今年度、四、五人辞めますと、3年間で約10%になります。特に、係長、主事などの経験豊かな職員が定年前に辞められている。これは大きな町の損失だと思いますが、町長、どのように考えますか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 制度的なところを申し上げますと、小川町長の3年間のことだけ申し上げても、法制度が違うのですけれども、例えば、今、定年退職というのは年々上がっています。来年度だと62歳になるわけです。でも、62歳になると、これ、ご承知いただいていますよね、定年延長、していない。

定年延長知っているか、ご説明するかどうか聞いてください。

○菅野議長 説明しますか。

○6番(佐藤光康議員) 説明してください。

○菅野町長 では、簡潔に。

定年延長というのは、役職は下がる。役職は下がるけれども、給料も下がる。今まで部下だった方が上司になる。そういう制度が導入されました。これは、先んじて、国家公務員も導入されました。

定年延長をされる方、私がいた財務省東北財務局では、ほとんどが定年延長をしませんでした。

つまり、定義……

[「質問に答えてください」と呼ぶ者あり]

○菅野町長 答えです。

[「辞めないから、大きな損失だから町長はどのように考えますかということ」と呼ぶ者あり]

○菅野町長 だから、これは大きな損失とも思っていますけれども、これはこういうふうを考えましょう。考えております、私は。

60年、人生80年とも言われています。そんな中で、いろいろ辞める方もいるでしょう。でも私は、どうぞ無理やり働いてくださいとは申し上げません。

なぜなら、1人お辞めになるだけで、人件費が若い人2人雇えるからです。私はそういう合理的な考え方を持っています。

でも、大事に職員の方をしているというのは、昨日の飯野幹夫議員のときにも、担当の荒木課長のほうで申し上げますけれども、どれぐらいしているのかを、後ほど説明させていただきます。

私が、一つ大切にしているということでございます。その必要かというのは……

〔「答えてください」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 何でしたか、質問は。大切にしているかどうかということですよ。

〔「いや、違う」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 損失だとは思っていませんけれども、これは、若い方が入られると。だって、定年前に辞めるというのは、私らの事情じゃないですから、少なくとも。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 役場職員ですね、せっかく希望を持って入るわけですよ、町のために頑張りたいと。でも、辞めてもしょうがないという発言は、非常にいただけないと思います。

定年前に辞められた方々がおられます。そういう方々からお話しをお聞きしました。

ある方は、日曜日の夜に突然、明日の朝早く役場に来てほしいと連絡が来る、土日も関係なしに仕事の指示が来る、常に仕事モードでいなければならない、つらかった。仕事に追い込まれていって、これでは精神的にやっていけないと思って辞められたという方おられました。

また、ある方は、町長と職員の飲み会があったが、嫌でしたが、人事評価に直結すると言われて行かざるを得なかった。子どものいる職員でも、なかなか帰らせてもらえない職員もいた。仕事が終わってないと、帰宅したのに呼び戻された職員もいた。これでは私はここではやっていけないと思って辞めたという方おられました。

こういうお話しは、今、社会的な問題になっているハラスメントと関係あるんじゃないかと思うわけです。

ハラスメントの定義にこういうのがあります。職員の人格もしくは尊厳を害し、職員に精神的もしくは身体的な苦痛を与え、または、職員に不利益もしくは勤労意欲の低下をもたらす言動というのが、ハラスメントの定義です。これに当てはまるんじゃないか、関係するんじゃないかというふうに思うわけです。

厚生労働省の調査によりますと、人事委員会または公平委員会に対する地方公務員からの相談件数で最も多いのがパワーハラスメントで、約4分の1になります。総務省でも、地方

公共団体における各種ハラスメント対策をしっかりとするように、繰り返し通達を出しています。

私は、町の職員には、自分の力を生かして、精いっぱい町民のために頑張ってもらいたい。町長には、一人一人の職員が最大限に力を出せるような環境をしっかりとつくってもらいたい。それが町民の願いだと思います。

しかし、経験豊かな職員が、もしハラスメントで辞めるとしたら、町民にとっては大きなマイナスになります。

そこで、西川町では、そのハラスメント防止の対策は何かあるのでしょうか。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

ただいまのご質問のハラスメントに対する対策につきましては、庁舎内のほうに対策委員会を設けまして、私ども総務課のほうで事務をつかさどっております。

当然のことながら、職員には、今まさしく議員がご発言されたような内容で悩んでおられると、こういうことがあれば、速やかに申出てくださということも話しながら設置をしておるところでございます。

これまで私どものほうに問合せのあった内容はございません。

なお、私一人ばかりでは、男でもあるというようなこともありますので、女性の職員も窓口を立てながら、職員の中では対応しておるということで、回答させていただきます。

以上でございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 今、ハラスメント防止で大事なことが一つ抜けていると思うんです。

町では、去年の3月31日、訓令を出しています。西川町職員のハラスメント防止に関する要綱という訓令を出しています。

これはどういう目的で出されて、職員には、いつ、どのような形でこの内容を徹底なさせたんでしょうか。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

まさしく今、議員ご指摘のとおり、昨年の春に全職員のほうにも呼びかけを行っております。

以上でございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） ネットで検索しますと、すぐ出てきまして、私も読ませていただきました。大変すばらしい適切な要綱だと思います。

目的として、この要綱は、職員がその能力を十分に発揮できる良好な職場環境を確保するため、パワーハラスメントの防止及び排除の措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めたとしています。

そういうことがあれば、総務課長に苦情を相談すると。もし、そういう行為を行った場合には、信用、失墜行為の禁止等に該当して懲戒処分の対象にもなり得るということなわけです。非常に良好な職場環境をつくるためには、もうハラスメントは認められないという町の構えが出ているわけです。

ところが、先ほども総務課長、最初から言いませんでしたけれども、職員に知っていますかと聞きますと、知らないという方が複数名おられました。

これは、きちっと職員に徹底しなければ、全くハラスメント防止にならないわけです。どういうふうに徹底されたんでしょうか。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

議員ご指摘の要綱でございますが、それは当然、先ほど申し上げた時期に制定しながら運営しておると。それが最初の私の答えになるわけでございますけれども、その後、令和6年度においては、全職員に呼びかけましてハラスメントの研修会、これは私がやったというわけではございません。講師は、私のような素人がやったわけでない。いわゆる専門家、プロの講師をお招きしながら研修会を実施しておるといような形で、ただ、要綱を設定したから、職員の皆さんに流したと。それだけではなく、研修会等も行いながら、ハラスメントに対する、いわゆる理解を賜るといようなことで行っておるのが、これまでの経過でございます。

全職員に呼びかけておりますので、管理職であろうが何であろうが、そういったことで最大限の配慮を行っておるといのが今現在の状況でございます。よろしくご理解ください。

以上でございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 一応要綱をつくっても、いかに徹底するかということが大事なわけですね、しっかり理解してもらおうと。そこが、私が聞いた限りでは、職員で知らない方がい

たと、研修でやったかもしれないと。でも、要綱があること、要綱にきちっと書いていますから、もしそういうのが、どれがパワーハラなのかとか、もう全てきちっと、立派な要綱です。あれはきちっと書いていますから、しっかりとやっぱり徹底させていただきたい。私も複数の方から聞きましたけれども、知らないと言っていましたので、よろしくお願ひいたします。

ハラスメントの認識について、ちょっとお聞きします。

具体的な話になりますけれども、昨年の6月29日ですね、午後3時から、西川町役場1階ロビーで、株式会社CASEの社長さんと議員との対話会がありました。急な連絡であったため、参加した議員が10人の中で7人でした。会場には課長が2人おられ、町長はおられなかったんです。

CASEの社長さんといろんな話、対話がありました。除雪大丈夫ですかと、CASEの社長さんは丁寧に答えてくださいました。

私が突然、CASEの社長さんと町が協定をやめましたけれども、なぜなのですかと聞いたんです。そしたら、そこに町長いなかったんですが、突然、後ろからどっと走ってきて、「もう、やめ、やめ」と始まったんです、「この会議なし、やめやめ」と。そして、詰め寄りました、課長のほうに、なんでこんな会議をしたんだと。やめてください、なんでこんな会議をしたんだということで、課長に詰め寄りました。こういうことになるから、こういうことはするなと言ったろうと。だからこういうことになるんだと。一体なんでこういうことをやったんだということで詰め寄った。議員の皆さん見えていますから、そういうふうに発言しています。

こういう町長の行為は、パワーハラスメントにこう書かれています。これ町の要綱です。町のパワーハラスメントの定義です。

職務上の地位、人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、職員がほかの職員に対して精神的もしくは身体的苦痛を与え、またはほかの職員の職場環境を悪化させる行為ということが書いています。

ハラスメントの認識を問います。町長、これはこの定義に当たりませんか。

○菅野議長 佐藤議員、これは通告外の問題ですか。

6番。

○6番（佐藤光康議員） 通告外ではなくて、退職の問題で、職場環境をどうよくするかという問題です。退職した方が、そういうハラスメントに関わるような体験を話しをしていた。そのことでハラスメント防止要綱を西川町はつくっている。

ですから、その関連で私は聞いているので、ですから、ハラスメントの共通理解がなければ防止できませんから、ハラスメントの共通理解のために私は聞いているんです。

○菅野議長 CASEの件は職員でないで、西川町の職員ではないので。

○6番（佐藤光康議員） CASEの職員じゃなくて、町長の行為が、これは定義に当たりませんかということを知っているんです。CASEは関係ないです。

○菅野議長 ハラスメントの通告ないので。

[発言する者あり]

○菅野議長 ですから、別の質問に切り替えていただけませんか。

○6番（佐藤光康議員） それはおかしいじゃないですか。

辞められた方が、ハラスメントと関わりがあるということで今論議しているわけですよ。ですから、職場環境で、みんな元気に職員の方が頑張れる環境をつくるためには、ハラスメント防止が徹底的に大事だということで、今、共通理解で話聞いているわけです。なんでそこで答えられないんですか、町長は。

○菅野議長 ハラスメントで辞めた事実というのは分からないわけですよ。役場のほうでは、ハラスメントで辞めたと何かありますか。

○6番（佐藤光康議員） 今、ハラスメントで大きな問題になっていて、全国的ですよ、辞めた方もおられると。そういうことで今論議しているわけですよ。

○菅野議長 光康議員にちょっと前も言ったんですけども、ここは事実確認に基づいた形の話ですので、この辞めた方というのは、役場に正式に、私はハラスメント受けたとか、そういう話が出れば、役場のほうもハラスメント受けたということで、これは正式だとすると百条委員会にかけて、これをどうする、こうするという話になるので、ですから、そういう被害届がない場合のうわさの質問というのは、ちょっとこれはできないというふうに。気持ちは分かる、そういうふうには思っているんでしょうけれども。

○6番（佐藤光康議員） うわさじゃなくて、複数の職員の方から聞いていまして。

○菅野議長 聞いたのを、役場の職員にはないというふうな回答ですので、総務課長、ないですよ。

その辺、総務課長、ある、なし、もう一回言ってください。

佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 再度お答えさせていただきます。

先ほどと同じように、私どものほうには、今議長からあったような内容のことは、話はご

ざいませぬ。

以上です。

○菅野議長 じゃ、追加答弁、菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 残念ながら、これは言わなくちゃいけません。

役場に届けられたハラスメント、2件ございます。いずれも光康議員です。

申し上げます。令和6年度第2回定例会において、一般質問において、結果的に議員ご本人の事実確認未済に関する事実であったにもかかわらず、石川かせぐ課長に、「課長、大丈夫ですか、商工会のアンケート。私見ましたけれども」と職員に心理的な不適切な発言があり、精神的なショックを受けたために、その後は1回しか答弁できなかった。私、町長が答弁に応じるようになったということを議会に申し上げます。

もう一つ、令和5年6月、令和6年6月の全員協議会において、佐藤光康議員から、かせぐ課準備室の室長を、奥山生涯学習課長が、これ、光康さんの発言です。かせぐ課準備室の室長、奥山生涯学習課長が、8月からやる、やるというのは就任ということ、室長、生涯学習課長兼ねてかせぐ課長を8月1日から室長としてやる理解しましたけれども、かなり今、生涯学習課長として忙しいんだけど、大丈夫なんですか。奥山課長ではなく、別な方がいないのか。生涯学習課として仕事が回るのか、そういったことを心配している町民もいるという事実に基づかないご質問によりまして、彼は長期休暇を得ました。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 今、町長がハラスメントに関しての論議に入ってきましたので、ぜひ先ほどのCASEのケース、きちっと答えてください。ハラスメントに、私は議員の中で起こったことに関して、あれがハラスメントに当たるかどうかということを、しっかりと答えてください。

○菅野議長 町長、もう一回答えますか。

光康議員、何回……

〔「休憩してからやりますか」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 じゃ、昼食のために休憩いたします。

再開は1時とします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 一番最初に定年前に辞められた方のお話しをここで発言しました。

それに対して、それが本当かどうか分からない、苦情相談もないという話がありました。

非常にがっかりです。いつも利他心と言っておられる菅野町長が、辞められた方の声をお聞きすると。それは素直に耳に傾けるということが、それが菅野町政だと思うんです。職員のこと、町民の声、一つ一つ丁寧に聞きながら町を変えていくということだと思うんです。一人一人が最大限に力を発揮できるような職場環境をつくるということが町長の仕事だと思います。

先ほど、ハラスメントについて、私のハラスメントについてる町長が述べられましたので、議長、それ認めましたので、私も言わざるを得ないということです。

町長がさっき述べられたので、CASEがこの前来たときに、その後の話ですね。先ほどのCASEの議員との対話会で、町長が私のところに向かってきて、もうガンガン、議会で何回もやったでしょうと繰り返し繰り返し私に言いました。私は、恐怖心を覚えて、スマホを出して、これ、パワーハラに当たりますということで、録音ボタンを押しました。そうしたら、町長が、録音ボタンを削除してください、削除してくださいということで、繰り返し繰り返し、もうスマホを取り上げられようと思いました。

私は、何とかもうそれを。でも、削除せざるを得ない状況でした。削除まで町長は要求されました。まさにそれがパワーハラじゃないでしょうか。

もう一つ聞きます。

先ほど町長が言ったので、私も言わざるを得ないということで。

○菅野議長 光康議員、これパワーハラの質問になるんですか。

○6番（佐藤光康議員） いや、辞めた方のハラスメントの絡みで話しています。パワーハラを町長が言いましたので、私が今話たんです。

○菅野議長 先ほどからちょっと言っているんですけども、そういう申入れを役場にはないと。光康議員は、五、六人から聞いていると。これ、平行線で、どこまで行っても同じだと思うので、この問題をいつまでもやるということになるんですか。時間もだんだん……

○6番（佐藤光康議員） いやいや、質問時間は私の時間ですから。

○菅野議長 いやいや、だけど大丈夫ですか。

○6番（佐藤光康議員） 大丈夫です。

○菅野議長 でも、パワハラの問題については、通告ないということで、これ以上答弁しないということですから、どうなんですか、光康議員。

もしあれだったら、前もって、この次あたり、パワハラだという問題を取り上げるのであれば、そっちで取り上げてもらったほうがいいんでないでしょうか。

○6番（佐藤光康議員） じゃ、質問2に移ります。

来年度、職員採用は何名予定していますか。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

昨日の飯野幹夫議員の答弁の中でもお答え申し上げましたように、来年度、令和7年度の職員採用、現時点では9名を予定しておるところでございます。

以上でございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） やはり、先ほどから議論していて、職員の心をどう町長が感じているのか。しっかりと向き合っていたきたいというふうに思うわけです。職員がどのような気持ちで毎日仕事をしているのか、何を悩んでいるのか、職員の本当の気持ちを知らなければ、職員もやりがいは生まれてこないわけです。

ですから、寛容性と主張する町長ですから、しっかりと町民に寄り添って、職員にも寄り添って、ぜひ働きやすい職場環境をつくっていただきたい。

意欲を持った新しい職員が入ってこられます。西川町の要綱には、任命権者は自らもハラスメントに起因する問題に対する関心の理解を深め、職員に対する言動に注意を払わなければならないというふうに書かれています。

ですから、町長もハラスメントに関する理解を、しっかりと理解してもらって、学んでもらって、そしてハラスメントのない職場、ぜひそういう環境をつくっていただきたいと強く求めて質問を終わります。

○菅野議長 質問は終了ですよね。

○6番（佐藤光康議員） はい。

以上で質問を終わります。

○菅野議長 以上で、6番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○菅野議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時06分

令和 7 年 3 月 1 3 日

令和7年第1回西川町議会定例会

議事日程(第4号)

令和7年3月13日(木)午前9時30分開議

日程第1 議案の審議・採決

- 議第 3号 西川町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 議第 4号 西川町プレジャー対応型施設条例の設定について
- 議第 5号 西川町まちづくりクラウドファンディング活用支援基金条例の設定について
- 議第 6号 西川町立病院及び西川町立診療所条例等の一部を改正する条例の設定について
- 議第 7号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定について
- 議第 8号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 議第 9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について
- 議第10号 西川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第11号 西川町児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第12号 西川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第13号 西川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第14号 令和6年度西川町一般会計補正予算(第11号)
- 議第15号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 議第16号 令和6年度西川町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議第17号 令和6年度西川町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第18号 令和6年度西川町病院事業会計補正予算(第1号)

議第 19 号 令和 6 年度西川町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 予算特別委員会審査報告書の提出

日程第 3 予算案の審議・採決

議第 20 号 令和 7 年度西川町一般会計予算

議第 21 号 令和 7 年度西川町国民健康保険特別会計予算

議第 22 号 令和 7 年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算

議第 23 号 令和 7 年度西川町後期高齢者医療特別会計予算

議第 24 号 令和 7 年度西川町介護保険特別会計予算

議第 25 号 令和 7 年度西川町病院事業会計予算

議第 26 号 令和 7 年度西川町水道事業会計予算

議第 27 号 令和 7 年度西川町公共下水道事業会計予算

議第 28 号 令和 7 年度西川町農業集落排水事業会計予算

日程第 4 請願の審査報告

日程第 5 議員派遣について

日程第 6 閉会中の継続調査申出

追加日程について

日程第 7 発議第 1 号 西川町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第 8 発議第 2 号 国による学校給食の無償化を求める意見書

出席議員（8名）

1番	佐藤大議員	2番	飯野幹夫議員
4番	荒木俊夫議員	5番	佐藤仁議員
6番	佐藤光康議員	7番	大泉奈美議員
8番	佐藤耕二議員	10番	菅野邦比克議員

欠席議員（2名）

3番	後藤一夫議員	9番	古澤俊一議員
----	--------	----	--------

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	副町長	内藤翔吾君
教育長	前田雅孝君	総務課長	佐藤俊彦君
つなぐ課長	松田淳一郎君	企画財政課長	大泉健君
町民税務課長	吉見政俊君	健康福祉課長	荒木真也君
みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡邊永悠君	観光課長	柴田知弘君
かせぐ課長	石川朋弘君	建設水道課長	眞壁正弘君
病院事務長	土田里香君	まなぶ課長	安達晴美君
監査委員	古沢美代子君		

事務局職員出席者

議会事務局長	飯野勇君	議事係長	鬼越晃一君
書記	柴田歆那君		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これより令和7年西川町議会第1回定例会を開会します。

なお、3番、後藤一夫議員、9番、古澤俊一議員から会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

◎日程の追加

○菅野議長 初めに、6番、佐藤光康議員の3月5日の一般質問に不適切な部分があると思われますので、公告、会議録を調査の上、措置いたします。

次に、6番、佐藤光康議員より、追加議案、発議第1号 西川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されましたので、これを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

これを本日の日程に追加し、追加日程第7、発議第1号 西川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてとします。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

◎議案の審議・採決

○菅野議長 日程第1、議案の審議・採決を行います。

議第3号 西川町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

吉見町民税務課長。

〔町民税務課長 吉見政俊君 登壇〕

○吉見町民税務課長 議第3号 西川町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定につきまして補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定に基づき指定するものです。

第1項の指定する郵便局は、町内の4局とし、第2項の指定する郵便局において取り扱う事務は、第1号では署名用電子証明書、第2号では利用者証明用電子証明書、それぞれマイナンバーカード内にあるICチップに記録された電子証明書の発行及び失効の申請の受付、またその確認のための書類の受付、そして、マイナンバーカードの引渡し業務としております。

なお、第1号の署名用の電子証明書とは、インターネットなどで電子文書を作成、送信する際に利用します。オンラインでの確定申告、いわゆるe-Taxなど、民間オンライン取引、オンラインバンキングなどの登録などの際に使用するもので、本人が作成したものであることを証明するものです。

第2号の利用者証明用電子証明書とは、インターネットサイトやキオスク端末などでログインをする際に利用します。行政のサイトマイナポータルへのログイン、キオスク端末、いわゆるコンビニ交付サービスを利用するなど、ログイン等をしたものが本人であることを証明することができます。

第3項の指定する郵便局において取り扱う期間は、委託契約締結の日から令和8年3月31日までとし、任期満了の1か月前までに互いに事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは自動更新し、以後、毎年意思表示をしないときは自動更新するというものです。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第3号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第4号 西川町ブレジャー対応型施設条例の設定についてを議題とします
担当課長の補足説明を求めます。

石川かせぐ課長。

[かせぐ課長 石川朋弘君 登壇]

○石川かせぐ課長 議第4号 西川町ブレジャー対応型施設条例の設定について補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、現在、水沢地区に建設中の西川町ブレジャー施設について、交流人口の拡大と観光客の滞在時間の向上に資するよう、適切な管理運営に向けて必要な事項を規定するため設定するものでございます。

第1条では施設の設置、第2条では使用料の徴収とその額など、第3条では使用料の還付について規定するものであります。

また、第4条から第8条までは指定管理について、第4条では指定管理者への権限付与、第5条では開館時間、休館日等の指定管理者が行う管理の基準、第6条では指定管理者が行う業務の範囲、第7条では指定管理者が行う場合の利用料金等、第8条では当該利用料金の還付について規定するものであります。

また、附則第1項では令和7年4月1日からとする施行期日、附則第2項では、前項ただし書で、公布の日から施行する指定管理者を行わせるため、必要な行為に係る経過措置をそれぞれ規定するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただきご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第4号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第5号 西川町まちづくりクラウドファンディング活用支援基金条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

松田つなぐ課長。

[つなぐ課長 松田淳一郎君 登壇]

○松田つなぐ課長 議第5号 西川町まちづくりクラウドファンディング活用支援基金条例の設定について補足説明を申し上げます。

この条例は、民間事業者等がクラウドファンディングを活用して実施するまちづくり推進事業に対して支援を行うため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき設定するものであります。

それではお手元の議案書をご覧ください。

第1条につきましては、基金の設置目的について、第2条は基金の積み立てる額について規定しております。第3条は基金の適正な管理について、第4条は運用益の処理について、第5条は繰替運用について、第6条の処分については第1条に規定する場合に限り処分できることを規定し、第7条は委任についてそれぞれ規定しているところであります。

附則の施行期日につきましては、この条例の公布の日から施行するものと規定しております。

以上のおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第5号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第6号 西川町立病院及び西川町立診療所条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

土田病院事務長。

[病院事務長 土田里香君 登壇]

○土田病院事務長 議第6号 西川町立病院及び西川町立診療所条例等の一部を改正する条例の設定について補足説明を申し上げます。

今回の改正については、町立病院において、医療型短期入所施設を開設するに当たり、障害福祉サービスの提供をするための項目を追加するものです。

このサービスは、肢体不自由者や障害児などを対象とし、空き病床を利用した短期入所となり、入所中は必要な医療的ケア、排せつや入浴の世話などの介護サービスを受けることが可能となります。

これらのサービスに係る料金をいただくために提案するものであります。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、西川町立病院及び西川町診療所条例につきまして、これまで診療のみを行うための第4条の見出し、「診療」と、条文内の「診療を行う」について、それぞれ障害福祉サービスの提供を含む「診療等」に改め、同条6号の次に、「障害福祉サービスの提供」を追加するものであります。

次に2ページをご覧ください。

西川町立病院及び西川町立診療所使用料、手数料条例につきまして、第2条の使用料及び手数料の額を定める条文に、障害福祉サービスの費用の額の算定となる基準について追加し、改めるものであります。

議案書の改正条文に戻っていただき、附則をご覧ください。

本条例の施行期日を令和7年4月1日からとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第6号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第7号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

吉見町民税務課長。

〔町民税務課長 吉見政俊君 登壇〕

○吉見町民税務課長 議第7号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定につきまして補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、西川町福祉センター条例の公布に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

第1条では、西川町町税条例第120条第4項中の「西川町老人福祉センター」を「西川町福祉センター」に改め、引き続き入湯税の減免を行うものです。

第2条につきましては、西川町路線バス条例の第2条の表中バス停留所名「老人福祉センター」を「西川町福祉センター」に改めるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第7号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第8号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第8号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を設定する目的についてであります。

令和6年の人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づき、本町の一般職の職員の給料表を改正しようとするものなどであります。

次に、新旧対照表に基づきまして、条例の規定内容を申し上げます。

新旧対照表の6ページをご覧くださいと存じます。

6ページ、右上に括弧書きで、第1条関係と記載いたしておりますが、第1条は、西川町

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

給料表の適用を受けていた職員の号級の切替えを規定しているもので、令和7年4月1日から施行するものであります。

新旧対照表11ページをご覧くださいまして、11ページの第2条は、西川町特別職の職員に関する条例の一部改正であります。特別職職員の給与に関する条例の一部改正であります。

常勤職員の特別職に支給することとされている手当のうち、一般職の職員と同様の手当額等について、「一般職の職員の例による」と規定の整備を図るもので、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものであります。

15ページをご覧くださいまして、15ページ第3条は、西川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

企業職員の扶養手当の支給対象者の改正で、段階的に、配偶者に係る扶養手当を廃止するもので、令和7年4月1日から施行するものであります。

16ページをご覧くださいまして、16ページ、第4条は、西川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

技能労務職員の扶養手当の支給対象者の改正で、段階的に、配偶者に係る扶養手当を廃止するもので、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第8号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

[総務課長 佐藤俊彦君 登壇]

○佐藤総務課長 議第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を設定する目的についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が潜在化しており、デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて、国民の利便性向上等の観点から改正されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、本町条例の規定の整備を図ろうとするものであります。

次に、新旧対照表に基づきまして、条例の規定内容を申し上げます。

新旧対照表の17ページをご覧くださいと存じます。

新旧対照表17ページの第1条では、西川町町税条例、同じく20ページをご覧くださいまして、第2条では、西川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例、21ページをご覧くださいまして、第3条では、西川町個人情報保護法施行条例、それぞれの条例の規定を整備するものであります。

いずれの改正も公布の日から施行するものであります。

以上のおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第9号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第10号 西川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

土田病院事務長。

〔病院事務長 土田里香君 登壇〕

○土田病院事務長 議第10号 西川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

3月3日の議会全員協議会で説明申し上げました西川町立病院経営強化プランに記載のとおり、院内の感染対策や病室内の作業スペースの確保、患者や家族の個室ニーズなどに対応するために、病床数を43床から28床に削減するために提案するものであります。

新旧対照表の22ページをご覧ください。

第2条第3項の病床数を定める条文、一般病床「43床」について、「28床」に改めるものであります。

議案書の改正条例に戻っていただき、附則をご覧ください。

本条例の施行期日を令和7年4月1日からとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第10号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第11号 西川町児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

荒木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 荒木真也君 登壇〕

○荒木健康福祉課長 議第11号 西川町児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

昨年、地域づくりヒアリングの際、間沢区、吉川区から、上間沢児童遊園、稲沢児童遊園の老朽化した遊具の撤去の要望を受け、町においては2つの児童遊園の遊具を撤去したことから、児童遊園としての機能がなくなったことに基づきまして、上間沢児童遊園及び稲沢児

童遊園を廃止するため提案するものであります。

それでは新旧対照表23ページをお開きください。

名称及び位置を定義する第2条の名称、上間沢児童遊園、位置、西川町大字間沢326番地33及び名称、稲沢児童遊園、位置、西川町大字吉川1149番地の条文を削除し、改めるものであります。

議案書の改正条例に戻っていただきまして附則をご覧ください。

本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第11号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第12号 西川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第12号 西川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を設定する目的についてであります。

職員の勤務時間及び休暇等に関する人事院規則の一部改正に伴い、規定の整備を行うとともに、菅野町長と職員の対話会などを重ねながら、町職員の仕事と生活の両立支援の拡充を行おうとするものであります。

次に、新旧対照表に基づきまして、条例の規定内容を申し上げます。

新旧対照表の24ページをご覧くださいと存じます。

第8条の2の改正は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限となる対

象の子の規定について、「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」と改めるものであります。

25ページをご覧くださいまして、15条の改正は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認や勤務時間の整備に関する措置などを規定するものであります。

26ページをご覧くださいまして、別表第2の改正は特別休暇の承認基準を改めるものであります。

(5) いわゆる第5号の結婚休暇、第15号の子の介護休暇、第19号の夏季休暇の規定をそれぞれ改め、新たに25条に定期健康診断等の結果に基づく精密検査受診体制を規定するものであります。

いずれの改正も令和7年4月1日から施行するものであります。

なお、対話の中で菅野町長と職員の間と申し上げましたが、具体的には組合との、職員労働組合ということになります。菅野町長と職員労働組合の対話などを重ねながら、職員のいわゆる勤務環境の向上を図らせていただくと、こういうものでございます。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第12号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第13号 西川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

荒木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 荒木真也君 登壇〕

○荒木健康福祉課長 議第13号 西川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令に基づき、条例中の文言を整理し、規定の整備を図るため制定するものです。

それでは、新旧対照表の28ページをお開きください。

西川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の第17条第1項第2号の条文中の「栄養士」を「栄養士及び管理栄養士」に改めるものです。

議案中の改正条例に戻っていただき、附則をご覧ください。

本条例の施行期日を令和7年4月1日からとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第13号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ここで日程の順序を変更し、追加日程第7、発議第1号 西川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第7を直ちに議題とすることに決定しました。

発議第1号 西川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

6番、佐藤光康議員。

〔6番 佐藤光康議員 登壇〕

○6番（佐藤光康議員） 発議第1号 西川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

初めに、本条例の制定については、議会独自の個人情報保護に関する条例を制定する必要が生じたことを踏まえ、令和5年第1回定例会において、西川町議会の個人情報の保護に関する条例を設定いたしました。第213回国会において成立した情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、同法第2条に新たに第8項が新設されたことにより、第2条の条文を引用している箇所についても改正を行う必要が生じ、併せて規定の整備を行うものです。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

発議第1号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第14号 令和6年度西川町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

大泉企画財政課長。

〔企画財政課長 大泉 健君 登壇〕

○大泉企画財政課長 議第14号 令和6年度西川町一般会計補正予算（第11号）について補足説明を申し上げます。

予算書の1ページです。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,983万5,000円を追加し、総額を88億964万8,000円とするものでございます。

補正の内容は、各種事務事業費の確定、急を要する事務事業の経費に係る補正、それから繰越明許費の追加及び地方債の変更であります。

初めに、主な歳出について申し上げます。

予算書の12ページ目、3、歳出をご覧いただきたいと思っております。

第2款総務費、1項5目の企画費につきましては、今年度いただいております企業版ふるさと納税のうち、1,561万3,000円を今年度の各種事業の財源として充てる財源振替でございます。

第3款民生費、1項1目社会福祉総務費につきましては、繰出基準であります国民健康保険特別会計保険基盤安定に係る繰出金を追加し、特定財源につきましては国及び県の保険基盤安定負担金合わせて166万2,000円を追加するものであります。

2目老人福祉費につきましては、高齢者等除雪支援事業に係る協議会負担金、介護予防サービス給付費の増加によりまして介護保険の特別会計繰出金を追加するものであります。

第4款衛生費、1款1目保健衛生総務費につきましては、保健センターの改修工事ということで追加をしているところでございます。なお、特定財源につきましては、町有施設整備基金繰入金61万2,000円を追加するものであります。

13ページ、4目診療所費につきましては、大井沢歯科診療所会計への繰出金を追加するものであります。

第6款農林水産業費、1項4目農業振興費につきましては、発芽胚芽米製造施設電気料金高騰対策支援及び啓翁桜生産コスト高騰対策事業費の補助の燃料資材高騰緊急支援事業補助金を追加、特定財源につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金483万円を追加するものであります。

第7款2項2目林業振興費につきましては、森林環境譲与税基金積立金1,800万5,000円を追加、特定財源につきましては、企業版ふるさと納税寄附金100万円を追加するものであります。

7款商工費、1項2目商工費につきましては、企業版ふるさと納税を充てる財源振替であります。

14ページ行きまして、第8款土木費、1項2目除雪費及び2項3目道路施設改良費につきましては、除雪経費や道路改良事業費での財源振替で、特定財源につきましては、ふるさとづくり基金の繰入金1,784万2,000円及び町債4,130万円を追加、社会資本整備総合交付金5,480万7,000円を減額するものであります。

3項2目住宅建設費につきましては、町営住宅整備事業に企業版ふるさと納税基金繰入金を充てる財源振替であります。

第9款消防費、1項2目非常備消防費につきましては、消防団員出動報酬を追加するものであります。

15ページの第10款教育費、4項4目社会体育総務費及び5項1目保健体育総務費につきましては、月山湖カヌースプリント競技場施設整備事業などに充てる企業版ふるさと納税基金繰入金を充てる財源振替でございます。

次に、歳入について申し上げます。

戻りまして7ページの歳入をご覧くださいと思います。

歳入につきましては、ただいま歳出でご説明を申し上げました各事務事業の実施に伴いまして、第15款県支出金128万2,000円、18款繰入金1,332万円、21款町債4,130万円をそれぞれ追加、第14款国庫支出金4,959万7,000円を減額しまして、それでもなお不足する財源2,353万円につきましては、第10款の地方交付税を充てるものであります。

次に、繰越明許費の追加について説明申し上げます。

戻りまして、予算書の5ページ目、第2表繰越明許費補正をご覧くださいと思います。

事業名、令和6年度の物価高騰支援給付金から一番下の公共土木施設災害復旧事業までの7事業を追加、合わせて2億4,552万1,000円を限度額といたしまして、令和7年度に繰り越すものであります。

最後に、地方債の変更について説明申し上げます。

6ページ、第3表地方債補正をご覧ください。

地方債の補正につきましては、道路橋梁整備事業の変更を行うものでございます。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 確認させていただきます。

繰越明許費です。保健センターの維持管理ということで、これは昨年全協でもちょっとお聞きしましたけれども、渡り廊下等のあれが、雪とか何かでできないので、その分の繰越したと。差額に関しては、手すり等はつけたので、それ以外の工事だというようなことの認識でよろしいのか、ちょっとお聞きします。

○菅野議長 答弁は荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

繰越明許については、冬期間の工事ですと仕上がりに支障を来すということから、積雪がない時期に改めて工事できなかったものを工事するというところでございます。

差額につきましては、前払い金をお支払いしておりますので、その差額を繰り越すという
ものでございます。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 差額の前払いですけれども、手すりとか何かは使っているその付近
も含めての前払いという感覚でよろしいんですか。入り口のところに手すりつきましたよね。
前はあれも含めての確か780万とか何かという話だったので、そういう理解でよろしいんで
あれば答弁は結構です。

○菅野議長 そのほか質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 そのほか質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決しま
す。

議第14号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第15号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

荒木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 荒木真也君 登壇〕

○荒木健康福祉課長 議第15号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算案をご覧ください。

事業勘定における保険基盤安定負担金の交付額決定及び直営診療所施設勘定におけるへき
地直営診療所運営費補助金の交付額決定による歳入予算の組替えを行うものであります。

5ページ、事業勘定の2、歳入をご覧ください。

第7款第1項第1目一般会計繰入金の保険安定基盤繰入金221万6,000円を追加し、第8款
繰越金221万6,000円を減額し、歳入予算の組替えを行うものであります。

次に7ページ、直営診療所施設勘定大井沢歯科診療所会計に当たります。

2、歳入をご覧ください。

第3款第1項第1目一般会計繰入金80万2,000円を追加し、第3款第2項第1目事業勘定繰入金80万2,000円を減額し、歳入予算の組替えを行うものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第15号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第16号 令和6年度西川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

荒木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 荒木真也君 登壇〕

○荒木健康福祉課長 議第16号 令和6年度西川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算案をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ534万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億717万7,000円とするものであります。

歳出からご説明申し上げます。

8ページ、3、歳出をご覧ください。

第1款第1項第1目一般管理費につきましては、予防給付計画作成委託料34万7,000円を追加し、需用費12万円、役務費10万円をそれぞれ減額するものであります。

第2款第2項第1目保険給付費は、介護予防サービス給付費500万円を追加するものであります。

第5款第1項第1目償還金は、返還金22万円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

6ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいまの歳出でご説明申し上げました内容に伴い、第3款第1項

1目国庫負担金の介護給付費負担金として100万円、第2項第1目国庫補助金の調整交付金として43万7,000円、第4款第1項第1目支払基金交付金の介護給付費交付金として135万円、第5款第1項第1目負担金の介護給付費負担金62万5,000円、第7款第1項一般会計繰入金の介護給付費繰入金62万6,000円、その他一般会計繰入金34万7,000円、第2目第1項介護給付費準備繰入金96万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第16号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第17号 令和6年度西川町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

○眞壁建設水道課長 議第17号 令和6年度西川町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算案をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ411万9,000円とするものであります。

歳出からご説明申し上げます。

1款1項1目宅地造成費に6万6,000円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

2款1項1目町預金利子に3,000円、3款1項1目繰越金に6万3,000円を追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第17号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第18号 令和6年度西川町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

土田病院事務長。

〔病院事務長 土田里香君 登壇〕

○土田病院事務長 議第18号 令和6年度西川町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして補足説明申し上げます。

補正予算書3ページをご覧ください。

資本的収入につきましては、1款2項1目に企業債を追加し、解析付心電計、たんぱく質分析装置及び生体情報モニターの医療機器更新を行うために、病院事業債290万円、過疎対策事業債280万円、合計570万円を借り入れるものです。

補正予算書の1ページをご覧ください。

資本的収入につきまして、既決予定額に570万円を追加し、1,343万1,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,607万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50万円及び過年度分損益勘定留保資金1,557万3,000円で補填するものであります。

職員給与費につきまして、人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づく改正により給与費が不足したことから、既決予定額に300万円を追加し、流用することが可能な金額を4億7,627万3,000円とするものであります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第18号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第19号 令和6年度西川町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

○眞壁建設水道課長 議第19号 令和6年度西川町水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算案をご覧ください。

資本的収入につきまして、既決予定額に5,579万円を追加し、収入総額を1億5,425万6,000円とするものであります。

資本的支出につきましては、既決予定額に5,545万円を追加し、支出総額を1億9,447万1,000円とするものであります。

4ページをご覧ください。

支出からご説明申し上げます。

1款1項1目建設改良費に5,545万円を追加するものであります。

収入につきましては、1款4項1目企業債に4,160万円、1款5項1目国庫補助金に1,419万円を追加するものであります。

支出に対し不足する額4,021万5,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,314万7,000円に当年度分損益勘定留保資金2,706万8,000円で補填するものであります。

補正の内容は、志津地区に埋設されている40年以上経過した排水管の布設替え工事を行うものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第19号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

再開は10時55分とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時55分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎予算特別委員会審査報告書の提出

○菅野議長 日程第2、予算特別委員会審査報告書の提出を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、佐藤光康議員。

[予算特別委員長 佐藤光康議員 登壇]

○予算特別委員長（佐藤光康議員） 予算特別委員会に付託されました議第20号 令和7年度西川町一般会計予算から議第28号 令和7年度西川町農業集落排水事業会計予算は、お手元にお配りしてある審査報告書のとおりであります。朗読して委員長報告に代えさせていただきます。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会は、付託された令和7年度西川町一般会計・特別会計・企業会計予算について審査した結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第75条の規定により報告します。

1、付託案件

議第20号 令和7年度西川町一般会計予算

議第21号 令和7年度西川町国民健康保険特別会計予算

議第22号 令和7年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算

議第23号 令和7年度西川町後期高齢者医療特別会計予算

議第24号 令和7年度西川町介護保険特別会計予算

議第25号 令和7年度西川町病院事業会計予算

議第26号 令和7年度西川町水道事業会計予算

議第27号 令和7年度西川町公共下水道事業会計予算

議第28号 令和7年度西川町農業集落排水事業会計予算

2、委員長及び副委員長の互選

互選の結果、次のとおり決定した。

委員長、佐藤光康、副委員長、荒木俊夫。

3、審査期間

令和7年3月6日 全体審査（特別会計・企業会計・一般会計担当課長説明、審査）

令和7年3月7日 全体審査（一般会計担当課長説明、審査）

令和7年3月10日 全体審査（一般会計担当課長説明、審査）

令和7年3月11日 全体審査（一般会計担当課長説明、審査）

令和7年3月12日 全体審査（9会計予算の審査、採決）

4、審査の方法

一般会計款項目並びに特別会計及び企業会計部門ごとに、全体で内容を審査した。

5、審査の結果

議第20号 令和7年度西川町一般会計予算（全員賛成）

議第21号 令和7年度西川町国民健康保険特別会計予算（全員賛成）

議第22号 令和7年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算（全員賛成）

議第23号 令和7年度西川町後期高齢者医療特別会計予算（全員賛成）

議第24号 令和7年度西川町介護保険特別会計予算（全員賛成）

議第25号 令和7年度西川町病院事業会計予算（全員賛成）

議第26号 令和7年度西川町水道事業会計予算（全員賛成）

議第27号 令和7年度西川町公共下水道事業会計予算（全員賛成）

議第28号 令和7年度西川町農業集落排水事業会計予算（全員賛成）

以上、9会計予算については、原案のとおり可決された。

以上のとおり報告申し上げます。

◎予算案の審議・採決

○菅野議長 日程第3、予算案の審議・採決を行います。

議第20号 令和7年度西川町一般会計予算から議第28号 令和7年度西川町農業集落排水事業会計予算までの9会計予算について、審議・採決を行います。

なお、質疑については予算特別委員会で十分なる審査が尽くされておりますので、質疑を省略し、討論のみを行います。

議第20号 令和7年度西川町一般会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第21号 令和7年度西川町国民健康保険特別会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第22号 令和7年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第23号 令和7年度西川町後期高齢者医療特別会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第24号 令和7年度西川町介護保険特別会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第25号 令和7年度西川町病院事業会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の

議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第26号 令和7年度西川町水道事業会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第27号 令和7年度西川町公共下水道事業会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第28号 令和7年度西川町農業集落排水事業会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、令和7年度一般会計・特別会計・企業会計予算案は全て原案のとおり可決されました。

◎請願の審査報告

○菅野議長 日程第4、請願の審査報告を議題とします。

請願第1号 国による学校給食の無償化を求める請願について、委員長の報告を求めます。
総務厚生常任委員長、荒木俊夫議員。

〔総務厚生常任委員長 荒木俊夫議員 登壇〕

○総務厚生常任委員長（荒木俊夫議員） 総務厚生常任委員会に付託されました請願について、審査報告を申し上げます。

お手元にお配りしてあります請願審査報告書のとおりであります。朗読して委員長報告に代えさせていただきます。

請願の審査報告書

本委員会は、付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第92条第1項の規定により報告します。

1、件名

請願第1号 国による学校給食の無償化を求める請願

2、付託年月日

令和7年3月3日

3、審査の結果

願意は適当と認め採択。

4、委員会の意見

本委員会において慎重に審議した結果、全員賛成をもって上記のとおり処理することを適当と認める旨、決しました。

以上のとおり報告申し上げましたが、十分ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第1号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、請願第1号は採択とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○菅野議長 日程第5、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については原案のとおり決定しました。

◎閉会中の継続調査申出

○菅野議長 日程第6、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長、総務厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び広報公聴常任委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しております閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○菅野議長 ただいま4番、荒木俊夫議員から発議第2号 国による学校給食の無償化を求める意見書が提出されました。

議案書をご覧ください。

これを議事日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、これを議事日程に追加し、追加日程第8、発議第2号 国による学校給食の無償化を求める意見書とします。

◎議案の審議・採決

○菅野議長 追加日程第8、発議第2号 国による学校給食の無償化を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、荒木俊夫議員。

〔4番 荒木俊夫議員 登壇〕

○4番（荒木俊夫議員） 国による学校給食の無償化を求める意見書ではありますが、ただいま配付したとおりであります。

提出先につきましては、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣であります。

内容を十分ご審議され、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

発議第2号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議・閉会の宣告

○菅野議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和7年度西川町議会第1回定例会を閉会します。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員